

第 6 次 府中市総合計画

平成26年度（2014年度）～平成33年度（2021年度）

みんなで創る 笑顔あふれる 住みよいまち

～みどり・文化・にぎわいのある洗練された都市を目指して～

（答申）

平成25年3月
府中市総合計画審議会

【 目 次 】

総合計画について

1 総合計画とは	P	8
2 総合計画の構成	P	8

基本構想

第1章 まちづくりの基本理念と都市像

1 基本構想の目的	P	11
2 まちづくりの基本理念	P	11
3 都市像および基本目標	P	12
4 計画期間	P	12
5 将来人口	P	12

第2章 まちづくりの主な課題

1 分野別の主な課題		
(1) 健康・福祉分野 一人と人とが支え合い幸せを感じるまち	P	13
(2) 生活・環境分野 安全で快適に暮らせる持続可能なまち	P	14
(3) 文化・学習分野 一人とコミュニティをはぐくむ文化のまち	P	15
(4) 都市基盤・産業分野 一人を魅了するにぎわいと活力のあるまち	P	16
2 行財政運営上の課題	P	17

第3章 まちづくりの大綱

I 分野別の基本目標

1 人と人とが支え合い幸せを感じるまち（健康・福祉）		
(1) 健康づくりの推進	P	18
(2) 子育て支援	P	19
(3) 高齢者サービスの充実	P	20
(4) 障害者サービスの充実	P	21

(5) 社会保障制度の充実	P	2 2
(6) 生活の安定の確保	P	2 3
(7) 地域福祉活動の支援	P	2 4
2 安全で快適に暮らせる持続可能なまち（生活・環境）		
(1) 自然・生態系の保護と回復	P	2 5
(2) 緑の整備	P	2 6
(3) 生活環境の保全	P	2 7
(4) 循環型社会の形成	P	2 8
(5) 交通安全・地域安全の推進	P	2 9
(6) 災害対応能力の向上	P	3 0
3 人とコミュニティをはぐくむ文化のまち（文化・学習）		
(1) 人権と平和の尊重	P	3 1
(2) 男女共同参画の拡大	P	3 2
(3) 国際化と都市間交流の推進	P	3 3
(4) 生涯にわたる学習活動の推進	P	3 4
(5) 文化・芸術活動の支援	P	3 5
(6) スポーツ活動の支援	P	3 6
(7) 学校教育の充実	P	3 7
(8) 青少年の健全育成	P	3 8
(9) 市民との協働体制の構築	P	3 9
4 人を魅了するにぎわいと活力のあるまち（都市基盤・産業）		
(1) 計画的なまちづくりの推進	P	4 0
(2) まちの拠点整備	P	4 1
(3) 公共交通の利便性の向上	P	4 2
(4) 社会基盤の保全・整備	P	4 3
(5) 商工業の振興	P	4 4
(6) 都市農業の育成	P	4 5
II 行財政運営の大綱		
(1) 市民の参画意欲を高める市政運営	P	4 6
(2) 経営的な視点に立った市政運営	P	4 7
(3) 継続的かつ安定的な市政運営	P	4 8
(4) 健全財政による持続可能な市政運営	P	4 9
第4章 基本構想の実現に向けて		
1 協働によるまちづくり	P	5 0
2 進行管理について	P	5 1

前 期 基 本 計 画

第1章 前期基本計画について	
1 前期基本計画の位置づけ	P 53
2 前期基本計画の期間	P 53
第2章 財政状況・財政見通し	
1 経済・財政状況	P 54
2 財政見通し	P 56
3 今後の公共施設・インフラの維持に対する考え方	P 58
4 財政見通し及び公共施設等の老朽化を踏まえた前期基本計画の推進	P 63
第3章 施策体系	P 64
第4章 重点プロジェクト ～ 計画期間における中心テーマ ～	
1 重点プロジェクトとは	P 66
2 重点プロジェクト	
プロジェクト1：市民が主役のまちづくり	P 67
プロジェクト2：防災・減災のまちづくり	P 68
プロジェクト3：にぎわいのあるまちづくり	P 69
プロジェクト4：健康で元気なまちづくり	P 70
第5章 各施策の取組内容	
○ 各施策の取組内容の見方	P 72
○ 施策体系の見方	P 73
I 分野別の施策	
1 人と人との支え合い幸せを感じるまち（健康・福祉）	P 74
(1) 健康づくりの推進	
施策 1 健康づくりの支援	P 75
施策 2 母子保健の充実	P 77
施策 3 疾病予防対策の充実	P 79

施策 4	地域医療体制の整備	P 8 1
施策 5	保養機会の提供	P 8 3
(2)	子育て支援	
施策 6	地域における子育て支援	P 8 5
施策 7	子育て家庭の育児不安の解消	P 8 7
施策 8	子育て家庭の経済的負担の軽減	P 8 9
施策 9	ひとり親家庭への支援	P 9 1
施策 10	保育サービスの充実	P 9 3
(3)	高齢者サービスの充実	
施策 11	高齢者の生きがいづくりの支援	P 9 5
施策 12	高齢者の就労支援	P 9 7
施策 13	高齢者の生活支援	P 9 9
施策 14	介護保険制度の円滑な運営	P 10 1
(4)	障害者サービスの充実	
施策 15	障害者への相談支援機能の充実	P 10 3
施策 16	障害者の社会参加支援	P 10 5
施策 17	障害者の就労支援	P 10 7
施策 18	障害者の地域生活支援	P 10 9
(5)	社会保障制度の充実	
施策 19	高齢者医療制度の普及と推進	P 11 1
施策 20	国民健康保険の運営	P 11 3
施策 21	国民年金の普及	P 11 5
(6)	生活の安定の確保	
施策 22	低所得者の自立支援	P 11 7
施策 23	勤労者の生活支援	P 11 9
施策 24	公的な住宅の管理運営	P 12 1
(7)	地域福祉活動の支援	
施策 25	支え合いのまちづくりの促進	P 12 3
施策 26	福祉のまちづくりの推進	P 12 5
2	安全で快適に暮らせる持続可能なまち（生活・環境）	P 12 8
(1)	自然・生態系の保護と回復	
施策 27	自然環境の保全の推進	P 12 9
(2)	緑の整備	
施策 28	緑のまちづくりの推進	P 13 1
(3)	生活環境の保全	
施策 29	環境に配慮した活動の促進	P 13 3

施策 3 0	まちな環境美化の推進	P 1 3 5
施策 3 1	公害対策の推進	P 1 3 7
施策 3 2	斎場・墓地の管理運営	P 1 3 9
(4)	循環型社会の形成	
施策 3 3	ごみ減量化・資源化の推進	P 1 4 1
施策 3 4	ごみの適正処理の推進	P 1 4 3
(5)	交通安全・地域安全の推進	
施策 3 5	交通安全の推進	P 1 4 5
施策 3 6	地域安全の推進	P 1 4 7
(6)	災害対応能力の向上	
施策 3 7	危機管理対策の強化	P 1 4 9
施策 3 8	消防力の充実	P 1 5 1
3	人とコミュニティをはぐくむ文化のまち（文化・学習）	P 1 5 4
(1)	人権と平和の尊重	
施策 3 9	人権意識の醸成	P 1 5 5
施策 4 0	平和意識の啓発	P 1 5 7
(2)	男女共同参画の拡大	
施策 4 1	男女共同参画の推進	P 1 5 9
(3)	国際化と都市間交流の推進	
施策 4 2	都市間交流の促進	P 1 6 1
施策 4 3	国際化の推進	P 1 6 3
(4)	生涯にわたる学習活動の推進	
施策 4 4	学習機会の提供と環境づくりの推進	P 1 6 5
施策 4 5	図書館サービスの充実	P 1 6 7
(5)	文化・芸術活動の支援	
施策 4 6	市民の文化・芸術活動の支援	P 1 6 9
施策 4 7	文化施設の有効活用	P 1 7 1
施策 4 8	歴史文化遺産の保存と活用	P 1 7 3
(6)	スポーツ活動の支援	
施策 4 9	スポーツ活動の支援	P 1 7 5
施策 5 0	スポーツ環境の整備	P 1 7 7
(7)	学校教育の充実	
施策 5 1	幼児教育の充実	P 1 7 9
施策 5 2	教育環境の充実	P 1 8 1
施策 5 3	教育・指導内容の充実	P 1 8 3
施策 5 4	学校給食の充実	P 1 8 5

施策 5 5	児童生徒の健康づくりの推進	P 1 8 7
施策 5 6	学校施設の保全	P 1 8 9
(8)	青少年の健全育成	
施策 5 7	青少年の健全育成	P 1 9 1
(9)	市民との協働体制の構築	
施策 5 8	地域コミュニティの活性化支援	P 1 9 3
施策 5 9	民間活力による地域貢献活動の促進	P 1 9 5
4	人を魅了するにぎわいと活力のあるまち（都市基盤・産業）	P 1 9 8
(1)	計画的なまちづくりの推進	
施策 6 0	計画的な土地利用の推進	P 1 9 9
施策 6 1	良好な開発事業の誘導	P 2 0 1
施策 6 2	震災に対応した建築物の誘導	P 2 0 3
施策 6 3	質の高い建築物の確保	P 2 0 5
施策 6 4	魅力ある景観の形成	P 2 0 7
(2)	まちの拠点整備	
施策 6 5	駅周辺整備事業の計画的推進	P 2 0 9
施策 6 6	けやき並木と調和したまちづくりの推進	P 2 1 1
(3)	公共交通の利便性の向上	
施策 6 7	公共交通の利便性の向上	P 2 1 3
(4)	社会基盤の保全・整備	
施策 6 8	道路等の整備	P 2 1 5
施策 6 9	道路等の適正な維持管理	P 2 1 7
施策 7 0	下水道施設の機能確保	P 2 1 9
(5)	商工業の振興	
施策 7 1	中小企業の経営基盤強化の支援	P 2 2 1
施策 7 2	地域商業の振興	P 2 2 3
施策 7 3	工業の育成	P 2 2 5
施策 7 4	観光資源の活用・創出による地域活性化	P 2 2 7
施策 7 5	消費生活の向上	P 2 2 9
(6)	都市農業の育成	
施策 7 6	農地の保全、府中産農産物の流通拡大と担い手の育成	P 2 3 1
施策 7 7	農業とふれあう機会の拡充	P 2 3 3
II	行財政運営に関する施策	P 2 3 6
(1)	市民の参画意欲を高める市政運営	
施策 7 8	広報活動・情報公開の充実	P 2 3 7

施策 7 9 広聴活動の充実	P 2 3 9
(2) 経営的な視点に立った市政運営	
施策 8 0 計画の着実な推進に向けた P D C A サイクルの充実	P 2 4 1
施策 8 1 長期的視点に立った公共資産の維持・活用	P 2 4 3
施策 8 2 市民ニーズや行政課題に的確に対応できる人材の育成	P 2 4 5
(3) 継続的かつ安定的な市政運営	
施策 8 3 安定的な行政サービスの提供	P 2 4 7
施策 8 4 情報通信技術の活用	P 2 4 9
(4) 健全財政による持続可能な市政運営	
施策 8 5 持続可能な財政運営	P 2 5 1

総合計画について

1 総合計画とは

総合計画は、市の最上位計画として、市の将来の長期的な展望の下に市政のあらゆる分野を対象とした総合的かつ計画的なまちづくりの指針を定めるものです。

2 総合計画の構成

この計画は、基本構想、基本計画で構成します。

基本構想

基本構想は、市のまちづくりの基本的な理念であり、市の目指す新しい都市像及び将来の基本目標を示しています。計画期間は8年間です。

市民とともに市が協働して達成を目指す計画と位置づけており、市民と市が協働で策定しています。

基本計画

基本計画は、基本構想における都市像及び基本目標を実現するために、市が取り組む施策の体系及び基本的方向を示すものです。前期基本計画・後期基本計画に分けて策定し、計画期間はそれぞれ4年間です。

財政的な見通しを踏まえた上で、施策ごとの主要な事務事業や、分野横断的に取り組む「重点プロジェクト」などを示しています。

市が責任を持って達成を目指す計画と位置づけており、市が主体となって策定しています。

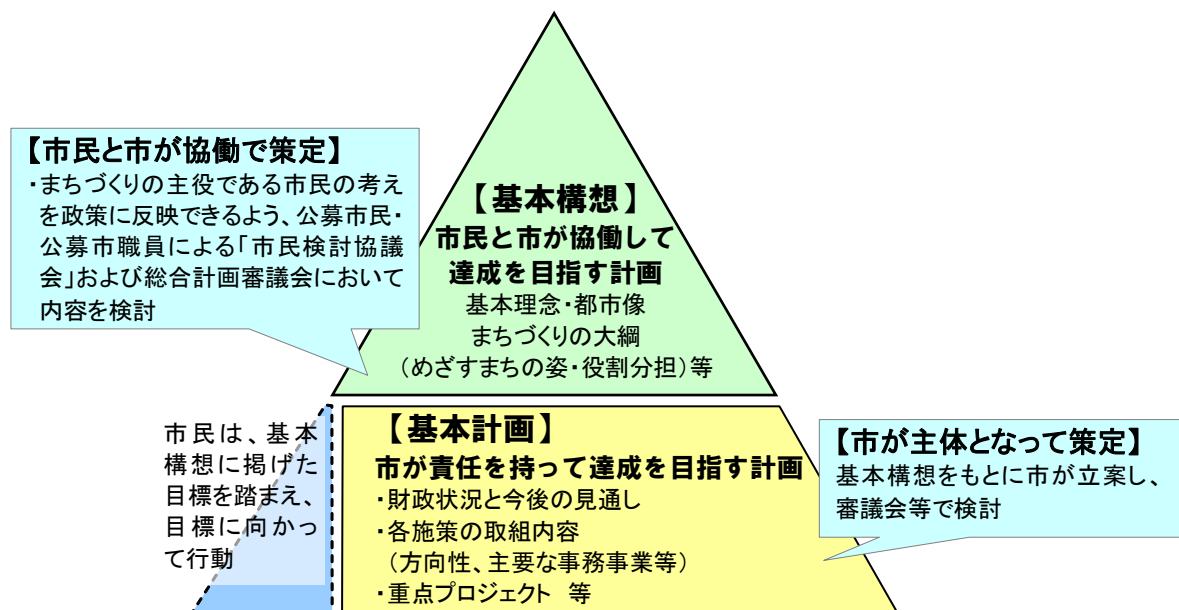


図 第6次総合計画の構成イメージ

基 本 構 想

平成 2 6 年度（2014 年度）～平成 3 3 年度（2021 年度）

第1章 まちづくりの基本理念と都市像

市民と市がともに目指す都市像

みんなで創る 笑顔あふれる 住みよいまち
～みどり・文化・にぎわいのある洗練された都市を目指して～

1 基本構想の目的

この基本構想は、市民[※]と市が協働して市民の視点に立ったまちづくりを進めるために、基本的な理念を明らかにし、府中市の目指す新しい都市像と将来の基本目標を示すものです。

2 まちづくりの基本理念

市民がまちづくりに主体的に参加しながら、相互に尊重し協力し合い、家族や地域でのつながりを大切にし、ふるさと府中の歴史・文化や自然環境を守り愛着をもって、安全安心で健やかに暮らすことを基本理念とします。

この基本理念は、以下の4つの視点からなります。

■基本理念の4つの視点

(1) 市民が主役のまち

まちづくりは、私たち市民の幸せを実現するものであり、市民が主体的に進めていくことが基本です。私たちは、市とのコミュニケーションを深めながら、自ら考え、参加するとともに、市と協働してまちづくりを進めます。

(2) 絆で結ばれたまち

私たちは、世代を越えた交流を大切にし、家族や地域コミュニティでお互いに尊重し合い支え合う、強い絆で結ばれたまちづくりを進めます。

(3) 誇りと愛着の持てるまち

私たちのまち府中は、武蔵国の国府が置かれ、古くから政治、経済、文化の中心として栄えてきました。また、美しいまち並みや公園などをはじめとする緑豊かな自然環境など、誇りの持てる様々な財産があります。私たちは、先人から受け継いできた貴重な財産を守り育て、活かしながら、住み続けたい、訪れてみたいと思えるまちづくりを進めます。

(4) 安全安心なまち

自助・共助・公助のもと、私たちは安心してこのまちで暮らせるよう、地震や水害などの自然災害に備えるとともに、日々の生活でも防火や防犯、交通安全の確保など、あらゆる分野で安全安心のまちづくりに取り組みます。

3 都市像および基本目標

(1) まちづくりの基本理念を踏まえて、市民と市がともに目指す都市像を次のとおり設定します。

みんなで創る 笑顔あふれる 住みよいまち
～みどり・文化・にぎわいのある洗練された都市を目指して～

(2) この都市像を実現するために、次のとおり基本目標を定め、市民と市が協働でまちづくりを展開します。

- ・人と人が支え合い幸せを感じるまち（健康・福祉）
- ・安全で快適に暮らせる持続可能なまち（生活・環境）
- ・人とコミュニティをはぐくむ文化のまち（文化・学習）
- ・人を魅了するにぎわいと活力のあるまち（都市基盤・産業）

4 計画期間

この基本構想の計画期間は、平成26年度（2014年度）から平成33年度（2021年度）までの8年間とします。

5 将来人口

平成33年度に見込まれる人口を259,000人とします。なお、年少人口、生産年齢人口、高齢者人口の構成比は、次のように変化することが想定されます。

	平成26年度(2014年度)	平成33年度(2021年度)
年少人口比(0~14歳)	13.4%	12.2%
生産年齢人口比(15~64歳)	66.3%	65.4%
高齢者人口比(65歳~)	20.2%	22.4%

*本計画において、「市民」は、住民だけではなく、事業者、在勤者、在学者並びに市内で活動する方々や団体も含んだ広い意味で捉えています。

第2章 まちづくりの主な課題

1 分野別の主な課題

(1) 健康・福祉分野 ―人と人が支え合い幸せを感じるまち―

■社会の動向・課題

わが国の総人口は平成17年より減少局面に入っており、平成58年には1億人を下回ることが予想されています。高齢化率は平成22年に23%となっており、平成47年には約3人に1人が高齢者となることが見込まれています。

高齢者の増加により、医療や年金等の社会保障費が急増しており、給付と負担のバランスや負担の世代間の公平性を確保するとともに、長期的に財源を確保していくことが重要な課題となっています。また、一人ひとりが健やかに暮らせるよう、医療・介護等の環境の充実や、予防に向けた取組の充実、それぞれの能力に応じて活動できる環境づくりなどが求められています。

一方で少子化も進展しており、将来の担い手不足が懸念されます。

政府はこの対策として、子ども・子育てビジョンの策定など様々な取組を進めてきましたが、経済面や、仕事と子育ての両立が難しい等の理由で、依然として出生率が低迷しています。安心して子育てができるような社会の構築が求められています。

■府中市の現状・課題

本市の高齢化の状況は、良好な交通アクセスや住環境を背景に若い世代の転入者が多いこともあり、平成22年時点で高齢化率が18.2%と全国平均の23.0%よりも低い状況ですが、今後は上昇し続け、市の人口推計では平成33年には22.4%になる見込みです。今後は、高齢者が住み慣れた地域で健康に暮らし、それぞれの能力に応じて活躍できるよう、健康づくりや雇用、活動の場を充実させるとともに、地域で支え合う福祉を実現することが課題です。

一方、本市の少子化の状況についてみると、合計特殊出生率*は1.35人で多摩地域26市の中で9位ですが（平成22年度）、近年、転入により子どもの人数が増加しています。また、人口規模を考慮した周辺市との比較によると、保育所などの待機児童も多く、早急な対応が求められています。そこで、引き続き保育所の増設や定員拡大に努めるとともに、多様な保育ニーズに対応できるよう、病児保育や一時あずかりの拡充など、多面的な保育サービスを展開することが求められています。

*合計特殊出生率：一人の女性が一生の間に生む子どもの数

(2) 生活・環境分野 —安全で快適に暮らせる持続可能なまち—

■社会の動向・課題

地球温暖化、廃棄物の増加や天然資源の浪費、生物多様性の損失などといった、地球規模の環境問題が生じています。わが国のみならず、世界の各国と協力し、これらの問題の解決に向けて取り組む必要があります。そのために、省エネルギー化や自然エネルギーの利用、廃棄物の抑制や製品の再利用・リサイクル、生態系の保護などにつとめ、持続可能な社会づくりに取り組むことが求められます。

近年、地球規模の気候変動と自然災害の多発の関係が指摘されるなか、また、平成23年に発生した東日本大震災を契機として、被害の防止・軽減に向けた施設整備や、災害発生時の体制強化など、防災対策の重要性が強く認識されています。

日常生活の安全安心についてみると、わが国の交通事故や犯罪の件数は近年減少しているものの、高齢者の交通事故の増加や、子どもや高齢者をねらった犯罪が多くみられ、引き続き交通安全対策や多様化する犯罪への対策が課題となっています。

■府中市の現状・課題

本市には、多摩川や用水、府中崖線などの豊かな環境が存在しており、これらの保全や身近な生活空間の緑化を地域ぐるみで進めていくことが課題です。

市の廃棄物についてみると、市民、事業者、市が一体となり、ごみ収集方法の抜本的改革（家庭ごみの有料化・戸別収集・ダストボックス廃止）を平成22年2月にスタートした結果、市民1人あたりの総ごみ量は633g/人・日と多摩地域26市の中で2番目に少なく（平成22年度）、市のごみの総資源化率は43.3%で4番目に高く（同）なっていますが、その後は足踏み状態にあります。そこで、今後も積極的にごみの減量や、生ごみを含めた再資源化に取り組んでいく必要があります。

地球温暖化防止に加え、原子力発電所の事故を契機とした電力需要の逼迫に対応するため、本市においても、省エネルギー化や再生可能エネルギーの利用を進めていくことが求められています。

東日本大震災を受けて、東京都が首都直下型地震等の被害想定を見直した結果、これまでより大きな被害が想定されることがわかりました。本市においても、地域防災体制の強化や事業継続計画（BCP）を踏まえた取組など、更なる防災対策の推進が求められています。

また、日常生活における安全安心を確保するため、多摩地域26市の中で中程度となっている交通事故件数や犯罪件数の低減に向け、地域コミュニティの力を活かしながら対策を講じていくことが課題です。

(3) 文化・学習分野 ―人とコミュニティをはぐくむ文化のまち―

■社会の動向・課題

物質的な豊かさから心の豊かさを重視するようになり、今後の生活の力点が所得以外におかれるなど、市民の価値観・ライフスタイルが多様化しています。また、生涯学習や地域の活動への参加意識も高まり、いつまでも学び続け、活動し続けられる機会の提供が求められています。

子どもの教育について目を向けると、経済格差に起因する教育格差や、急速に進展する社会の高度情報化など、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化する一方で、いじめや不登校など依然として解決に至らない問題もみられます。誰もが等しく教育を受けられる機会の提供や、確かな学力と体力とともに新しい時代を生きる力を育む教育が求められています。

地域コミュニティに目を向けると、住民の連帯感の希薄化や担い手不足などにより、町内会など地縁組織の衰退がみられます。その一方、価値観・ライフスタイルの多様化などにより公的サービスに求められる分野が拡大する中、公共サービスの提供主体を行政に限定しない考え方が浸透しつつあり、ボランティアやNPO、企業等が公共分野の一翼を担いはじめています。

■府中市の現状・課題

本市は、多くの社会教育施設やスポーツ施設を整備していることから、市民が学習や活動を行える場が充実しているといえます。また、生涯学習センターの利用者数や図書館の市民一人あたりの資料貸し出し数が増加するなど、市民の生涯学習活動がより活発になっていますが、今後もこの活動を維持するためには、施設の老朽化対策も講じなければなりません。

教育環境についてみると、小学校1校あたりの児童数が591人と多摩地域26市の中で2番目に多く（平成22年度）になっており、仮設校舎で対応している学校もみられます。そこで、地域毎の将来の年少人口の推移を十分に勘案したうえで、対応策を検討していくことが課題となっています。

地域コミュニティ活動については、参加者の固定化がみられます。若い年齢層の参加を促し、以前からの居住者と新たな居住者の交流を促進するためのきっかけづくりが重要になってきます。また、本市においても、市民との協働によるまちづくりを念頭に置いて、ボランティア、NPO、自治会等のコミュニティ活動の活性化に向けた取組を進めることが求められています。

(4) 都市基盤・産業分野 ―人を魅了するにぎわいと活力のあるまち―

■社会の動向・課題

わが国では中心市街地の空洞化が進んでいる都市がみられ、駅周辺や市街地型の小売業が減少する反面、ロードサイド等への立地が進んでいます。しかし、人口減少や高齢化が進む中、持続可能で誰もが移動しやすいまちをつくるため、拡散型から集約型の都市構造への転換が求められています。

また、都市を支える道路・下水道などの社会資本には高度成長期に整備されたものが多く存在しており、今後は維持管理や更新への投資が急増することが見込まれています。厳しい財政状況が予想される中で、社会資本の維持のあり方が問われています。

産業についてみると、わが国の国際競争力が低下し、製造業を中心に生産拠点の海外移転が懸念されています。また、産業を支える雇用に目を向けると、非正規雇用の増加により所得の格差が生じているほか、新卒者の就職内定率の低さや就業を希望しない若者の存在などが問題となっており、誰もが安定した所得のある雇用に就けるようにすることが求められています。

■府中市の現状・課題

本市は市域の多くが市街化区域となっていますが、スプロール的な小規模な開発も見られるため、適正な誘導が課題となっています。加えて、狭あい道路・行き止まり道路への対応や建築物の耐震化など、災害時や緊急時の対応も見据えた既存市街地の改善も課題となっています。また、現在進行中である府中駅前の市街地再開発事業は、再開発組合と歩調を合わせ、計画的に推進していく必要があります。

道路等の社会資本については、老朽化が進みつつある状況を踏まえて、今後は計画的に長寿命化や維持更新を行っていくことが課題です。

本市の製造品出荷額等は7,855億円（平成22年）で、多摩地域26市の中では最も多く、また市内の年間販売額も26市の中では高い状況です。しかし、地域の商店会に加入しない事業者の増加など、地域一体となった産業振興への課題も生じています。

また、市内の農地を将来に残していくため、地域に根ざした都市農業の保全が求められています。

さらに、観光の面では、地域の観光資源をネットワーク化するとともに、おもてなしの心をもって観光価値を高め、地域の賑わいづくりに繋げていくことが求められています。

2 行財政運営上の課題

■社会の動向・課題

社会経済情勢がめまぐるしく変化する中、多様な課題に地域の資源を最大限活用して対応できるよう、国と地方自治体が対等な立場へと変わり、地域のことは地域の住民が責任をもって決めることができる議会及び行政のあり方が問われています。現在、地方自治体への事務処理や権限の移譲、国と地方の協議の場づくりなどが進められていますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進に当たっては、地域で様々な主体が連携・協働して地域資源を活用し、地域の活性化や地方の再生を図る取組が重要となります。

国や地方公共団体の財政状況は、景気の低迷による税収の落込み、高齢化に伴う社会保障費の増大などを受け、急速に悪化しています。国債と借入金などを合わせた「国の借金」は、平成24年度末時点で初めて1千兆円を突破する見込みです。今後は社会資本の維持管理にかかる費用の増大も見込まれており、将来に渡って安定した行政サービスを提供するための財政基盤の強化が求められています。

■府中市の現状・課題

国が進める地域の自主性と自立性を高める取組を本市でも推進していくため、市民と市がともに考え、地域の実情に合った方向性を定めて行動することが課題となっています。市政への市民の参画を促していくため、市は市政に関する情報をわかりやすく市民に伝えるとともに、市民の声に耳を傾けて対話を重ねていく必要があります。

その一方で、市民にも市の動きに関心を持ち、まちづくりに参加していくことが期待されます。

本市の財政状況は、これまでは多摩地域26市の中でも比較的豊かな時期がありましたが、近年は、国内景気の低迷による影響を受け、個人・法人市民税などの税収の減少や競走事業の売上げの減少による収益悪化などの影響により、市の歳入が大幅な減少となっています。一方で、生活保護や医療費などの社会保障にかかる経費、子ども、高齢者、障害のある方などへのきめ細かい福祉サービスにかかる経費が増加してきており、基金を取り崩して歳入不足を補っています。

今後は、高齢化に伴う社会保障経費や、公共施設、道路、下水道などの維持管理経費並びに老朽化対策経費の増大が想定される一方で、歳入は生産年齢人口の減少に伴い、減少していくことが想定され、これまでに経験のない厳しい財政状況になることが想定されます。

将来世代に負担を残さない持続可能な財政構造を確立するためにも、市の事業をより効率的にすることが求められています。

第3章 まちづくりの大綱

I 分野別の基本目標

1 人と人が支え合い幸せを感じるまち（健康・福祉）

（1）健康づくりの推進

■めざすまちの姿 ～平成33年のまちの姿～

- ・市民一人ひとりが心身の健康づくりへの意識を高く持ち、健康に関する正しい知識を身につけ、バランスのとれた食生活や年齢に合わせた運動を行うなど、健康づくりに取り組み、いきいきと自分らしく暮らしています。
- ・地域の保健・医療体制が整い、必要な時に必要な医療を受けることができます。

■役割分担の考え方

【市民の役割】

- ・自分の健康は自分が作るという意識を持ち、健康に関する知識や情報を得るとともに、健康づくりに取り組む。
- ・病気の予防・早期発見に心がける。
- ・からだの健康だけでなく、こころの健康にも目を向ける。
- ・地域医療を守り育てる意識を持ち、自分の症状に応じて適切な受診を心がける。
- ・日頃から、かかりつけ医の確保と夜間・休日に診療できる病院を確保しておく。

【市の役割】

- ・市民が自分や家族の心身の健康の維持・増進について意識を高められるよう啓発活動を行うとともに、継続的な健康づくりの機会・場を提供する。
- ・母子ともに健康で安心な子育てができるよう、協力医療機関との連携により、保健指導や健康診査などの充実強化に努める。
- ・各種健康診査、健康指導を通じて、健康管理に関する正しい知識や情報の周知に努め、疾病予防対策を強化する。
- ・かかりつけ医の重要性を市民にわかりやすく説明し、普及と定着を図るとともに、市民ニーズを踏まえた医療体制の確保・充実に努める。

■重点的取組

- ・健康づくりに関する情報提供を強化し、市民の健康に対する知識や意識啓発に努めます。
- ・適切な予防接種のための環境整備や健康診査の充実と合わせ、市民の負担のあり方について検討します。

(2) 子育て支援

■めざすまちの姿 ～平成 33 年のまちの姿～

- ・すべての家庭が安心して子どもを産み育てることができています。
- ・家族、地域ぐるみで子どもを育てています。
- ・人や自然とのふれあいを通じて、子どもが健やかに成長しています。

■役割分担の考え方

【市民の役割】

- ・地域全体で子どもを育てていくという意識を持ち、地域ぐるみで子育てをサポートする。
- ・行政などのサポートを受けつつも、親は自分が責任をもって子育てするという意識を持ち、楽しみながら子育てをする。
- ・子育ての知恵を持つ中高年世代が、若い世代に「子育て」を教えるなど、子育てを終えた世代と若い世代がお互いに交流する。

【市の役割】

- ・地域での親子交流や子育て家庭の交流機会を提供するとともに、世代を超えた交流機会を提供し、地域の子育て環境の充実を支援する。
- ・子育てに関する情報や気軽に相談できる場所、サービスを提供し、子育て家庭の育児不安を解消し、児童虐待等の防止に努める。
- ・子育て中の家庭やひとり親世帯に対して、経済的支援や育児支援を行う。
- ・保育所の整備のほか、ショートステイ[※]や保育ママ[※]も含めた多種多様なライフスタイルに合う保育サービスを充実する。

■重点的取組

- ・ボランティアやNPO等、地域の社会資源の連携を図り、市民力、地域力を活用して子育て家庭を支える仕組みづくりを推進します。
- ・民間や市民との協働のもと待機児童の解消に努めるとともに、多様な保育ニーズに対応できるよう、病児保育や一時あずかりの拡充など、多角的な保育サービスを展開します。

[※]ショートステイ…保護者の入院や出張などにより子どもの養育が一時的に困難な時に、7日間を限度に子どもを預かり、食事や通園通学の援助をする事業です。

[※]保育ママ…家庭的保育事業のことで、家庭的な雰囲気の中で少人数の児童を保育する事業です。

(3) 高齢者サービスの充実

■めざすまちの姿 ～平成33年のまちの姿～

- ・高齢者が心身ともに健康でいきいきと暮らしています。
- ・支援を必要とする高齢者が、家族や地域の支えあい、生活支援を受け、住み慣れた地域で安心して毎日を暮らしています。
- ・市民みんなが高齢者を尊敬し大切にすることを意識を持ち、高齢者の尊厳が守られています。

■役割分担の考え方

【市民の役割】

- ・自治会、民生委員、老人クラブ、地域包括支援センター等が横の連携を強化し、高齢者の孤立化、孤独死防止に努める。
- ・孤立する高齢者をなくせるよう、近所づきあいを通して見守りや声かけを行い、良い意味での「おせっかい」をする。
- ・高齢者自身も社会参加やさまざまな世代との交流を行うなど、生きがいを持って楽しく生活する。
- ・高齢者自身が介護予防の必要性に気付き、元気なうちから健康づくりの一環として、日常生活の中で介護予防に取り組む。
- ・若い世代は、高齢者と触れ合う機会があれば積極的に参加し、また高齢者を支える世代として、高齢者サービス等を周知し、いざという時にすぐ利用できるようにしておく。

【市の役割】

- ・民間の力も活用しながら、高齢者の社会参加や健康づくり、世代間交流の場を提供し、高齢者が生涯にわたって元気でいきいきと暮らすための支援を行う。
- ・就労を希望する高齢者へのきめ細かい職業相談や多様な職種への就労を希望する高齢者のニーズに対応する。
- ・介護予防や認知症予防などの予防事業を強化するとともに、介護が必要になった後でも在宅生活が継続できるよう、地域包括支援センターの機能の充実を図り、地域医療をはじめ、様々な社会資源との連携による、地域包括ケアシステムの構築を推進する。
- ・介護施設等を計画的に整備し、介護を必要とする高齢者へのサービスの量的、質的な充実を図る。
- ・介護保険制度に関する相談支援、普及及び啓発を行うとともに、計画的かつ円滑に介護保険制度を運用する。
- ・安心して在宅で療養生活が送れるよう、在宅療養支援窓口の設置や緩和ケア、終末期医療等の新しい医療ニーズにも応えられる体制づくりを図る。

■重点的取組

- ・高齢者が、いきいきと活動的に暮らし続けられるよう、活動の場の充実や、健康づくり、介護予防の推進に努めます。
- ・高齢者が、地域で安心して暮らし続けられるよう、生活支援サービスや介護者への支援の充実に取り組むとともに、医療と介護の連携強化、認知症ケアの推進に努めます。

(4) 障害者サービスの充実

■めざすまちの姿 ～平成 33 年のまちの姿～

- ・ 障害のある人が安心・快適な生活を送っています。
- ・ 障害に対する理解を深め、差別のない平等なまちになっています。
- ・ 障害のある人も、障害が原因となってやりたいことを制限されることなく社会参加ができるまちになっています。

■役割分担の考え方

【市民の役割】

- ・ 障害のある人に対する偏見をなくし、ひとりの人間として尊重し、理解する。
- ・ 障害のある人が困っていたら、ためらわずに声をかけ、手助けする。

【市の役割】

- ・ 障害のある人やその家族から様々な相談に応じるとともに、関係機関との連絡調整の体制を強化するなど、障害のある人への相談支援を充実させる。
- ・ 障害のある人が、地域の中で自己実現と社会参加を図れるよう、働く機会や交流の場、活動の場等の提供を行うとともに、コミュニケーション支援や移動支援等のサービスを充実させ、障害のある人の自立生活を支援する。また、障害に対する市民の理解を深め、障害のある人の社会参加を促進する。
- ・ 障害のある人が自ら望む生活のあり方を選択できるサービスの基盤を整備し、障害のある人の地域生活を支援する。また、障害のある人を日常的に介護している家族へのサポートを充実させ、家族の不安や負担の軽減に努める。

■重点的取組

- ・ 障害のある人が、自己実現、社会参加が図られるよう、就労支援と活動の場等の充実に努めます。
- ・ 障害のある人が、地域の中で安心して快適に暮らし続けられるようなサービス基盤の向上に取り組みます。

(5) 社会保障制度の充実

■めざすまちの姿 ～平成 33 年のまちの姿～

- ・健全で安定した国民健康保険制度や後期高齢者医療制度により適切に医療を受けることができます。
- ・市民が年金制度について正しく理解し、受給権を確保することにより、老後の安定した生活基盤を築いています。

■役割分担の考え方

【市民の役割】

- ・日々の健康づくりを心がけるとともに、過度な重複受診にならないよう留意し、医療費の適正化を心掛ける。
- ・国民健康保険制度や後期高齢者医療制度を正しく理解する。また、国民健康保険の保険税や後期高齢者医療制度の保険料をきちんと納める。
- ・国民年金を正しく理解するとともに、国民年金に加入し、未納がないよう努め、確実に年金を受給できる権利を確保する。

【市の役割】

- ・後期高齢者医療制度についてわかりやすく市民に周知するとともに、後期高齢者医療制度に関する事務を適切かつ効率的に行う。
- ・健全で安定した国民健康保険の運営を行う。また、納付しやすい環境を整備し、収納率の向上に努めるとともに、分かりやすい広報を行うなど医療費の増加を抑制するための取組を行う。
- ・国民年金に対する不安を軽減し、すべての市民の老後の所得を保障できるよう、分かりやすい情報提供などを行い、制度の普及に努める。

■重点的取組

- ・国民健康保険を健全かつ安定的に運営できるように、収納率の向上に向けて納付しやすい環境を整えます。

(6) 生活の安定の確保

■めざすまちの姿 ～平成 33 年のまちの姿～

- ・誰もが最低限度の生活を保障されており、健康で文化的な生活を送っています。
- ・生活困窮や住宅困窮に陥ったとしても、自立のための支援や住宅環境が確保されています。

■役割分担の考え方

【市民の役割】

- ・家族を大切にし、支え合える関係を築くとともに、家族が安定した生活を送れるよう支え合う。
- ・地域で生活に困っている人を支え合うとともに、必要があれば行政に情報提供する。

【市の役割】

- ・困窮の程度に応じた適切な保護を行い、最低限度の生活を保障する。
- ・関係部署などと連携し、低所得者への支援を充実させて、生活保護の受給者を減少させるとともに、生活保護受給者の就労支援、相談体制を充実し、自立を支援する。
- ・市営住宅*及び市民住宅*を適切に管理することにより、市民の居住環境の向上と生活の安定を図る。
- ・市内の中小企業の勤労者に対する福利厚生の実施を図る。

■重点的取組

- ・ハローワークや庁内の関係部署などとの連携を強化し、様々な側面からの支援体制を充実させ、生活保護受給者や低所得者の自立した生活の維持や自立のための支援に努めます。

*市営住宅…住宅に困窮する低所得者に対し、低廉な家賃で供給する住宅。

*市民住宅…民間が建設した住宅を市が借上げ、中堅所得者層向けに提供する住宅。

(7) 地域福祉活動の支援

■めざすまちの姿 ～平成 33 年のまちの姿～

- ・「もの」や「こころ」など、あらゆる面において、誰もが障害や障壁を感じることなく、快適に暮らしています。
- ・市民一人ひとりの福祉意識が高く、多くの人がボランティア活動や地域福祉活動に取り組んでいます。

■役割分担の考え方

【市民の役割】

- ・ボランティア精神を「ちょっとしたおもいやりの心」と捉えなおし、身近で困っている人の手助けをするなど、できることから取り組む。
- ・日頃から気軽に声をかけ合える関係を築くなど、近所づきあいを起点にした市民相互の支え合いの地域活動を行う。

【市の役割】

- ・市民の福祉意識の啓発、自主的な福祉活動の支援、福祉サービス利用の支援などを通じて、支え合いのまちづくりを促進する。また、情報提供や福祉教育・ボランティア教育を推進するとともに、地域住民の交流を支援する。
- ・都市施設等のバリアフリー化を促進するとともに、ユニバーサルデザインの普及を図る。

■重点的取組

- ・地域で支え合う福祉を実現するため、市民の福祉意識を啓発するとともに、福祉関連団体や自治会などとの連携・協働を支援します。

2 安全で快適に暮らせる持続可能なまち（生活・環境）

（1）自然・生態系の保護と回復

■めざすまちの姿 ～平成 33 年のまちの姿～

- ・多摩川、浅間山、けやき並木や農地などの、今ある貴重な自然や生態系を保護し、都市化と環境の調和がとれたまちになっています。
- ・里山など、昔を思えるような自然や生態系を回復し、人間と生物の共存できるまちになっています。

■役割分担の考え方

【市民の役割】

- ・市民一人ひとりが自然や生態系の保護について知識を深め、それらを守るためにできることを考え、行動する。
- ・率先して環境保護活動などの地域コミュニティに参加し、自然保護に対する意識を高める。
- ・自然環境や生態系の保護を意識しながら環境に配慮した消費を行うなど、環境にやさしい生活を実践する。

【市の役割】

- ・人と自然との豊かな関係を再構築するため、市民の自然に関する意識の啓発や、それらとふれあう機会を提供することにより、市民の自然環境を大切にする意識を醸成する。
- ・浅間山、府中崖線、けやき並木や多摩川などの貴重な自然や生態系を将来にわたって残していくため、自然環境の保全や野生動植物の保護、外来種対策など、地域の特性に応じた生物多様性の保全に関する実践的な取組を促進する。

■重点的取組

- ・市民、民間団体、事業者、市等が連携して自然環境を保護し、生物多様性を保全するための仕組みづくりを進めます。
- ・人と自然の共生を実現し、生物多様性に配慮した社会経済への転換を図るため、生物多様性に配慮したライフスタイルへの転換の必要性や、主流化に向けた取り組みを進めます。

(2) 緑の整備

■めざすまちの姿 ～平成 33 年のまちの姿～

- ・市民一人ひとりが緑を保全・整備する意識を高め、市とともに緑化活動に取り組み、まちの特徴である緑を守り、育てています。
- ・歩いて行ける場所に公園があり、道路の緑や緑道、用水や湧水など、身近に水や緑とふれあい、憩い、やすらぎを感じることできるまちになっています。

■役割分担の考え方

【市民の役割】

- ・緑豊かなまちに誇りと愛着を持ち、市民一人ひとりが緑を保全・整備する意識を高める。
- ・公園や用水路等の管理活動や地域の緑化活動に参加するなど、まちの緑を守り育てる。

【市の役割】

- ・公園や崖線、多摩川などの水と緑の空間を緑道や遊歩道などでつなぎ、市民が憩える水と緑のネットワークを構築するとともに、公園の整備や地域の緑化を推進し、農地の保全を図り、緑豊かなまちづくりを進める。
- ・地域の特徴を生かした緑化や地域住民が主体となった管理・運営の導入など、地域と密着した公園の整備を進める。
- ・市民の緑化への意識高揚を図るとともに、市民が主体となった緑化活動を支援する。

■重点的取組

- ・地域の特徴や市民のニーズを踏まえ、市民との協働による公園の整備や管理、緑化推進の手法などを検討し、緑のまちづくりを進めます。

(3) 生活環境の保全

■めざすまちの姿 ～平成 33 年のまちの姿～

- ・市民一人ひとりが環境に対する正しい知識を持ち、積極的に環境保全活動に取り組み、地球環境の保全に貢献しています。
- ・市民・事業者・市が環境について情報の交換と共有を行い、協働して環境負荷の少ないまちづくりを進めています。

■役割分担の考え方

【市民の役割】

- ・市民は、環境に対する正しい知識を持ち、普段から省エネや環境保全につながる商品を利用するなど、環境に配慮した生活を心がける。
- ・市民は、環境に関する情報の共有や環境保全活動に積極的に参加するなど、環境活動の輪を広げる。
- ・市民は、まちの美化の活動に参加するなど、快適な住みやすい環境づくりに努める。
- ・事業者は、公害の未然防止を徹底するとともに、環境負荷の低減や環境保全に努める。

【市の役割】

- ・環境学習、情報提供などを行い、市民の環境に対する意識を高める。また、地球温暖化の防止など環境負荷を低減する活動を市民や事業者と協力して実施し、地球環境の保全を推進する。
- ・市民や自治会、事業者等と連携し、美化意識の啓発や美化運動などを推進し、良好で快適な住みやすい環境づくりを進める。
- ・騒音・振動、水質汚濁、大気汚染などの公害の監視体制を強化するとともに、事業者に対する公害発生防止のための指導や情報提供を行い、公害の未然防止を図る。
- ・市民の生活環境を守りつつ、宗教や宗派にかかわらず、火葬、法事などを行うことのできる場を提供するとともに、市民の墓地需要を踏まえ、近隣の周辺環境と調和した墓地を整備する。

■重点的取組

- ・当面は、放射性物質の監視と情報提供に努め、市民の安全安心を確保します。
- ・公共施設における自然エネルギーの利用を推進するなど、省エネルギー化に関する施策を重点的に推進します。

(4) 循環型社会の形成

■めざすまちの姿 ～平成 33 年のまちの姿～

- ・ 市民・事業者・市が協働し、ごみの発生抑制と再利用・再資源化などに努め、循環型社会を形成しています。
- ・ ごみを適正に処理し、環境への負荷を最小限にとどめるとともに、安全な生活環境が確保されています。

■役割分担の考え方

【市民の役割】

- ・ 更なるごみ減量を実現するため、ごみの分別収集と資源の集団回収に積極的に取り組む。
- ・ 市民は、ごみの現状と課題について学び、循環型社会の形成に向け、3 R (Reduce, Reuse, Recycle) に取り組む。
- ・ 事業者は、ごみ減量に取り組む重要性を認識し、法令遵守を基本として循環型社会の形成に協力し、企業の社会的責任を果たす。

【市の役割】

- ・ ごみの回収方法、処分方法などの技術的・制度的改善に取り組むとともに、ごみの発生状況などに関する市民への情報提供や啓発活動を行い、ごみの減量やリサイクル化を推進する。
- ・ ごみの収集・中間処理・最終処分の各段階において適正処理を推進するとともに、最終処分場の延命化を図る。

■重点的取組

- ・ ごみの発生状況や減量・分別について、市民へのさらなる周知のため、充実した情報提供を行うとともに、積極的な広報、啓発活動に取り組みます。
- ・ 燃やすごみの約半分が生ごみであることから、ごみの減量及びリサイクル化を推進するため、水切りの徹底及び生ごみの再資源化に取り組みます。

(5) 交通安全・地域安全の推進

■めざすまちの姿 ～平成 33 年のまちの姿～

- ・ 子供から高齢者まで、交通ルールを守り、高い交通安全意識を持っています。
- ・ 運転者も歩行者も安全に通行できる道路環境が整っています。
- ・ 市民一人ひとりが地域のつながりやコミュニケーションを大切にし、安心して暮らせる社会が形成されています。
- ・ 市民や地域が防犯活動に取り組み、市民は犯罪に遭うことなく暮らしています。

■役割分担の考え方

【市民の役割】

- ・ 運転者も歩行者も交通ルールを理解し、遵守し、モラルの向上に努める。
- ・ 市民は、自ら率先して地域コミュニティに参加し、地域住民同士のつながりを大切にする。
- ・ 防犯パトロールに参加するなど、地域の見守り体制を強化し、地域の安全確保に取り組む。
- ・ P T A、自治会、自主防犯組織などが連携し、地域の安全安心体制を確立する。

【市の役割】

- ・ 交通安全に関わる団体と連携し、地域や家族を取り込んだ交通安全意識の啓発運動を実施するとともに、モラル向上のため、交通ルール違反に対する取り締まりと指導を関係機関に要請する。また、歩行者や自転車が安全に通行できるための交通環境を整備する。
- ・ 市民の防犯意識の高揚と自主的な防犯活動を促進し、市民、事業者、警察署などの関係機関、関係団体などとの連携による地域安全体制づくりを推進する。また、防犯設備の整備や防犯パトロールを実施し、防犯対策に取り組む。

■重点的取組

- ・ 交通事故や犯罪の低減に向け、関連団体と自治会やP T Aなどとのコミュニティの連携支援を強化するとともに、市民のモラル向上に向けた啓発活動に取り組みます。

(6) 災害対応能力の向上

■めざすまちの姿 ～平成 33 年のまちの姿～

- ・市民・事業者・市が、それぞれ自助・共助・公助のバランスを考え、責任を持って行動し、災害による被害を最小限に抑えられる体制が出来ています。
- ・市民が高い防災意識を持ち、防災訓練等に参加するとともに、地域の中で助け合える人間関係を築いています。
- ・災害時に支援が必要な人達を支える地域の仕組みや、市の支援体制が整っています。
- ・大規模災害などの緊急事態に対応できる市の危機管理体制が整っています。

■役割分担の考え方

【市民の役割】

- ・市民は、自らの生命、身体、財産を守るため、家庭では住宅の安全や食料等の確保を行うとともに、地域では自主防災組織に参加する。
- ・防災訓練などを実施して、災害に備えるとともに、災害時には、初期消火、避難路の確保、家族や救護が必要な人の安全確保、救出、救護などを行う。
- ・いざという時に地域住民同士で助け合えるよう、自治会に加入し、その活動に積極的に参加するなど地域のコミュニケーションを密にする。

【市の役割】

- ・市民に対して、防災対策に関する知識や情報などの周知を徹底するとともに、自主防災組織などの活動を支援する。また、防災訓練の実施、避難所の確保、生活必需品の整備などを行い、防災体制の充実を図る。
- ・防災行政無線の改修など防災施設を充実するとともに、民間企業等との連携・協力体制を確立し、災害対策を強化する。また、大規模災害などの緊急事態に対応できる体制を関係団体と連携し構築する。
- ・大規模災害に備え、重要な戦力として期待される、中学・高校生の防災訓練を強化する。
- ・地域の防災リーダーとしての消防団員の確保に努めるとともに、消防署及び消防団の連携をさらに強化し、相互の組織・機能及び資機材の整備を行い、消防力の充実を図る。

■重点的取組

- ・市民の防災意識がより一層向上するよう、防災に関する地域住民主体の取組を支援するとともに、災害時に迅速かつ的確な対応ができるよう、地域防災計画や事業継続計画等を充実するなど、災害対応能力の向上に努めます。
- ・大規模災害発生時の対応マニュアルを作成するとともに、防災公園・防災倉庫の充実とメンテナンスを徹底します。

3 人とコミュニティをはぐくむ文化のまち（文化・学習）

（1）人権と平和の尊重

■めざすまちの姿 ～平成 33 年のまちの姿～

- ・市民一人ひとりが人権や平和を自分の問題として考え、正しい知識を身につけてお互いの個性を尊重しあう、誰もが住みやすい平和なまちになっています。
- ・助けを必要としている人へ寄り添えるまちになっています。

■役割分担の考え方

【市民の役割】

- ・人権啓発活動やイベントに参加するなど、市民一人ひとりが考え、学ぶことにより、人権や平和に対する意識を高める。
- ・周りの人への関心を相互に高め、問題を見つけたら、解決のために協力し、助け合う。
- ・生命の尊さや戦争や暴力の恐ろしさを子どもや青少年に正しく伝え、共に考える機会を増やす。

【市の役割】

- ・人権意識を醸成するための情報提供、イベント、研修などを関係機関と連携して実施し、人権尊重の理念を啓発する。
- ・様々な人権問題に対応ができるよう、悩んでいる人が相談に来やすい相談体制を整備する。
- ・「府中市平和都市宣言」の趣旨に沿って、市民と行政の協働による平和事業を展開し、平和を守る意識を醸成する。

■重点的取組

- ・人権週間行事やイベントを通じて、市民一人ひとりが人権を身近な問題として考え、互いに個性を尊重しあうよう人権意識の啓発に取り組みます。
- ・「平和のつどい」「平和展」などの啓発活動を通じて、戦争体験に関する展示や講話や朗読等を実施し、貴重な戦争体験を次世代に引き継ぐなど、平和意識の啓発に取り組みます。

(2) 男女共同参画の拡大

■めざすまちの姿 ～平成 33 年のまちの姿～

- ・職場・地域・家庭において、男女が共に責任を分かち合い、社会のあらゆる分野に平等に参画し、それぞれの個性と能力を発揮することができています。
- ・男女共同参画について一人ひとりが自覚を持ち、お互いを理解し支え合っています。

■役割分担の考え方

【市民の役割】

- ・「府中市男女共同参画宣言」の趣旨を理解し、男女がともに支え合い、お互いを尊重する。
- ・女性は、審議会や協議会等へ積極的に参加し、幅広い意見を提供する。
- ・男性は、男女共同参画の更なる推進に向けて積極的な提案と協力を行う。
- ・事業者は、雇用機会の均等や男女差の是正など、女性の就労条件の向上に努め、女性の自立と能力発揮の機会を拡大する。

【市の役割】

- ・「府中市男女共同参画都市宣言」の趣旨に沿い、意識啓発講座を開催するとともに、市民や事業者が男女共同参画を推進する支援を行う。

■重点的取組

- ・男女共同参画の推進に向け、関連団体等との連携を強化し、更なる意識啓発とともに、参画のための条件整備に努めます。

(3) 国際化と都市間交流の推進

■めざすまちの姿 ～平成 33 年のまちの姿～

- ・国やことばの壁を越え、市民がお互いの文化や慣習を尊重し合い、多様な価値観が共存するまちになっています。
- ・姉妹都市・友好都市との継続的な交流を通じて共に発展しています。

■役割分担の考え方

【市民の役割】

- ・国際交流の機会に積極的に参加し、多文化に触れることを通じて、文化や慣習の違いを理解する。
- ・日本人市民は、地域の外国人の文化や慣習を理解して生活をサポートする。外国人市民は、日本の文化や慣習を学び、地域に溶け込むようにする。

【市の役割】

- ・姉妹都市、友好都市との広汎な交流活動を市民参加のもとで実施する。また、市民団体などが行う国際交流活動の支援を行い、国際意識、国際理解を持つ人材を育成する。
- ・生活に必要な情報を外国人がわかるような形で提供するとともに、日本語の学習や相談できる場を提供するなど、在住外国人の生活を支援する。
- ・姉妹都市、友好都市を増やすことで交流の範囲、機会を拡大するとともに、相互支援の環境づくりをする。

■重点的取組

- ・在住外国人に対する学習会の提供に努めるとともに、多文化共生社会が形成されるまちづくりの促進に努めます。
- ・都市間交流においては、市民団体等との協働により交流促進に努めます。

(4) 生涯にわたる学習活動の推進

■めざすまちの姿 ～平成 33 年のまちの姿～

- ・市民一人ひとりが学習に親しみ、生きがいを持っています。また、学習活動を通して人とのつながりを深め、学んだことを地域などで活かしています。
- ・市民はそれぞれ自分の「学び」を見つけることができ、学習に必要な情報や機会にアクセスできます。
- ・市民は身近な場所で図書館サービスを利用でき、情報を収集し、学習活動や文化活動に活用しています。

■役割分担の考え方

【市民の役割】

- ・自分に適した生涯学習を継続して人生を豊かにするとともに、まちづくりの主役としての力量を形成する。
- ・図書館や生涯学習センターなどの生涯学習施設や講座等の学習機会を活用するとともに、その運営、企画などにも協力、参加する。
- ・学習の楽しさを分かち合い、相互に教え、学び合う「学び」のコミュニティを広げ、地域コミュニティの活性化につなげていく。さらに、学習の成果を社会参加や地域貢献に活用する。

【市の役割】

- ・市民それぞれのニーズに合った生涯学習施設や多様な学習機会を整備・提供し、市民の主体的な学習活動を支援する。
- ・自主的に活動している各種学習団体を支援するとともに、ボランティア講師の人材発掘や育成を行い、市民との協働により、生涯学習活動を推進する。
- ・図書館は、市民ニーズや社会情勢を踏まえた図書や情報などを収集・保存するとともに、きめ細やかな図書館サービスを提供し、市民の自主的な学習機会や文化的活動を支援する。

■重点的取組

- ・生涯学習の場となる各種施設の長寿命化や設備のリニューアルなどを含めた総合的な老朽化対策を進めます。
- ・市民一人ひとりが学習した内容を地域に生かす「学び返し」を通して地域教育力の向上を目指します。

(5) 文化・芸術活動の支援

■めざすまちの姿 ～平成 33 年のまちの姿～

- ・市民が府中の歴史や文化を理解し、親しみや誇りをもっています。また、文化的財産の保護・継承、創造が図られ、次の世代に伝える体制が整っています。
- ・府中の文化・芸術活動、歴史文化遺産を活用したまちづくりが進み、人が集まり、まちが賑わっています。
- ・市民が文化・芸術を楽しめる機会が充実し、豊かな生活を営んでいます。

■役割分担の考え方

【市民の役割】

- ・市内の文化的財産（野外彫刻、史跡、自然景観を含む）を見て回るなど、楽しみながら郷土についての理解と愛着を深める。
- ・文化的財産を市民の誇りとし、自分たちの手で守り、創造して次の世代へと伝えていく。
- ・文化・芸術を積極的に鑑賞し、さらに自らも文化・芸術活動に取り組み、魅力あるまちづくりに生かしていく。

【市の役割】

- ・市民や文化団体が実施している自主的な文化・芸術活動を支援する。また、優れた芸術文化に親しめるような機会の確保や、地域の伝統文化の発掘と継承を進め、府中らしい文化・芸術の振興を図る。
- ・国内外の多彩な文化・芸術を鑑賞・学習する機会を提供するとともに、市民の文化・芸術活動の成果を発表する場を提供できるよう、文化施設を有効活用する。
- ・貴重な歴史文化遺産を市民と協働して後世に残す。
- ・府中の歴史文化遺産を様々な形で広く紹介し、歴史と伝統のある府中への郷土愛を高めるとともに、歴史文化を活かした賑わいのあるまちづくりを進める。

■重点的取組

- ・平成 23 年 2 月に国史跡武蔵国府跡の追加指定を受けた J R 府中本町駅前の国史跡武蔵国府跡（御殿地地区）の保存、整備及び活用を、市民との協働により推進します。

(6) スポーツ活動の支援

■めざすまちの姿 ～平成 33 年のまちの姿～

- ・年齢、体力、障害の有無などに関わらず、すべての市民がスポーツに親しんでいます。
- ・「スポーツのまち・府中市」のイメージが定着しており、市全体でスポーツを楽しみ、スポーツを通じて連帯感が生まれています。

■役割分担の考え方

【市民の役割】

- ・人生を健康で豊かに過ごすため、まず楽しそうなスポーツから始めてみる。
- ・スポーツが楽しくなったらその楽しみを他の人にも伝え、様々な人との交流を深める。
- ・スポーツイベントやスポーツクラブなどを積極的に活用する。
- ・スポーツ経験者は、指導者や運営（協力）者としてスポーツ振興に協力する。

【市の役割】

- ・市民がそれぞれのライフステージやライフスタイルに合わせて、自主的・自発的にスポーツ活動に親しめる場や機会を創出し、市民のスポーツ活動を支援する。
- ・安全で快適なスポーツ施設を守るため、計画的に老朽化対策を進めるとともに、効果的・効率的な運営を進める。スポーツを通じた市民同士の触れ合いの機会の創出、市内トップチームと連携したスポーツ振興などに取り組む。

■重点的取組

- ・今後、総合体育館の建て替え等についての検討と、他の市内スポーツ施設の老朽化対策並びに在り方の検討について進めます。

(7) 学校教育の充実

■めざすまちの姿 ～平成 33 年のまちの姿～

- ・全ての子どもが等しく、安心して快適な環境で教育を受けています。
- ・家庭・学校・地域社会が連携し、子どもの学びや育ちを支援しています。
- ・子どもたちは、基礎学力とともに、心豊かでたくましく、ふるさと府中に誇りを持ち、社会に貢献する力を身につけています。

■役割分担の考え方

【市民の役割】

- ・子どもを持つ親は、家庭教育の重要性と役割を理解し、子どもに対する愛情をもち、家庭教育に取り組む。
- ・地域で子どもを育てるという意識をもち、家庭や学校と連携し、子どもの教育に関して地域で協力する。
- ・大学、事業者、NPO、各種団体などは、それぞれの有する資源を活かし、学校教育を支援する。

【市の役割】

- ・健やかで感性豊かな幼児の育成をめざした幼児教育を推進する。市立幼稚園では、教育内容の充実、施設の一層の安全管理に取り組む。私立幼稚園では保護者や教員への助成を通じた負担軽減と教育内容の充実を図る。
- ・小・中学校における基礎的学力の確実な定着と個性を生かす教育を充実するとともに、時代に応じた教育内容を充実し、特色のある府中らしい教育を展開する。
- ・子どもたち一人ひとりの教育ニーズに合わせた特別支援教育や、児童虐待やいじめなどの問題や悩みにきめ細かく対応する体制を整える。
- ・学校運営に多様な意見を取り入れるとともに、家庭、各種団体や地域と連携し、地域の教育資源を活用した地域に根ざした学校教育を推進する。
- ・児童・生徒が、日常生活における健康管理や食に対する正しい知識と望ましい習慣を身に付けるよう、健康診断や健康相談等を行うとともに、バランスの取れた美味しい給食を提供する。
- ・児童・生徒が安全に安心して、快適に学べるよう、校舎などの学校施設やトイレ、空調設備などを充実させるとともに、適切な維持管理を行う。

■重点的取組

- ・地域や保護者等の市民とともに長期的な視点に立った学校施設等の運営管理のあり方を検討します。
- ・学校・保護者・地域社会がそれぞれの力を生かし、一体となって教育活動の充実を図ることによって、確かな学力・豊かな心・健やかな体の調和のとれた「生きる力」を育てます。

(8) 青少年の健全育成

■めざすまちの姿 ～平成 33 年のまちの姿～

- ・市民一人ひとりが地域の青少年育成に当事者意識を持ち、青少年との交流や相互理解を図り、健全な成長を支える地域づくりに協力しています。
- ・青少年は、地域の支援や、さまざまな体験、スポーツなどの団体活動などを通じ、社会性を身につけた人間性豊かな大人になるよう成長しています。

■役割分担の考え方

【市民の役割】

- ・大人は、地域の子どもや青少年の生活に関心を持ち、理解を深め、その健全な成長を支える環境醸成に協力する。
- ・青少年の健全育成のための活動や、学校での部活動の指導などに協力する。
- ・地域コミュニティを充実させ、地域の中で子どもたちとふれあい、見守る体制を整える。

【市の役割】

- ・青少年を取り巻く環境の変化に的確に対応しながら、家庭・学校・地域と連携し、青少年の多様な体験活動への参加の機会や活動拠点を提供するとともに、青少年健全育成活動や地域の環境浄化活動を行い、青少年が健全に育成される社会環境の確保に努める。
- ・青少年（特に中・高生）の居場所づくりと相談窓口を設置する。

■重点的取組

- ・市民や青少年対策地区委員会・健全育成協力店などの関連団体と連携し、青少年の育成に健全な環境づくりを推進します。
- ・若者同士や地域社会との交流機会の提供にも努めます。新たにひきこもりの若者に対する自立支援についても取り組みます。

(9) 市民との協働体制の構築

■めざすまちの姿 ～平成 33 年のまちの姿～

- ・自治会などの地域コミュニティが機能して、あいさつを交わし、困ったときには助け合える人間関係が形成されています。
- ・NPOからサークルまで、さまざまな形の市民団体が活動し、市民が地域を越えて交流し、協力し合う活力ある市民社会ネットワークが形成されています。
- ・市民、地域コミュニティ、市民団体、事業者、大学などの多様な主体がそれぞれの特性を活かしたネットワークを作り、市と協働してまちづくりを進めています。

■役割分担の考え方

【市民の役割】

- ・地域の中での人間関係を深めるために、まず挨拶から始めて気軽に話せる隣人を増やすとともに、地域イベントに参加、協力する。
- ・市民は、自らがまちづくりの主役であることを自覚し、地域コミュニティ活動やボランティア、NPO活動などに参加したり、関心を共にする仲間と新たなサークルを結成したりする。
- ・自治会などの地域コミュニティ、NPOなどの市民団体は、新しい仲間、特に後継者を増やせるよう、積極的なPRを行う。
- ・市民、地域コミュニティ、市民団体、事業者、大学などは、横の連携を推進するとともに、それぞれの特性を活かしてネットワークを形成しつつ、地域の様々な課題の解決に取り組む。

【市の役割】

- ・自治会の活性化、文化センターを活かした地域連携の強化などを支援し、地域の異世代交流を深めるとともに、地域住民の連帯感を育て、地域コミュニティの活性化を図る。
- ・NPOやボランティア団体などの活動を支援するとともに、各団体のネットワークを構築し、各種団体の連携を支援する。また、市民に向けた各種団体の情報提供などを行い、市民の参加を支援する。また、近隣の大学や事業者との連携を進め、知的・人的・物的資源の地域への還元を促進する。

■重点的取組

- ・地域コミュニティのさらなる活性化に向け、以前からお住まいの市民と新たに地域住民となられた方々の交流促進に努めます。

4 人を魅了するにぎわいと活力のあるまち（都市基盤・産業）

（1）計画的なまちづくりの推進

■めざすまちの姿 ～平成 33 年のまちの姿～

- ・まちづくりに関する計画や情報を市民みんなで共有し、市民の理解と協力の下、まちづくりが進められています。
- ・将来を見据えた計画的なまちづくりが行われ、府中らしい緑と歴史を生かした魅力あふれる、安全で住みよいまちになっています。
- ・市民や事業者との協働により、府中らしい景観を守り、はぐくみ、美しいまち並みが市民の誇りとなっています。

■役割分担の考え方

【市民の役割】

- ・市民は、まちづくりに関する計画や情報などに関心を持ち、まちづくりのあり方について考え、意見を出し合い、まちづくりに参加する。また、地区計画制度などの仕組みを活用し、美しい住環境やまち並みづくりを進める。
- ・事業者は、事業展開に当たり、市民生活を考慮するとともに、計画的なまちづくりに協力する。

【市の役割】

- ・都市計画に関わる計画づくりや、市民と事業者との協働によるまちづくりを進める仕組みづくりなどを通じ、市全体で調和の取れた適切な土地利用を進める。また、各種計画やまちづくりに関する情報について時宜を得て分かりやすく提供し、市民がまちづくりについて参加しやすい環境を整える。
- ・府中市地域まちづくり条例に基づき、大規模開発事業の事前協議や開発事業の指導などにより、適正な土地利用と周辺環境に配慮した良好な開発事業へと誘導する。
- ・まちづくりに対する各種啓発活動や指導を行い、まち並みや景観、バリアフリーに配慮した建築行為へと誘導する。また、民間機関との連携を通じて、建築指導の徹底を図り、建築物の安全確保を図る。
- ・景観ガイドラインの策定や意識啓発の取組などを通じて、良好な景観形成に対する市民や事業者に対する理解や配慮を促すとともに、景観に対する目標や建築物などに対する制限などの景観形成に関わるルールづくりを進め、府中らしい良好なまち並みの形成を誘導する。

■重点的取組

- ・周辺環境等に配慮した開発事業が進められるよう、市民・事業者への支援・指導を充実します。

(2) まちの拠点整備

■めざすまちの姿 ～平成 33 年のまちの姿～

- ・府中駅周辺が、市の緑、歴史、文化の象徴である「けやき並木」と調和した中心拠点として機能し、市民や多くの来訪者が訪れ、にぎわいのある魅力的なまちになっています。
- ・市民、事業者、市が協働し、市のシンボルである「けやき並木」を守り、将来の世代に伝えるための取組を進めています。

■役割分担の考え方

【市民の役割】

- ・拠点整備について、考えたり、話し合うなど、事業に協力する。
- ・けやき並木の保護活動などに積極的に参加する。
- ・拠点整備について、市を含め、お互いに連携を図り、魅力ある市街地形成を進めるとともに、イベントを行うなど、ハードとソフトの両面を備えた魅力あるまちづくりを進める。

【市の役割】

- ・けやき並木と調和した魅力ある中心拠点となるよう、府中駅南口地区再開発事業を推進するとともに、市民や事業者と協働し、まちの魅力を創造する取組を展開する。また、市の内外に積極的な情報発信を行い、府中の魅力を伝えていく。
- ・長期的視点に立ち、けやき並木の保護対策に取り組むとともに、けやき並木と調和のとれた景観誘導を進める。併せて、けやき並木通りの歩行者専用道路化を着実に推進したうえで、けやき並木を活用したまちづくりを進め、まちの活性化を図る。

■重点的取組

- ・府中駅南口地区再開発事業の完了をめざし、市の中心拠点としての整備を進め、けやき並木と調和した魅力あるまちづくりを市民とともに推進します。

(3) 公共交通の利便性の向上

■めざすまちの姿 ～平成 33 年のまちの姿～

- ・ 鉄道、バス、コミュニティバスなどの公共交通機関のネットワークが充実した利便性の高いまちになっています。
- ・ バリアフリー化が進み、子どもから高齢者、障害のある人や外国人など、すべての人が公共交通を利用しやすい環境が整っています。
- ・ 自転車や公共交通機関が広く利用され、環境にやさしいまちになっています。

■役割分担の考え方

【市民の役割】

- ・ 地球環境問題や超高齢社会に対する公共交通機関の重要性について理解する。
- ・ 自動車利用を控え、積極的に公共交通機関を利用する。
- ・ 鉄道事業者とバス事業者などは、乗り継ぎの利便性向上、ネットワークの拡充、バリアフリー化などに努め、利用しやすい環境を整備する。

【市の役割】

- ・ 利便性向上の様々な目的を踏まえた戦略的な交通政策を検討する。
- ・ 市民への啓発活動や情報提供を行い、公共交通機関の利用促進に取り組む。
- ・ 乗り継ぎの利便性向上、ネットワークの拡充、バリアフリー化などについて事業者に対して要請を行う。
- ・ 交通不便地域の解消、高齢者等の交通弱者の交通手段の確保のため、コミュニティバスの運行を行う。

■重点的取組

- ・ 社会状況の変化を踏まえ、コミュニティバスの運行改善に取り組むとともに、財政負担の縮小に向けた検討を行います。

(4) 社会基盤の保全・整備

■めざすまちの姿 ～平成 33 年のまちの姿～

- ・市民は、環境や景観、および歩行者や自転車の安全性に配慮された道路を快適に利用しています。
- ・幹線道路のネットワーク化が進むとともに、狭あい道路の解消が進んでいます。
- ・道路や下水道などの社会基盤が、効率よく適切に維持管理され、市民は安心して社会基盤を利用しています。

■役割分担の考え方

【市民の役割】

- ・落ち葉掃除やごみ拾いなど、道路の日常的な維持管理に協力する。
- ・狭あい道路の解消などに向けて協力する。
- ・下水道設備に悪影響を与える油や残飯、ごみなどを流さないよう心がける。

【市の役割】

- ・環境に配慮しつつ都市計画道路や街路の整備を進めるとともに、道路のバリアフリー化を進め、道路交通の円滑化と安全を確保する。
- ・道路の維持管理を適切に行うとともに、車の騒音や振動、雨水の地下浸透、沿道緑化など環境や景観に配慮した道路整備を進める。
- ・老朽化が進む下水道施設の長寿命化や地震対策を計画的に行うなど、適切な維持管理を行い、下水道施設の機能を確保する。

■重点的取組

- ・道路等の基盤施設については、老朽化が進みつつある状況を踏まえて、計画的に長寿命化や補修更新を図ります。
- ・狭あい道路の解消に向けた取組を市民の協力のもと重点的に推進します。

(5) 商工業の振興

■めざすまちの姿 ～平成 33 年のまちの姿～

- ・市民は身近なところで生活に必要なサービスやものを買うことができ、市外からも買い物に来るような魅力ある商店のあるまちになっています。
- ・府中の歴史、文化、自然などの観光資源が活用され、市民や観光客でまちが賑わっています。
- ・市内企業の経営の改善が進み、市内経済が活気に満ちています。
- ・市民は安心した消費生活を営んでいます。

■役割分担の考え方

【市民の役割】

- ・事業者は、市民ニーズを把握するとともに、府中にある観光資源などを活用した府中ブランド品を作り、また、地域や市などと連携し、大きなイベントを市民と連携し開催するなど、積極的な事業展開を図る。
- ・事業者は、市内で経済が循環するよう、市内事業者との取り引きに努める。
- ・市民は、悪質商法や詐欺被害などにあわないよう心がける。

【市の役割】

- ・むさし府中商工会議所と連携し、事業者の経営の改善に向けた情報提供や資金調達などの経営基盤強化支援を行う。また、起業に対する支援を行う。
- ・商店会へのアドバイザーの派遣や情報提供、イベントの開催やハード整備の支援を行い、商店会の主体的な取組を促進する。
- ・技術革新や新製品開発、異業種交流など、技術の向上と経営効率化に対する支援を行い、工業の振興を図る。
- ・豊かな自然環境、歴史的な名所、伝統的な催し、様々な文化施設などの観光資源を活かした観光振興を、府中観光協会や市民、事業者との協働により進める。
- ・市民が健全な消費生活を営むために必要な知識や情報を提供するとともに、トラブルや疑問に対応するための相談を充実する。

■重点的取組

- ・地域経済の活性化を図るため、商店街の振興に向けた支援や地域工業の育成などに努めます。

(6) 都市農業の育成

■めざすまちの姿 ～平成 33 年のまちの姿～

- ・府中の特産品ブランドが確立され、市民だけではなく、市外の方にも知られています。
- ・農業の担い手が、意欲を持って農業経営に取り組み、新鮮で安全な農産物を供給しています。
- ・市民は、農地が果たす環境や防災など多面的な機能の重要性を認識し、府中産農産物を購入するなど、地産地消を通じて府中の農業を支えています。
- ・農業者、市民、市などが連携し、次の世代に府中の農業を引き継ぐ取組を進めています。

■役割分担の考え方

【市民の役割】

- ・市民は、都市農業の重要性や農地の持つ多面的な機能を理解する。また、府中産の農産物の購入や、農業ボランティアとして府中の農業を支える取組を進める。
- ・農業者は、環境に配慮した農業に努め、新鮮で安全でおいしい農産物を供給する。また、情報発信やイベントの開催などを通じて、府中の特産品を知る機会を増やす。大学や高校、商店や飲食店などと連携し、ブランドづくりや商品開発、新しい生産技術の導入、販路拡大を進める。
- ・農業者は、市と協働して、市民が広く農業にふれあえる機会を提供する。

【市の役割】

- ・生産緑地保全や用水の管理支援などを通じ、年々減少する農地の保全を図る。農業者の新技术の導入や経営改善を支援するとともに、農業生産団体や後継者組織の活動を支援し、農業の担い手の確保・育成を支援する。
- ・直売所の拡充や学校給食での府中産農産物の使用拡大など、地産地消を推進する。事業者と大学などとの連携を図り、ブランドイメージの確立など、府中産農産物の流通拡大を支援する。
- ・イベントや体験農業などを通じ、都市農業に対する市民の理解と意識の啓発を図り、府中の農業や農地を守り育てる意識を醸成する。

■重点的取組

- ・農地を将来に残していくため、農業者の経営改善や後継者の育成に努めるとともに、府中産農産物の流通拡大に向けたブランド作りや農業体験事業など農業への意識啓発を図り、都市農業の振興に努めます。

Ⅱ 行財政運営の大綱

(1) 市民の参画意欲を高める市政運営

■めざすまちの姿 ～平成 33 年のまちの姿～

- ・市は、多様な市民層に適した分かりやすく、見やすく、より関心が持てる方法で情報を提供しています。
- ・全ての市民が市の情報を利用することができます。
- ・市民は、定期的に関催される市長との懇談会等に積極的に参加し、市と身近な対話ができています。また、市も積極的に市民の意見を政策に取り入れています。
- ・市民がまちづくりに参画できる仕組みや環境が整い、多くの市民が市政に参画し、市民と市との協働による市民主体のまちづくりが進められています。

■役割分担の考え方

【市民の役割】

- ・広報や市のホームページの情報を活用したり、懇談会やパブリックコメントなどへの積極的な参加など、市政に関心を持ち、情報収集や市民参画に努める。
- ・市政への関心が低い市民に働きかけ、共に市民協働を進める機運を高めていく。

【市の役割】

- ・市政に関する考え方や情報について、市民への説明責任を十分に果たす。また、分かりやすく、かつ多様な市民層に合わせた様々な媒体を用いて情報提供し、市民が情報を入手しやすい環境をつくる。
- ・市民の意向・提言を市政運営に活かすため、様々な手段による広聴活動を推進するとともに、より多くの市民の様々な視点や角度から意見を収集するよう努める。
- ・市は、市民の意見に対し、フィードバックを行い、その内容を公表することにより、市民の意見が市政に反映されていることを確認できる環境を整える。
- ・より多くの市民が市政に参画できる仕組みや環境を構築し、市民と市との協働による市民主体のまちづくりを推進する。

■重点的取組

- ・市政の情報を多様な媒体で誰にでもわかりやすく発信するとともに、市民との意見交換の場を設けるなど様々な手段で広く市民の声を聴取します。

(2) 経営的な視点に立った市政運営

■めざすまちの姿 ～平成 33 年のまちの姿～

- ・総合計画に示した目標達成に向け、進捗状況と社会の変化を踏まえた柔軟で迅速な意思決定が行われ、経営資源を効果的・効率的かつ適正に活用した市政運営が行われています。
- ・府中市職員は、「全体の奉仕者」としての誇りを持ち、目標を持って自律的に行動しています。そのために、市民の声を聞き、市民から信頼され、市民との協働を進めることができる職員になっています。
- ・市民がそれぞれ主権者として、義務と責任を果たすとともに、市政への参画をより進め、市の一員であることを実感できる市政運営が行われています。

■役割分担の考え方

【市民の役割】

- ・納税者である意識を常に持ち、市政や税金の使われ方に関心を持つ。
- ・市の施策や事業・予算などに関して、自ら積極的に情報を収集し、適正であるかを点検する。
- ・市の行財政に関して、市民の立場からの提案を行う。

【市の役割】

- ・総合計画の進捗状況を行政評価などの仕組みで的確に把握し、財政状況や社会情勢の変化、市民ニーズなどを踏まえた上で、次年度の事業計画を立案する P D C A サイクル^{*}を確立するとともに、実効性の高い組織づくりを進めることにより、経営的な視点に立った市政運営を推進する。
- ・多様化する市民ニーズや新たな行政課題に迅速かつ的確に対応できる職員を育成するため、職員の能力開発や意識改革を進める。
- ・長期的な視点に立ち、将来世代に負担を残さないよう、市が保有する公共施設や社会資本などの公共資産の維持管理および更新を推進する。

■重点的取組

- ・限られた財源の中で、公共施設の統廃合や複合化などを進めることにより、効果的・効率的かつ公平な施設の活用が実現できるよう、市民とともに公共施設運営に取り組めます。

^{*}P D C A サイクル…計画(Plan)、実施(Do)、評価(Check)、改善(Action)のプロセスを順に実施することで、継続的に業務改善等を行うマネジメント手法です。

(3) 継続的かつ安定的な市政運営

■めざすまちの姿 ～平成 33 年のまちの姿～

- ・市民は、丁寧でわかりやすい窓口サービスと、情報通信技術を活用した利便性の高い行政サービスにより、様々な市民サービスを適切に利用できます。
- ・市政を運営するために必要な各種事務や手続きが適切に行われ、透明性が高く、効率的な市役所になっています。

■役割分担の考え方

【市民の役割】

- ・各種証明書の自動交付機や施設予約システムなど、便利なサービスを積極的に利用するとともに、利用者の立場からその改善のための提案を行う。

【市の役割】

- ・個人情報適切な管理を推進するとともに、適切な文書管理を行い、情報公開の迅速化、効率化を図り、透明性と公正性ある市政運営を展開する。
- ・統計調査などの基礎情報を収集整理し、政策判断などに利用しやすい環境を整える。
- ・情報通信技術を活用した行政サービスの利便性向上、および行政事務の効率性向上を図る。

■重点的取組

- ・市民の目線による窓口対応の改善に向けて、窓口業務の効率化や効果的な対応体制の推進に取り組みます。
- ・適切な文書管理を行う上で、有効な手段である文書管理システムについて、導入経費やランニングコストの費用対効果を見極めて、導入の検討を行います。

(4) 健全財政による持続可能な市政運営

■めざすまちの姿 ～平成 33 年のまちの姿～

- ・市民の理解のもと、課題を先延ばしせず、スピード感を持って歳入確保、歳出削減に取り組み、中長期的な視点に立った健全で持続可能な財政運営ができています。

■役割分担の考え方

【市民の役割】

- ・公平で効率的な収税に納税者の立場から協力する。
- ・市の財政状況を理解し、それに基づいて市民が分担すべきこと、できることを検討し、実行する。また、わかりやすい情報の公表形態などについて考え、要望していく。

【市の役割】

- ・多様化・高度化する市民ニーズや新たな行政需要などに的確に対応するため、自助、共助、公助のバランスの改善や効率化の徹底により歳出の適正化を図る。
- ・市税等の収納率向上に取り組むとともに、市独自の法定外目的税や広告料収入、ネーミングライツ制度*などの導入や、未利用市有地の処分及び有効活用、公共施設の民間譲渡及び売却、利用者の負担のあり方の見直しなどにより、歳入確保を図る。
- ・公平かつ公正な課税を行うとともに、市民が納税しやすい環境を整え、収納率の向上に努める。
- ・中長期的な視点に立った財政計画に基づく財政運営を行うとともに、有効な財源配分に努めるほか、財政状況などについてわかりやすく市民に説明する。

■重点的取組

- ・中長期的な視点に立った財政見通しに基づいた財政運営を行い、将来にわたっての健全財政の確保に努めます。
- ・市民ニーズや新たな行政需要などに対応できる健全で持続可能な行財政運営を行うため、徹底した行財政改革を推進します。
- ・市の財政状況についてわかりやすく説明することに取り組み、市民の理解を促します。

*ネーミングライツ制度…スポーツ施設等の名称にスポンサー企業の社名やブランド名を付与するもので、いわゆる「命名権」と呼ばれるものです。

第4章 基本構想の実現に向けて

1 協働によるまちづくり

1. まちづくりのあり方

わたしたちは、身近な地域課題の解決や自分たちの生活をよりよくするために、自分たちの意思と責任にもとづいてまちづくりのあり方を決めることができます。

これまでは、わたしたちは、まちづくりや地域課題に対して行政に頼り、自ら考え、行動することが少なくなっていました。しかし、近年、地域社会の課題が複雑かつ多様化する中で、これらの課題に行政だけでは十分に対応することができない場合が多くなってきています。

地域には本来、身近な地域課題を解決するために、地域住民が自発的に活動し、お互いに助け合う相互扶助の仕組みが存在していました。これからのまちづくりは、このような住民自治を取り戻し、お互いに地域で支えあうとともに、市民一人ひとりがまちづくりの主角として、そのあり方について真剣に考え、行動を起こしていくことが求められます。

2. 協働によるまちづくり

まちづくりの推進に当たっては、市民、自治会などの地域コミュニティ、NPO、事業者、市などの地域の構成主体が、まちづくりの方向性を共有し、それぞれの持てる力を発揮し、お互いに連携、協働することが必要です。

市は、市民の負託を受けた公共の担い手として、公共の核としての役割を担い、市民がまちづくりの主体としての役割を担うことができるよう、協働によるまちづくりを一層推進していきます。

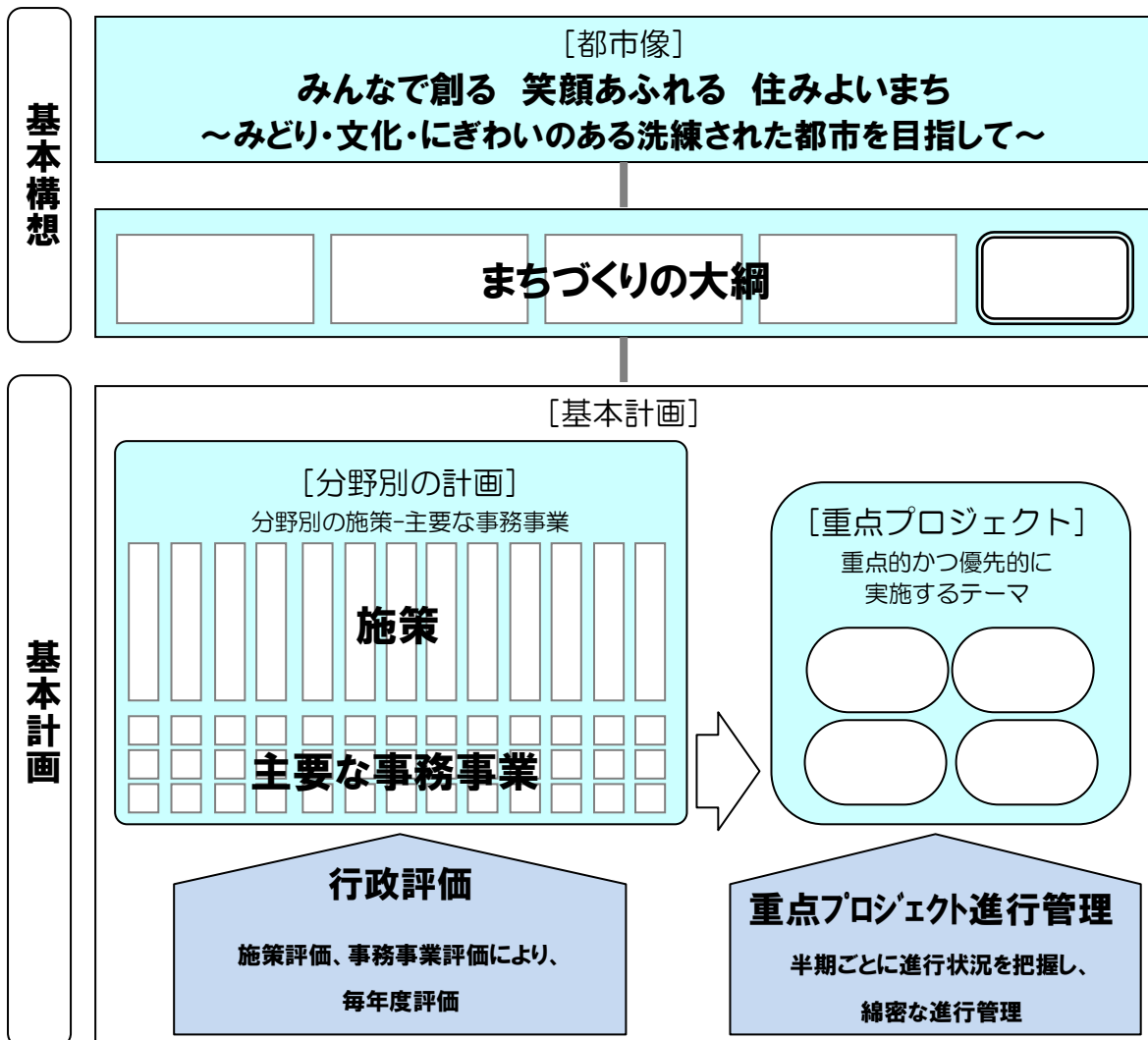
<協働によるまちづくりにおける市民と市の役割>

市民の役割	市の役割
<ul style="list-style-type: none">・市政に関心を持ち、市のことについて知る。・市民は、まちづくりの主角として、まちづくりについて考え、行動する。・地域における公共の担い手として、市民、自治会、NPO、事業者などが、それぞれの特性や力を活かし、自分たちのめざすまちを実現するため、協働する。	<ul style="list-style-type: none">・多様な主体のまとめ役としてまちづくりを推進する。・協働によるまちづくりの意義や市の状況について積極的に情報提供する。・双方向のコミュニケーションを確立し、市民との信頼関係を強化する。・様々な方法で市民の意向を把握し、政策に反映させる。・自治会、PTA、NPOなど多様な主体の連携と自立を支援する。・近隣の大学や事業者などの地域貢献活動を促進し、必要な支援を行う。

2 進行管理について

総合計画の進行管理に関する市の取組として、行政評価及び重点プロジェクト進行管理を核としたマネジメントシステムを構築し、P D C Aサイクルに基づいた進行管理を行います。

また、総合計画の進捗状況を把握するための市民意識調査に加え、総合計画の進行管理・評価段階での市民参加の手法を検討し、市民との協働によるまちづくりを推進します。



●市内部のマネジメントにおける進行管理

・重点プロジェクト進行管理：半期ごとに進行状況を把握して綿密な進行管理を実施し、結果を市民に公表します。

・行政評価：施策評価及び事務事業評価を毎年度実施し、結果を市民に公表します。

●市民との協働による進行管理

・市民意識調査：総合計画の各基本施策に対する市民の満足度や重要度を尋ねるアンケート調査を毎年度実施し、その進捗状況を把握するとともに、毎年の施策展開に生かします。

・市民参加による外部評価：総合計画の策定や実施段階に加え、総合計画の実施状況の評価し、見直しを加えていく段階にも、市民が直接的に関わる仕組みの構築を目指します。

前期基本計画

平成26年度（2014年度）～平成29年度（2017年度）

第1章 前期基本計画について

1 前期基本計画の位置づけ

この前期基本計画は、基本構想に掲げる都市像「みんなで創る 笑顔あふれる 住みよいまち」を実現するため、行政運営の指針として施策の方向性と体系を明らかにするとともに、実効性を確保するため、市が実施する事業を明らかにし、事業執行の指針とするものです。

2 前期基本計画の期間

前期基本計画の計画期間は、平成26年度（2014年度）から平成29年度（2017年度）までの4年間とします。平成30年度（2018年度）から平成33年度（2021年度）までの4年間の後期基本計画については、前期基本計画の展開の過程で定めます。

平成26 (2014) 年度	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)
基本構想							
前期基本計画				後期基本計画			

第2章 財政状況・財政見通し

1 経済・財政状況

日本の経済状況は、バブル崩壊後の不況から徐々に回復基調を示しつつありましたが、平成20年のリーマンショック後、急速に景気が悪化しました。その後、輸出や消費支出を中心に再び持ち直し傾向となる中、平成23年3月に東日本大震災が発生し、日本経済にも大きな打撃を与え、平成23年1～3月期GDPを見ると、1～2月期には景気が持ち直しつつあったにもかかわらず、震災後は、生産活動の低下や消費者マインドの悪化等を通じ、個人消費や民間企業設備投資が減少するなど、強い下押し圧力が生じたため、1～3月期の実質GDP成長率はマイナスとなりました。

府中市においては、歳入の根幹を占める市税が、市民税を中心に緩やかな増収傾向を見せ始めていたものの、リーマンショックを境に一転減少傾向となり、その後の欧州債務危機や急激な円高、更には東日本大震災の影響も相俟って、平成23年度決算では、平成19年度に比べ20億円を超える減収となりました。

一方で、少子高齢化の進行に加え、不況による失業率の上昇などから生活保護受給世帯が急増するなど、扶助費を中心に歳出は増え続けたことから、非常に厳しい財政状況になりました。

そのような中であっても、第5次府中市総合計画後期基本計画に掲げる都市像「心ふれあう 緑ゆたかな 住みよいまち」の実現に向けた各種施策や事業を推進するため、基金や市債を有効に活用しながら、福祉、環境、教育などの各種サービスを充実するほか、公共施設の耐震化や老朽化へ対応する一方で、人件費の削減や事務事業の見直しなど、行財政改革に徹底して取り組み、市民サービスの低下を招くことなく、健全財政の維持に努めました。

◆歳入[普通会計]（平成19～23年度決算）

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
歳入(A)	入(A)	816億円	876億円	887億円	935億円	942億円
	市税	497億円	488億円	488億円	476億円	476億円
	国庫・都支出金	145億円	189億円	174億円	227億円	239億円
	基金繰入金	3億円	21億円	18億円	36億円	35億円
	市債	22億円	44億円	29億円	65億円	51億円
	その他	149億円	134億円	178億円	131億円	141億円
自主財源	599億円 (73.4%)	594億円 (67.8%)	604億円 (68.1%)	599億円 (64.1%)	606億円 (64.3%)	
依存財源	217億円 (26.6%)	282億円 (32.2%)	283億円 (31.9%)	336億円 (35.9%)	336億円 (35.7%)	

過去5年間の歳入では、市税収入が下降線をたどる中で、使用料・手数料、収益事業収入といった収入までを含めた自主財源が歳入全体に占める割合は、5年間で9%ほど下落しました。

一方で、扶助費をはじめとした社会保障関係経費の急激な伸び、また、学校施設の耐震改修など、各種投資的事業を行ったことなどにより歳出が膨らみ、そのため、歳入についても、各経費に充当する国や都の補助金、市債などの依存財源が増えたことから、決算規模としては年々増加しました。

◆歳出[普通会計]（平成19～23年度決算）

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
歳	出(B)	800億円	809億円	856億円	906億円	910億円
	義務的経費	336億円	333億円	352億円	391億円	402億円
	人件費	130億円	122億円	131億円	122億円	116億円
	扶助費	160億円	165億円	176億円	224億円	240億円
	公債費	46億円	46億円	45億円	45億円	46億円
	その他経常経費	380億円	368億円	416億円	377億円	378億円
	投資的経費	84億円	108億円	88億円	138億円	130億円

過去5年間の歳出では、人件費は、職員給与構造改革、定員管理の適正化などに取り組んだ結果、約1割減となりました。しかし、扶助費が約5割の増となったため、義務的経費全体では、約2割の増となりました。

投資的経費では、公共施設の耐震改修など、優先的に実施すべき工事等を集中的に行ったことなどから、5割以上増加しました。

一方で、事務事業の見直しや、施設の維持管理経費の抑制など、徹底した行財政改革を行うことで、その他経常経費では、一定の抑制が図られました。

◆財政指標

市では、経常収支比率と実質公債費比率について、次のとおり目標を設定し、健全財政の維持に努めていますが、近年の収支のバランスからも、今後も経常収支比率の水準を維持し続けていくことは、非常に難しい状況です。

・経常収支比率・・・目標80%台

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
87.0%	87.6%	89.0%	90.5%	89.8%

・実質公債費比率・・・目標10%以内

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
7.9%	7.6%	7.5%	7.5%	7.1%

2 財政見通し

平成26～29年度の計画期間中、投資的経費では、府中駅南口再開発事業や市庁舎の新築など、複数の大規模事業が予定されており、その他にも、災害に強いまちづくりや、老朽化した多くの公共施設の改修への対応などが必要です。また経常経費においても、扶助費や施設の維持管理経費が、引き続き上昇傾向にあります。

そのような中で、「社会保障と税の一体改革」による消費税率の引き上げが予定通り実施された場合、歳出では、物件費や工事費等で消費税が負担増となり、歳入では、地方消費税交付金で一定程度の収入増が見込めるものの、依然として景気の先行きが不透明なことから、市税など自主財源の増収は見込めない状況です。

このため、投資的経費のための財源として、基金の取崩しと市債の借入れを最大限活用してもなお、計画期間中総額で約100億円の財源不足が見込まれることから、徹底した事務事業の見直しによる歳出の抑制と、行政サービスを維持するための適正な受益者負担への見直しや、新たな歳入確保策の実施、税収納率の向上など、歳出歳入両側面からの行財政改革を断行し、財源不足の解消に努める必要があります。

その上で、なお不足する財源については、基金により補填せざるを得ませんが、このような補填を継続していくことは、近い将来に基金が枯渇するリスクを伴います。

◆財政見通し[普通会計]（平成24～29年度）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	計画期間合計 (H26～H29)
歳入(A)	900 億円	958 億円	916 億円	922 億円	946 億円	878 億円	3,662 億円
市 税	469 億円	468 億円	469 億円	461 億円	461 億円	462 億円	1,853 億円
国庫・都支出金	235 億円	273 億円	255 億円	255 億円	271 億円	236 億円	1,017 億円
基金繰入金	36 億円	71 億円	52 億円	63 億円	47 億円	24 億円	186 億円
うち財源補填額	18 億円	17 億円	33 億円	26 億円	25 億円	17 億円	101 億円
市 債	51 億円	41 億円	27 億円	18 億円	29 億円	18 億円	92 億円
うち財源補填額	7 億円	0 億円	0 億円	0 億円	0 億円	0 億円	0 億円
その他	109 億円	105 億円	113 億円	125 億円	138 億円	138 億円	514 億円
歳出(B)	900 億円	958 億円	916 億円	922 億円	946 億円	878 億円	3,662 億円
義務的経費	417 億円	424 億円	425 億円	434 億円	439 億円	446 億円	1,744 億円
人件費	119 億円	122 億円	117 億円	119 億円	117 億円	115 億円	468 億円
扶助費	250 億円	253 億円	260 億円	268 億円	276 億円	284 億円	1,088 億円
公債費	48 億円	49 億円	48 億円	47 億円	46 億円	47 億円	188 億円
その他経常経費	363 億円	355 億円	365 億円	366 億円	370 億円	372 億円	1,473 億円
投資的経費	120 億円	179 億円	126 億円	122 億円	137 億円	60 億円	445 億円
財源補填額	25 億円	17 億円	33 億円	26 億円	25 億円	17 億円	101 億円
基金残高	329 億円	259 億円	210 億円	151 億円	107 億円	86 億円	
市債残高	452 億円	450 億円	435 億円	413 億円	403 億円	381 億円	

【参考】財政見通しの推計方法

〈歳入〉

①市税について

・個人市民税

今後、生産人口の減少を含め、1人あたりの所得も減少傾向にあります。平成26年度から35年度（10年間）は、減災・防災施策に必要な財源の確保のため、均等割が引き上げられます。

・法人市民税

平成25年度以降に国の法人税の見直しに伴って、法人市民税は自動的に引き下げられます。これに伴い、平成25年度より、たばこ税の都税引下げ分が、市税分に税源移譲されます。

②地方消費税交付金については、社会保障と税の一体改革における消費税率の段階的引き上げ（平成26年4月から+3%、平成27年10月から+5%）が実施される予定であることから、実際の影響が出る半年後の交付分から増額を見込み、加算しています。

③基金については、大規模事業の実施に伴う、都市整備基金や庁舎建設基金の取崩しのほか、各工事等への公共施設整備基金の取崩しなどを行っています。また、現基金計画（平成22-25年度）で行っている経常経費のための取崩し（総額13億6千万円）を継続して行うとともに、経常的な投資的事業に対する公共施設整備基金の取崩しを、財源の補填として想定しています。

④市債については、大規模投資的事業の実施のための借入れを想定しています。

⑤競走事業の収益については、同事業を取り巻く昨今の状況を鑑み、毎年2億円と据え置いています。

〈歳出〉

①扶助費については、毎年の予算編成における基準を参酌し、対前年度3%増としています。

②その他経常的な経費については、実態に即した伸び率等を勘案し、見込み額を計上しています。

③投資的経費については、平成25年度当初予算編成において大規模事業と位置づけた工事等に加え、その他修繕などの経常的な投資的事業として、一定額を見込んでいます。

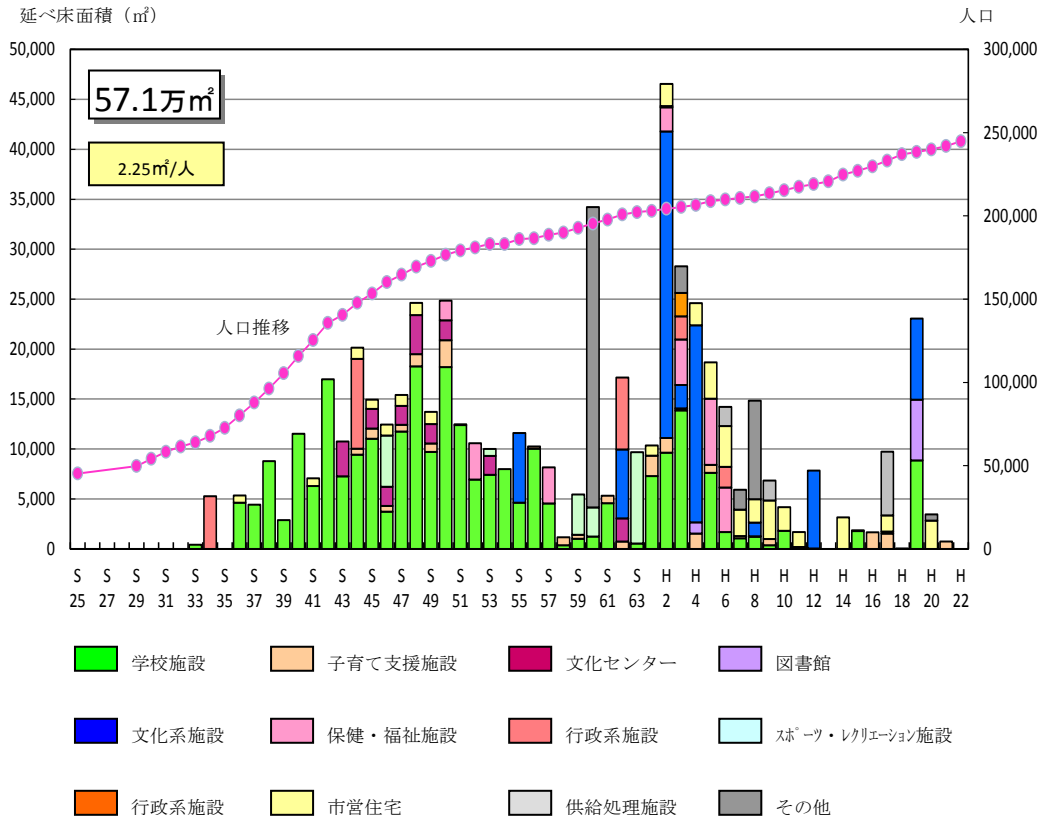
④消費税率については、平成26年4月から8%、27年10月から10%に引き上げられる方向性を考慮し、工事などに係る投資的経費、委託事業などにかかる物件費、施設の維持修繕にかかる維持補修費について、それぞれ支出の増額を見込み、加算しています。

3 今後の公共施設・インフラの維持に対する考え方

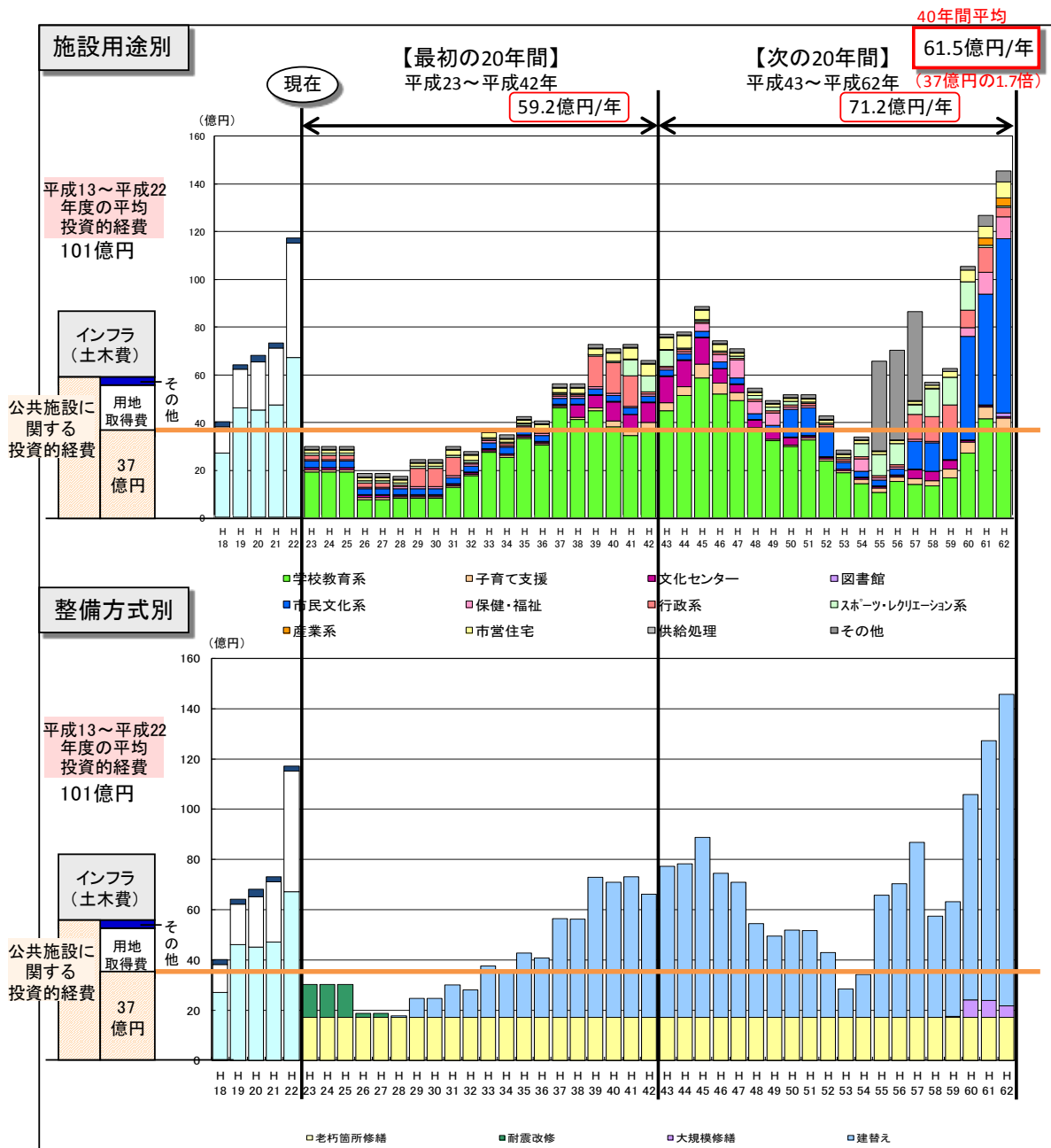
① 公共施設（インフラを除く建築物等）

市が保有する、小中学校・文化センターなどの公共施設は、人口増加が急速に進んだ昭和40年～50年代にかけて整備されたものが多く、安全性の確保、大規模改修、建て替え、維持管理等に今後多くの費用がかかることが予測されます。

◆公共施設（インフラを除く）の築年別整備状況



公共施設の用途別延べ床面積では、学校施設は公共施設の約半分（46％）を占めており、今後大幅に膨らむ維持更新費用について大きな影響を与えることが見込まれます。また、前期基本計画の期間中には、府中駅南口再開発事業や、庁舎及び給食センターの建て替えといった大規模な施設整備事業も予定されています。それらも含め、今後の公共施設の維持更新については平成23年から平成62年までの40年間で、年平均61.5億円の費用が必要と見込まれており、近年の公共施設に関する投資的経費（年平均37億円）と比較すると、約1.7倍の費用となります。



(出典：府中市公共施設マネジメント基本方針)

厳しい財政状況が予想されるなか、今後も社会状況や市民ニーズに柔軟に対応した行政サービスを提供するためには、維持管理を計画的に行うとともに、既存施設の廃止・転用・複合化による総量抑制・圧縮、既存施設の長寿命化対応などに向けた取組を、基本計画期間中に進めます。

② インフラ（道路、橋梁、公園、下水道等）

市が保有する道路、橋梁、公園、下水道などの都市基盤施設（インフラ）は、人口の増加や利便性の向上の目的から、昭和30年代～40年代の高度経済成長期に多くを整備しました。これらのインフラの多くが整備後30年以上を経過していることから、同時期に老朽化が進行しています。そのため、今後のインフラ管理に係る費用は膨大なものとなり、現状の市の財政事情では、全てのインフラをこれまでと同様に管理し続けていくことができません。

このことから、インフラの安全性を確保するための管理手法や財務計画を、早急に考えていかなければいけません。具体的には、長期的な視点に基づく今後の方針を定め、適切なコスト管理及び計画的なインフラ管理を進める必要があります。

◆ インフラの管理数量

検討対象施設	分類	管理数量	単位	備考
道路	車道延長	420.569	km	路面性状調査結果
	歩道延長	165.060	km	現地調査結果
橋梁	車道橋	23	橋	橋梁台帳の再調査、目視点検結果
	歩道橋	14	橋	
立体横断施設	ペDESTリアンデッキ	2	橋	府中駅付近、府中本町駅付近、西府駅付近、分倍河原駅付近ほか
	エレベータ	7	基	
	エスカレータ	4	基	
街路樹	市道	10,744	本	航空写真測量および現地補足調査結果
	グレーチング	1,854	箇所	
案内標識	施設表示	803	基	現地調査結果
街路灯	交通安全灯	7,049	基	街路灯交換記録台帳調査ほか
	防犯灯	10,300	基	
公園	都市公園	270	箇所	公園現況整理の確認結果
	広場	40	箇所	
	スポットパーク	35	箇所	
	府中多摩川かぜのみち	1	箇所	
	公共植栽地	22	箇所	
	その他の管理地	26	箇所	
下水道	北多摩一号処理区	2,505.7	ha	下水道マスタープランデータ
	野川処理区	219.5	ha	

◆ インフラの整備状況

過去の予算規模が大きい時期の補修の結果、現在のような安全性の確保できた状態が保たれています。しかし、多くのインフラが同時期に更新時期に来ているため、今後の劣化は急速に進行していくことが想定されます。

施設項目	整備状況	施設項目	整備状況
車道舗装	平均 MCI 値：6.9 です。全国平均 6.0 に比べて、劣化していない状態にあります。	歩道・植樹ます	0.3%で補修が必要です。95%が劣化していない状態にあります。
橋 梁	緊急的な補修の必要はありません。しかし、橋梁点検をした 9 橋全てに大小の損傷があります。	街路樹	12m以上の高高木は全体の 10.37%です。街路樹が大きい路線は 6 路線あります。
案内標識	新型標識：49.44% (401 基) 旧型標識：17.19% (136 基) その他：32.87% (264 基)	街路灯	蛍光灯 (59.28%) と水銀灯 (36.00%) が大半を占めます。LED は 122 灯あります。
公 園	1970 年 (昭和 45 年) 以降に開設した公園箇所数が、89.78%に及びます。	下水道	1970 年～1990 年に下水道整備が集中しています。そのため、設置後 50 年の経過に伴い、施設の更新が集中します。

※ MCI 値 (維持管理指数)：旧建設省において、道路管理者が主観的に維持修繕を必要と感じる路面状態を表す指標として開発された、日本独自の指数です。

◆ 将来の管理費用の予測について

インフラの同時期の老朽化が進む一方、近年の財政状況の悪化や扶助費等の増加に伴う経費の縮減が進んでいます。そのため、今後インフラを安全に利用するための機能を維持するには、現状の予算執行を継続するだけでは不足します。

分析の結果、現在の管理を続けた場合、下水道を含む将来の維持管理費用は、80.70 億円/年です。それに対して、現状の執行額は 54.64 億円/年です。そのため、今後 26.06 億円/年の財政不足が生じる予測結果となりました。

施設項目	40 年間の予想経費 (下水道は 30 年間)	40 年間で平均化する場合の 年間経費 (下水道は 30 年間)	現状の執行額
全 体	(下水道除く (40 年)) 982.06 億円 (下水道 (30 年)) 1684.63 億円	(下水道除く) 24.54 億円/年 (下水道含む) 80.70 億円/年	(下水道除く) 18.78 億円/年 (下水道含む) 54.64 億円/年
車 道			
歩 道・ 植樹ます	467.16 億円	11.67 億円/年	8.57 億円/年 (予測額の約 73%)
橋 梁			
街路樹	88.02 億円	2.20 億円/年	1.34 億円 (予測額の 61%)
案内標識	0.80 億円	0.02 億円/年	0.02 億円 (予測額の 100%)
街路灯	60.80 億円	1.52 億円/年	1.52 億円 (予測額の 100%)
公 園	365.28 億円	9.13 億円/年	7.33 億円/年 (予測額の約 80%)
下水道 (30 年間)	1684.63 億円	56.16 億円/年	35.86 億円/年 (予測額の約 64%)

* 下水道は特別会計で運用しているため、下水道を除く場合と含める場合のそれぞれについて積算しています。ただし、不足する経費の一部には、一般会計からの繰出金が充当される場合もあります。

◆ 今後のインフラ管理の方針について

今後のインフラの安全性を確保していくためには、長期的な視点での維持管理を継続していくことが必要です。市では現状の問題を把握し、その問題を踏まえた長期的なインフラ管理の方針を、次のとおり示します。

この方針に基づき取組みを、基本計画期間中に進めます。

現状の問題点	<ul style="list-style-type: none"> ① 維持管理への長期的な視点の不足 ② 市の予算の全体的な不足 ③ インフラ管理に費やすコスト削減への取組み不足 ④ 全庁的な各施策間の調整の不足 ⑤ 民間企業や市民の活力活用の不足 	
インフラ管理の方針	<p>【インフラ管理全体（共通）の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 歳入の確保 ② 持続可能な財政運営 ③ 集約化・合同化による効率化 	<p>【維持管理の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ④ 業務の見直し等によるコスト削減 ⑤ 市民との協働による管理 <p>【補修更新の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑥ ライフサイクルを通じた効率化 ⑦ 管理水準の見直し

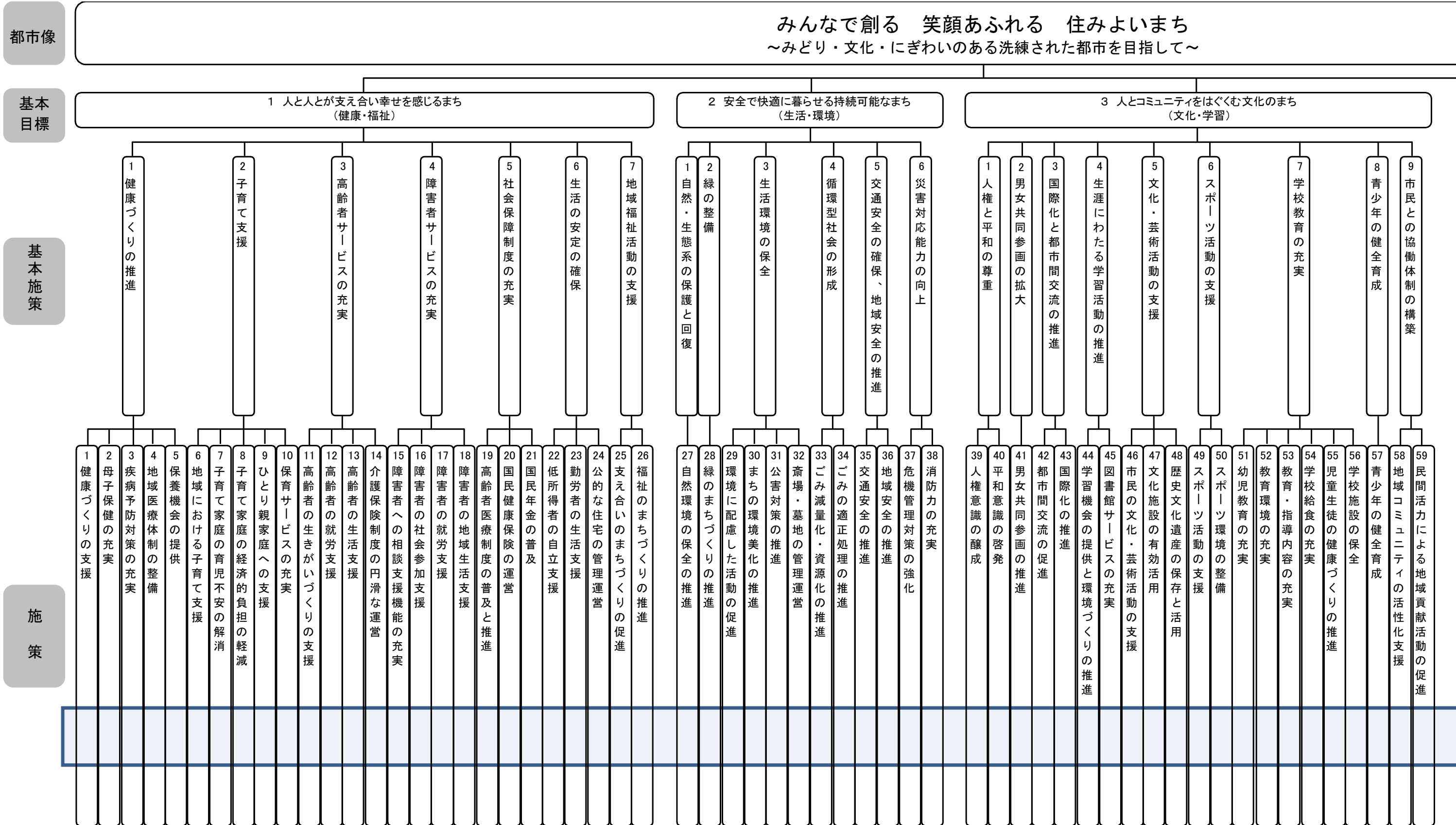
4 財政見通し及び公共施設等の老朽化を踏まえた前期基本計画の推進

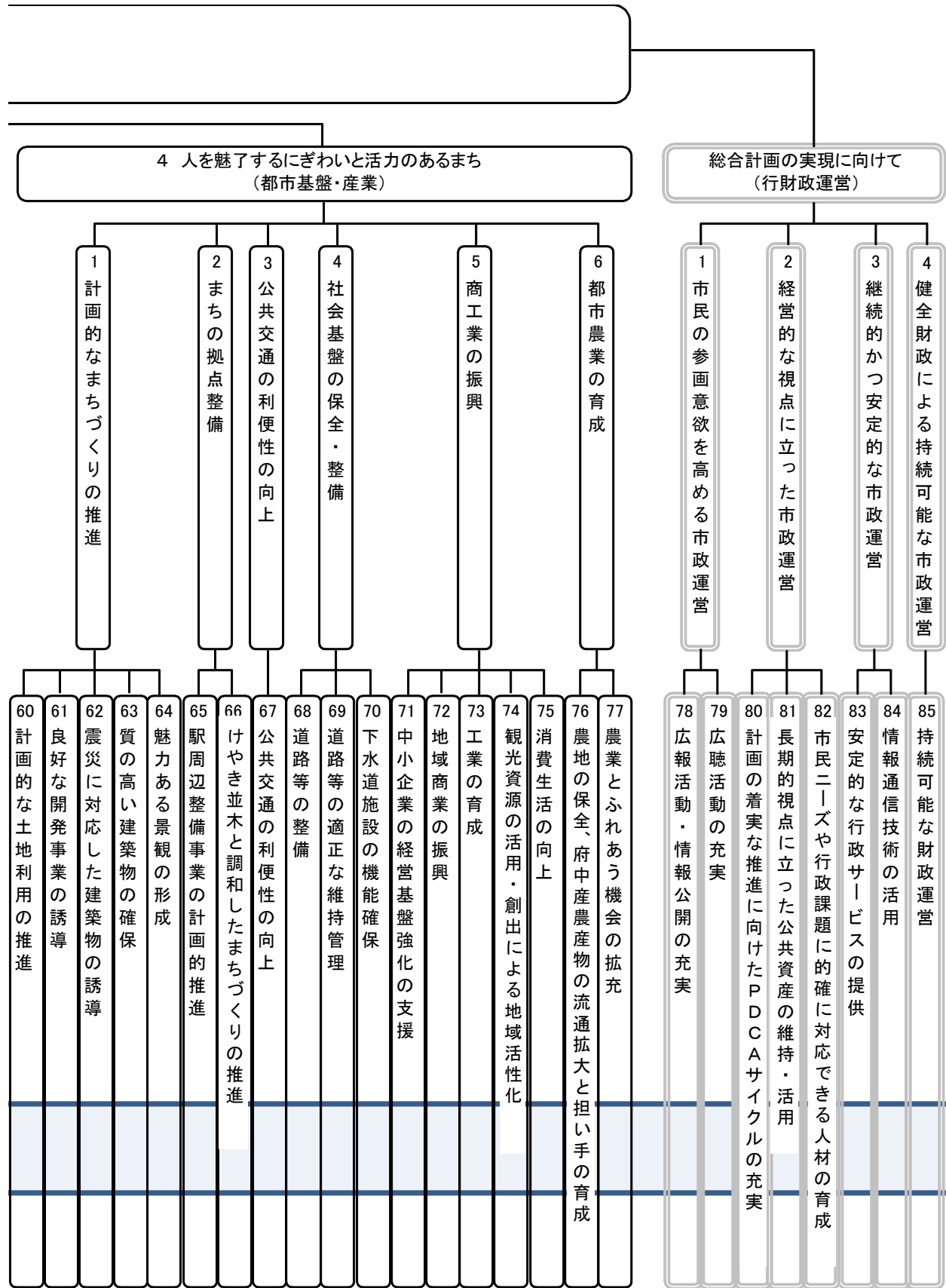
財政見通しによると、自主財源の増加が見込めないうえに、景気の動向や社会構造を背景とした扶助費の増大は避けられず、基金に依存した厳しい財政運営を余儀なくされる見込みです。一方で、公共施設等の維持管理に目を向けると、数十年の長期的視点に立って公共施設やインフラを適切に維持していくための計画的な調整を開始しなければならない時期に差し掛かっています。したがって、前期基本計画の計画期間はもとより、今後は将来に渡って、公共施設及びインフラの維持管理経費を市財政に大きな影響を与える要素として考慮することが必要不可欠となります。

これらの財政的な制約を十分に認識したうえで、基本構想に掲げる都市像『みんなで創る 笑顔あふれる 住みよいまち』を達成すべく、市民の多様なニーズに応えるまちづくりを進めるためには、事務事業の見直しによる歳出抑制や税収納率の向上など、従来から実施してきた行財政改革の取組を継続することはもとより、前期基本計画に基づく施策展開においても、優先度の高い施策や事務事業に予算と人員を重点的に投入する“選択と集中”の指向を一層明確することが求められます。

そのための具体的な方策として、まずは優先化や重点化の対象とならない事務事業の実施に当たっては、前年踏襲の発想を改め、市民にとっての付加価値や負担の公平性の観点から事業の必要性や妥当性を厳しく検証したうえで、抜本的な事業改善に取り組んでいかなければなりません。その一方で、前期基本計画の計画期間中に重点的に取り組むべき分野横断的テーマを「重点プロジェクト」として明示するとともに、各施策においても核となる“主要な事務事業”を設定し、優先すべき事業として明確に位置付けたうえで、綿密な進行管理の下で着実に推進していきます。

第3章 施策体系





重点プロジェクト

厳しい財政状況や行政需要の多様化といった環境においても、着実に前期基本計画を推進するために、計画期間において重点的かつ優先的に実施すべきテーマを『重点プロジェクト』として設定し、“選択と集中”による効率的な行政運営の指針とします。

また、迅速かつ柔軟に行政課題に対処できるよう、施策体系の枠組みにとらわれず、分野横断的に該当する事務事業や取組をまとめています。

- プロジェクト1
市民が主役のまちづくり
- プロジェクト2
防災・減災のまちづくり
- プロジェクト3
にぎわいのあるまちづくり
- プロジェクト4
健康で元気なまちづくり

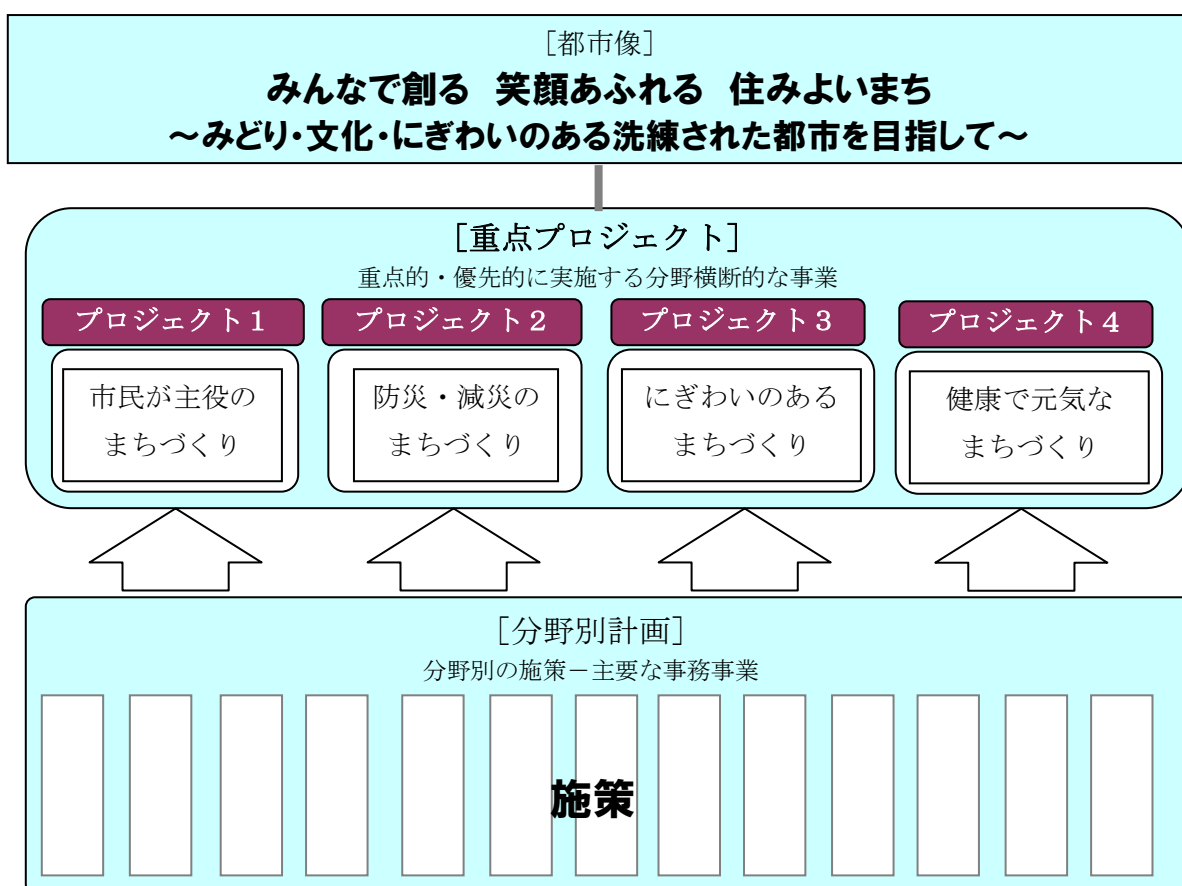
第4章 重点プロジェクト

～ 計画期間における中心テーマ ～

1 重点プロジェクトとは

重点プロジェクトは、基本構想で掲げた『まちづくりの基本理念』の視点や市民と市がともに目指す『都市像』を踏まえ、前期基本計画の計画期間において、重点的かつ優先的に実施すべき事業を分野横断的に位置づけたもので、市のこれまでの施策展開の経過や財政状況、社会の動向などを勘案して選定しています。

また、選定した重点事業を着実に推進していくために、分野別の基本計画とは別に、綿密な進行管理を行っていきます。



2 重点プロジェクト

プロジェクト1:市民が主役のまちづくり

市民が主体的にまちづくりを担う『市民が主役のまちづくり』の象徴として、府中駅前の利便性の高い場所に市民活動拠点を整備することにより、市民団体等の地域貢献活動を幅広く支援するとともに、市民団体同士が交流を持ち、自主的に連携を深められる環境を整えます。併せて、利便性の高い駅前の立地を生かし、市民が市政に関する情報を把握して市民活動に活用できるよう、様々な情報提供のための施設を併設します。

また、新たなまちづくりのあり方として、市民と市との対話を通じて市民ニーズを把握するために、市民と市長が自由に討論をする「市長と語る会」を実施するとともに、ツイッターなど新たなツールも活用し、市民と市の顔の見える関係づくりを進めます。

さらに、市民や市民団体等の主体的な活動が広がり、本市の特色の一つである文化・芸術分野をはじめとする様々な分野で市民の手によってまちが育つことをめざし、地域での多様な生涯学習の場とそれを還元する「学び返し」の機会を充実させるとともに、地域で活躍できる環境づくりを進めます。

重点事業① 情報公開機能を備えた市民活動拠点の整備	
主要な事務事業 主要な取組	◆府中駅南口第一地区再開発市民活動拠点施設整備事業【施策59】 ◆NPO・ボランティア活動支援事業【施策59】 ◆市政情報センターの円滑な運営【施策78】
重点事業② 市民と市とのコミュニケーションの進化	
主要な事務事業 主要な取組	◆各種情報媒体の活用【施策78】 ◆市長と語る会を通じた対話の機会の拡充【施策79】
重点事業③ 市民が育てる文化・芸術のまちに向けた環境づくり	
主要な事務事業 主要な取組	◆生涯学習機会創出事業【施策44】 ◆市民芸術文化祭運営事業【施策46】

プロジェクト2:防災・減災のまちづくり

首都直下型地震等による被害が想定される中、災害を防ぎ、被害を軽減することが求められることから、公共施設マネジメントを推進する中で各公共施設の老朽化を踏まえた安全対策に適切に取り組むとともに、災害発生時には拠点施設となる市庁舎については、耐震化の観点からも着実に新庁舎の建設事業を進めます。

また、新たな被害想定の下に改定した地域防災計画を踏まえ、避難所となる市立学校などの公共施設への備品等の整備を進めるとともに、他自治体や民間企業等との人的支援・物的支援に係る連携体制の構築により防災体制の強化を図るほか、地域の自主防災組織による防災訓練の支援など、地域防災体制の強化に向けたハード・ソフト両面の取組を充実させます。

一方で、まちの防災・減災にとって重要となる民間建築物に対する取組として、耐震化に向けた普及啓発を図るとともに、木造住宅や特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等への補助を通じて耐震化を促進します。

重点事業① 公共施設の安全対策の推進	
主要な事務事業	◆公共施設マネジメントの推進【施策81】
主要な取組	◆市庁舎建設事業の着実な遂行【施策81】
重点事業② ハード・ソフト両面での地域防災体制の強化	
主要な事務事業	◆防災資材等整備事業【施策37】
主要な取組	◆防災意識啓発事業【施策37】
重点事業③ 民間建築物の耐震化の促進	
主要な事務事業	◆建築物耐震化促進事業【施策62】
主要な取組	・耐震化に向けた普及啓発 ・木造住宅の耐震診断、耐震改修等への補助 ・特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等への補助

プロジェクト3:にぎわいのあるまちづくり

府中市の中心である府中駅前のにぎわいの創出に向けて、本市のシンボルである「国指定天然記念物馬場大門のケヤキ並木」を核としたまちづくりを進めます。けやき並木の一部では樹木の衰退が進んでいることから、保護対策として生育環境の改善を図ります。さらに、周辺の交通環境への対応として宮西町地区の道路整備事業を進めつつ、けやき並木通りの歩行者専用道路化（モール化）を進めて憩いの空間を創出し、周辺地域のにぎわいづくりに繋がります。

また、けやき並木と調和のとれた景観に配慮しながら、本市の表玄関である京王線府中駅周辺の中心拠点となる府中駅南口第一地区第一種市街地再開発事業を推進し、中心商業地としてのにぎわいと活力の創出を図ります。

さらに、府中駅前やけやき並木周辺の中心地域に限らず、市内全域に及ぶにぎわいの創出に向けて、地域の魅力を生かしながら、多くの方が訪れたいくなる観光施策や地域商店街の活性化に繋がる取組を展開します。

重点事業① けやき並木を活用したにぎわいの創出	
主要な事務事業	◆馬場大門ケヤキ並木保護対策事業【施策66】
主要な取組	◆けやき並木周辺整備事業【施策66】
重点事業② 府中駅南口第一地区第一種市街地再開発事業の推進	
主要な事務事業	◆府中駅南口再開発推進事業【施策65】
主要な取組	・第一地区再開発ビルの本体工事 ・交通広場や街路等の公共施設工事
重点事業③ 地域のにぎわいづくりに向けた商業・観光施策の展開	
主要な事務事業	◆商店街振興事業【施策72】
主要な取組	◆観光振興事業【施策74】

プロジェクト4:健康で元気なまちづくり

健康づくりに必要な知識や技術を、地域で共有しあいながら、ソーシャルキャピタル（社会関係資本）を醸成していくことで、市民が健やかに心豊かに、いきいきと自分らしく暮らしていけるまちづくりを進めます。特に、市民や市民団体、企業等が協働し、一体となって健康づくりを推進するためのネットワークの形成と強化に努め、子育て支援や高齢者の支え合いなど、様々な分野で市民の健康と生きがいを地域社会全体で支える仕組みづくりに取り組みます。

さらに、健康増進はもとより、地域に根差したチームへの応援を通じて地域コミュニティの連帯感を高めるスポーツの意義に目を向け、市内にトップチームが数多く存在する本市の特徴を生かせるよう各団体との連携強化を図り、「スポーツタウン府中」をさらに発展させます。また、子供たちが夢や希望を持って健やかに成長するきっかけとしてトップアスリートとの交流の機会を充実させます。

また、学校生活においても、体育や学校行事、食育等を通じて児童・生徒が元気に育つ環境づくりに取り組むとともに、児童・生徒の健やかな成長を支える学校給食の重要性を踏まえ、給食センターの整備を進めます。

重点事業① 個人の健康を社会全体で支える仕組みづくり	
主要な事務事業 主要な取組	◆健康管理支援事業【施策1】 ◆地域子育て支援事業【施策6】 ◆高齢者地域支え合い推進事業【施策11】

重点事業② 地域に根差した「スポーツタウン府中」の発展	
主要な事務事業 主要な取組	◆市民スポーツ大会等運営事業【施策49】 ・市民体育大会、スポーツ大会の実施 ・トップチームとの連携によるレクリエーション事業の実施 ・子供たちとトップアスリートとの交流機会の充実

重点事業③ 元気で健やかに育つ児童・生徒の健康づくりの促進	
主要な事務事業 主要な取組	◆学校教育指導向上推進事業【施策53】 ◆給食施設管理運営事業【施策54】

第5章 各施策の取組内容

○各施策の取組内容の見方

基本施策

施策名

2 子育て支援
施策10 保育サービスの充実

(1) 現状と課題

保育需要が高く推移する中、需要に応えるため、新たな保育所・分園の開設や定員増などを行い、待機児童の解消に努めてきました。しかしながら、転入者の増加等により保育需要が増加し続けており、待機児童を解消するに至っていません。また、延長保育時間の拡大や一時預かり・特定保育、病児保育などの多様な保育サービスが求められています。将来的には子どもの人口減少が想定されることを踏まえつつも、これらの保育需要に地域ぐるみで対応することが課題です。

(2) めざす姿

働きながらの子育てなど様々な家庭の事情に対して、多様な保育制度が整い、子どもを安心して生むことができ、子どもたちがいきいきと心身ともに健やかに育っています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
保育所入所待機児童数(人)	様々な家庭の事情などにより、保育が必要な対象者が保育所に入所できているかを測定します。待機児童の解消を目指します。	182人 (H24年度)	0人
午後8時まで延長保育を実施する保育所数	市内のすべての私立保育園で		

この施策についての現状や、市が認識している課題を示しています

市がこの施策で目指している到達点として、将来の市民の皆さんの暮らし・まちの姿などを示しています

「めざす姿」の達成状況を測るもので、現状値と平成29年度の目標値を示しています

基本構想の「まちづくりの大綱」に記載されている「市民の役割」をもとに、この施策で市民の皆さんに期待することを示しています

「めざす姿」の達成に向けた、市の取組の方向性を示しています

前期基本計画で市が取り組む主要な事務事業と、その取組内容を示しています

※一部の投資的事業など、事前に各年度の経費を見込むことが困難な事業は、総事業費の算定から除外しています

市民に期待すること

- ・民間活力により多様な保育サービスを提供する。
- ・地域支援による見守りや子育て中の家庭を支援する。
- ・地域の子育てネットワークの充実を図る。

(3) 施策の方向性

- ・待機児童の解消に向けて、私立保育園や認証保育所の整備・新設を支援します。また、家庭的保育事業の拡充に努めます。
- ・多様な主体の協力を得ながら、延長保育時間の拡大、休日保育、一時預かり・特定保育、病児保育などの保育サービスの充実に努めます。
- ・市立保育所が拠点となり、地域支援の仕組みづくりや保育所の役割・機能について研究し、市民が安心して子育てできる環境づくりに努めます。

(4) 主要な事務事業

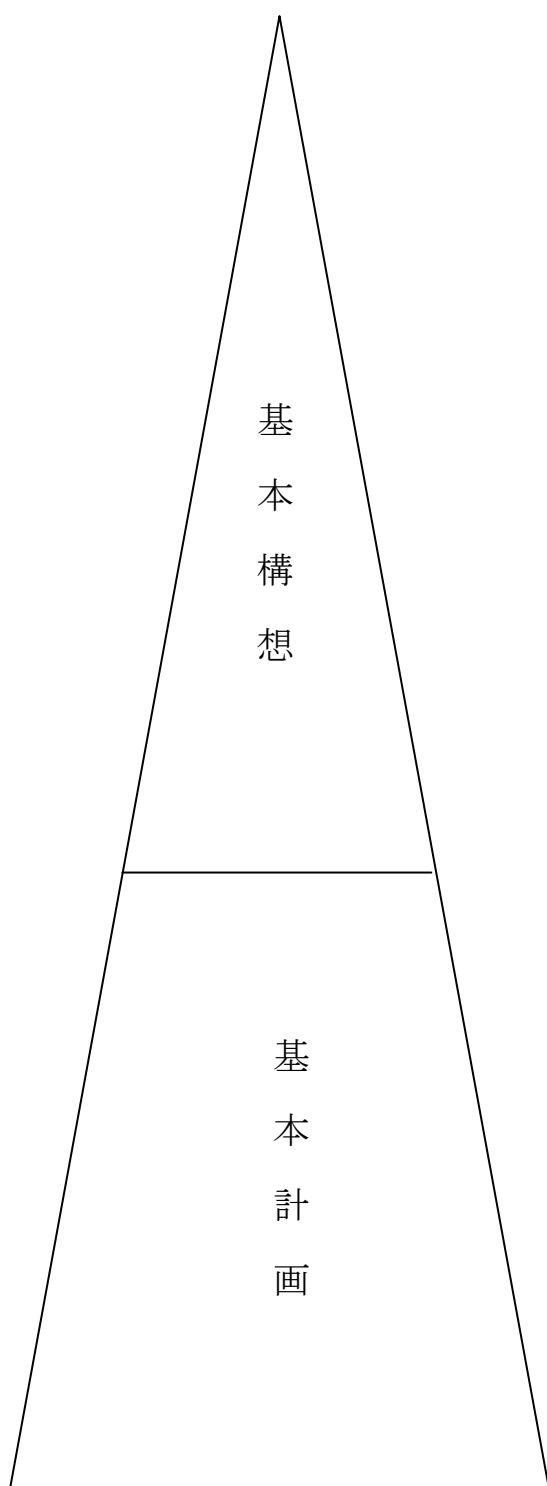
事業名	H26~H29年度の取組
私立保育所運営支援事業	・保育に欠ける児童を適切に保育が行えるように、私立保育所へ運営費の支弁等を行って、待機児童の解消のため定員増を図ります。 ・延長保育時間について利用者ニーズに対応し適切な支援を行います。
一時預かり・特定保育、病児保育事業	・一時預かり・特定保育及び病児保育を継続的に実施し、市民ニーズに対応します。なお、一時預かり・特定保育については市内の認可保育所に機会をとらえて働きかけ、実施施設の増加を目指します。
待機児解消事業※	・認可保育所及び認証保育所の新規開設を行い、待機児童の解消を図ります。

4か年の総事業費(主要な事務事業のみ) 167億円

※「待機児解消事業」は経常的経費とは異なるため、総事業費の算定から除いています。

○施策体系の見方

第6次府中市総合計画は、基本構想、基本計画の2階層で構成され、それぞれの中で、都市像をはじめ、基本目標、基本施策、施策、主要な事務事業を示しています。其々の関係や内容を体系的に示すと、次のようになります。



(具体例)

都市像	みんなで創る 笑顔あふれる 住みよいまち	第6次府中市総合計画における最上位の目標です。
-----	----------------------------	-------------------------

基本目標	1 人と人 が支え合い幸 せを感じるま ち	都市像を実現するために、4つの基本目標を掲げています。
------	--------------------------------	-----------------------------

基本施策	1 健康づく りの推進	各基本目標を実現するための基本的な施策を分野別に示しています。
------	----------------	---------------------------------

施策	1 健康づく りの支援	各基本施策を実現するためのより具体的な施策を示しています。
----	----------------	-------------------------------

事務事業	健康管理支援 事業	各施策を実現するための具体的な事務事業のうち、主要なものを記載しています。
------	--------------	---------------------------------------

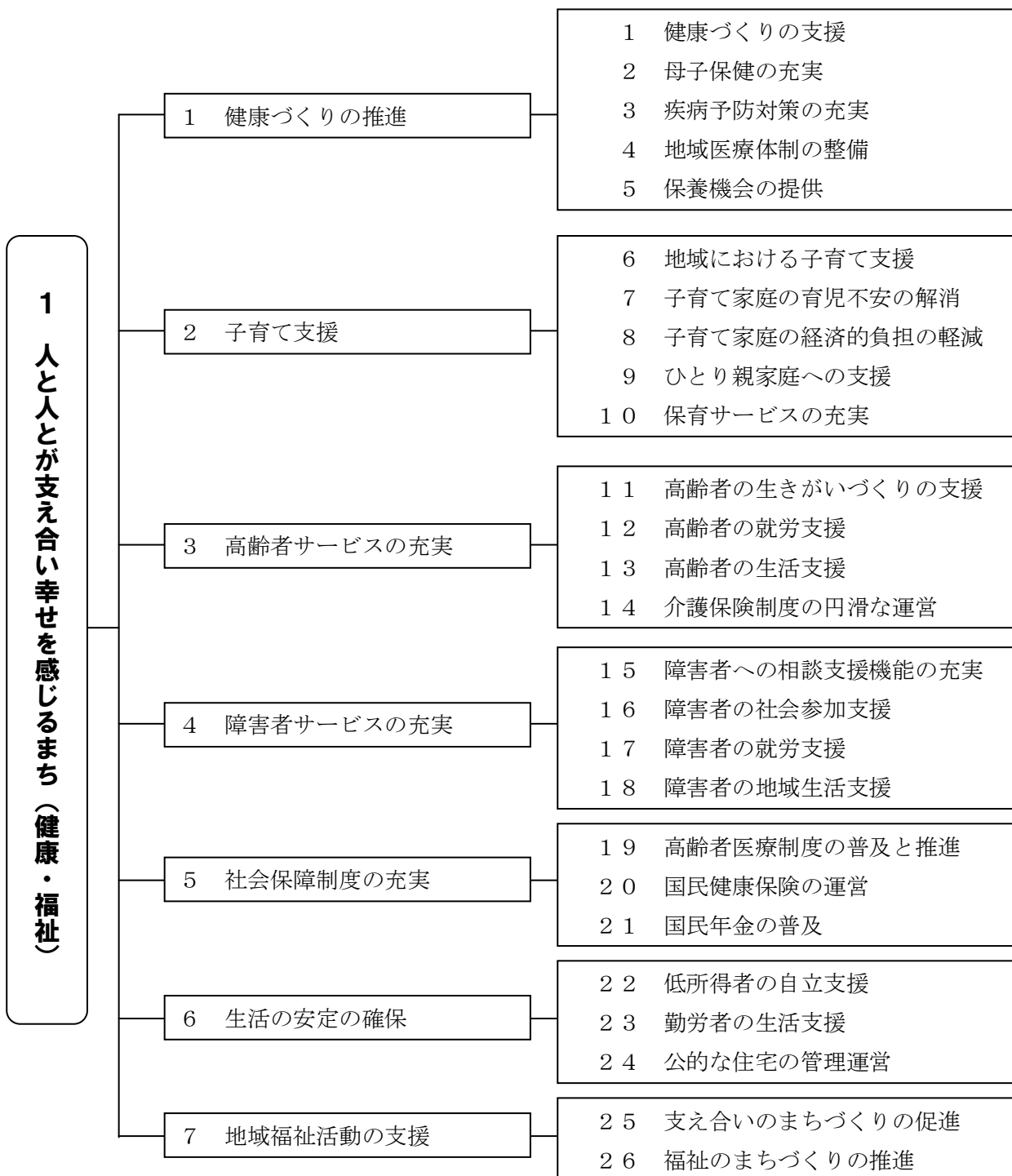
I 分野別の施策

1 人と人との支え合い幸せを感じるまち（健康・福祉）

基本目標

基本施策

施策



1 健康づくりの推進

施策1 健康づくりの支援

(1) 現状と課題

健（検）診事業や個別の相談を通じて、疾病の特性や個人の生活習慣などを具体的に把握することで、自らの健康に関心を持つ市民が増え、健康づくりの意識は高まっています。また、口の健康や栄養についての関心も高く、生涯にわたり継続して取り組む必要があることから、日常生活における地道な取組が重要です。しかし、現状は健診受診後の保健指導の受診率は低く、生活習慣の改善に至っていません。病気にかかる前の一次予防に重点を置き、年代別の生活状況に合った取組の必要性についてさらに周知していく必要があります。

(2) めざす姿

生活習慣病の予防、歯と口の健康づくりなど健康に関する正しい知識の普及が図られ、ライフステージに沿った適切な教育や支援を行うことにより、「自らの健康は自らが作り守る」という認識が高まっています。また、心身に障害や健康上の課題を抱えていても生活の質が高く、いきいきと暮らしています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
80歳で20本以上の自分の歯を有する人の割合(%)	8020運動といわれるものであり、80歳で20本以上の自分の歯を有する市民の増加を目指します。	31.7% (H23年度)	40.0%
健診受診後の保健指導の応募率(%)	特定健診、成人検診の保健指導対象者のうち受講を希望する人の平均です。健診の結果に基づき必要に応じて専門スタッフによる保健指導を受ける市民の増加を目指します。	特定健診 34.0% 成人検診 28.4% ⇒平均31.2% (H22年度)	33.0%

市民に期待すること

- ・市民一人ひとりが自らの健康に関心を持ち、健康づくりの意識を高める。年代別の生活状況に合った取組を、生涯にわたって継続する。

(3) 施策の方向性

- ・市民が、生涯にわたって自分や家族の心身の健康を維持・増進していくことの大切さを認識し、健康意識をさらに高めるため、環境整備や啓発活動を行います。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26~H29 年度 of 取組
健康管理支援事業	<ul style="list-style-type: none">・生活習慣病の予防、健康増進、健康に関する知識の普及などを目的に講座を実施します。・健康に関する個別の相談に常時応じられるように、保健師などの専門職を配置して、面接・電話による相談に応じます。・講演会や元気いっぱいサポーターの取組を通して、健康ふちゅう21を推進します。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 0.8億円

1 健康づくりの推進

施策2 母子保健の充実

(1) 現状と課題

母子の健康管理と乳幼児の健全育成のため、健診事業や相談、各種教室など実施していますが、育児不安が強かったり望まない妊娠がみられるなど、妊娠期から支援を要する妊婦を把握し支援につなげることが虐待防止の観点からも重要性を増しています。

保健師や助産師など様々な専門職が連携して事業を実施していますが、部や課を超えて情報共有し（子育て支援課、子ども家庭支援センターなど）、医療機関と連携しながら個々のケースに迅速に対応することが課題となるほか、職員の対人援助技術の向上も必要です。

(2) めざす姿

母子の保健指導や健康診査を通じて、母子ともに健康が保持増進されるとともに、育児にいきいきと取り組み、乳幼児が心身ともに健やかに育っています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
乳幼児健診の受診率(%)	乳幼児健診を通じ、健やかな発育・発達のための保健指導、及び支援が必要な母子の早期把握を行い、関係機関と連携して支援につなげます。増加を目指します。	95.8% (3~4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診の受診率(平均値)) (H23年度)	100.0%
定期予防接種の接種率(%)	予防接種により、感染症による重篤な疾患を予防します。市全体で一定の接種率を確保することで、より効果的な感染症対策につながります。増加を目指します。	86.2%(予防接種法に基づく定期予防接種の平均接種率) (H23年度)	95.0%

市民に期待すること

- ・地域ぐるみで子育て中の家庭を支援する。
- ・母子保健に関する意識を高め、育児不安など相談しやすい環境を育む。

(3) 施策の方向性

- ・子どもの健全育成に大きく影響を与える母親の健康支援や、子どもに対する健診事業や予防接種事業が円滑に行われるよう、協力医療機関との連携強化と充実をはかります。
- ・母子保健衛生に関する適切な情報発信を様々な機会を通じて行い、安心して育児に取り組めるよう支援します。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26~H29 年度の取組
母子健康づくり支援事業	<ul style="list-style-type: none">・乳幼児の適切な時期に各種健診を行い、発育と発達、疾病の早期発見と早期治療につなげ、保健指導を行います。・妊婦健康診査の公費負担により、妊娠期の健康管理の充実を図ります。
乳幼児予防接種事業	<ul style="list-style-type: none">・感染の恐れのある病気の発生及びまん延を予防するため、各種予防接種を実施します。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 27億円

1 健康づくりの推進

施策3 疾病予防対策の充実

(1) 現状と課題

市では、国民健康保険加入者が受診する特定健康診査、後期高齢者医療健康診査のほか、成人健康診査、若年層健康診査を実施していますが、健診受診率は低く、疾病の予防対策としての効果を期待するのは難しいのが現状です。がん検診の受診率も低く、早期発見・早期治療の重要性をさらに周知していく必要があります。

(2) めざす姿

各種健（検）診事業を通して、生活習慣病やがんをはじめとした疾患などの早期発見の機会が提供され、結果に応じて医療機関への受診をはじめとした必要な健康指導が行われています。

また、健康管理に関する正しい知識や、健康についての認識を自覚し、充実した生活を行っています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
定期健（検）診受診率（%）	特定健診、後期高齢者医療健診、成人健診、若年層健診など、市が実施する健診を受ける人の割合。受診率増加を目指します。	25.6% (H23年度)	28.0%
がん検診受診率（%）	市が実施するがん検診を受診した市民の割合です。受診率の増加を目指します。 (根拠法に基づいて実施している、胃・肺・大腸・子宮・乳がん検診の受診率の平均)	4.1% (H23年度)	8.0%

市民に期待すること

- ・生活習慣病やがんをはじめとした疾患などは早期発見が重要であるとの認識を高め、各種健（検）診の機会を活用して疾病予防に努める。

（３）施策の方向性

- ・健診事業・がん検診事業については、その効果や重要性が広く認められており、定期的な受診に結びつけていくため、今後さらに周知に努めます。
- ・医療機関や検査機関などの協力のもと、実施体制を充実し、事業の質の向上や維持に努めるとともに、限られた予算の中での実施にあたり、より多くの市民に受診機会を提供するため、健診費用の自己負担について検討します。

（４）主要な事務事業

事業名	H26～H29 年度の取組
健康診査事業	・生活習慣病の予防などのため、成人健康診査や若年層健康診査を実施します。
各種疾病検診事業	・健康増進法に基づき、胃・肺・大腸・乳・子宮がん検診を実施します。
歯科検診事業	・成人歯科健康診査（歯周疾患健診を含む）を実施し、歯の喪失の防止、歯と口腔の機能の保持に努めます。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 26億円

1 健康づくりの推進

施策4 地域医療体制の整備

(1) 現状と課題

一般医療機関の休診時の応急医療機関としての休日・夜間診療の重要性は高く、また、「かかりつけ医」の定着を促進するため、市内医療機関に関する情報提供を充実させる必要があります。

また、災害発生時に適切な医療サービスを提供するため、市内だけでなく、二次保健医療圏内においても関係機関との人的支援・物的支援に係る協力・連携体制の強化を図っていく必要があります。

(2) めざす姿

市民は、「かかりつけ医」を持つとともに、休日・夜間や災害発生時などにおいても適切な医療サービスを受けることができる環境が整っています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
安心して医療を受けることができると感じている市民の割合(%)	市民意識調査結果(平成23年度)で把握した数値です。増加を目指します。	42.7% (H23年度)	45.0%
保健センターでの休日・夜間診療の実施体制(%)	医師会などの協力のもと、休日・夜間の診療を行っています。現状の体制を維持します。	100.0% (H23年度)	100.0%

市民に期待すること

- ・「かかりつけ医」を持つなど、いざという時のための備えをする。

(3) 施策の方向性

- ・市内医療機関に関する情報提供を充実させ、「かかりつけ医」の定着促進を図ります。
- ・休日・夜間や災害発生時などにおいて、適切な医療サービスを提供することができるよう、関係機関との人的支援・物的支援に係る協力・連携体制の強化を図ります。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26~H29 年度の取組
休日・夜間診療事業	・保健センターで休日・夜間診療を実施します。
歯科医療連携推進事業	・障害者・在宅要介護者等の自身では歯科治療を受けることが困難な方や食べる機能の低下が気になる方を対象に、かかりつけ歯科医を紹介し、訪問の希望者には訪問歯科診療を行います。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 3億円

1 健康づくりの推進

施策5 保養機会の提供

(1) 現状と課題

姉妹都市である佐久穂町に市民と姉妹都市及び友好都市の住民の保養の場として、市民保養所「やちほ」を設置し指定管理者制度により管理運営をしています。なお、市民保養所「やちほ」は、開設後約25年が経過しており、施設や設備の改修・交換が必要となっています。

(2) めざす姿

魅力ある市民保養所の運営に努め、市民に休養の場を提供することにより、心身のリフレッシュや健康増進が図られています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
保養所の利用率(%)	年間利用可能定員数を利用人数で除した数です。増加を目指します。	34.5% (H23年度)	43.8%
保養所の稼働率(%)	年間利用可能部屋数を利用部屋数で除した数です。増加を目指します。	41.2% (H23年度)	46.5%

市民に期待すること

- ・保養施設を利用し、心身のリフレッシュや健康増進を図る。

(3) 施策の方向性

- ・市民保養所「やちほ」の効果的な運営と利用者へのサービス向上を図ります。また、地域の特性を活かした自主事業の実施や積極的なPR活動を展開することで、利用者の拡大を図ります。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26~H29年度の取組
やちほ管理運営事業※	・市民保養所「やちほ」の効果的な運営と利用者へのサービス向上を図っていきます。また、指定管理者に対して、市民サービスの提供や事業展開、施設の適正な管理について確認・指導を行っていきます。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 2億円

※「やちほ管理運営事業」のうち、工事等に関する部分は経常的経費とは異なるため、総事業費の算定から除いています。

2 子育て支援

施策6 地域における子育て支援

(1) 現状と課題

在宅で子育てをする家庭を対象に、市立保育所・私立保育園では、園庭開放や子育てひろばなどの親子交流活動や子育て相談事業を実施しています。また、子育てひろば事業を保育士により実施し、参加している保護者の子育て相談に対応するとともに、子育てひろば活動を実施する団体への活動の支援を行っています。

地域の保育所や市民団体、子育てボランティアなどの社会資源の有効活用や連携を図り地域全体での子育てを推進するなかで、取組がより効果的・効率的に機能していくよう、地域における支援体制を再構築することが必要となっています。

(2) めざす姿

身近なコミュニケーションの場において地域と子育て家庭が日常的に触れ合うことにより、地域全体で子どもを育てていく意識が形成されています。親子が孤立化することなく、安心して出産し、子育てできる環境が地域に整っています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
安心して子どもを生き育てることができると感じている市民の割合(%)	市民意識調査の結果です。増加を目指します。	41.1% (H23年度)	50.0%

市民に期待すること

- ・子育てしやすい地域環境を作るために、市民同士で交流し、地域の繋がりを強める。
- ・地域全体で子どもを育てていくという意識を持って自ら主体的に子育てに関する行動を起こす。

(3) 施策の方向性

- ・子育てひろば事業などにより、地域での親子交流や、在宅で子育てする母子の交流の機会を提供するとともに、地域の保育所や市民団体、子育てボランティアなどの社会資源の有効活用や連携を図りながら、地域全体での子育てを支援していきます。また、こうした取組がより効果的・効率的に機能していくよう、地域における支援体制の再構築に向けた取組を進めます。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29年度の取組
子育てひろば活動事業	・私立保育園やNPO法人、市民のボランティアによる子育てひろばを実施するとともに、地域で子育てひろば活動を行う市民団体の支援を行っていますが、今後、地域における支援体制の再構築に向けた取組を進めます。
地域子育て支援事業	・市の保育士への相談や保護者同士の情報交換、親子の交流ができる場を提供するひろば事業を実施していますが、今後、地域における支援体制の再構築に向けた取組を進めます。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 1億円

2 子育て支援

施策7 子育て家庭の育児不安の解消

(1) 現状と課題

子育てへの不安や精神的な不安から児童虐待にいたるケースが増える中で、少しでも保護者の不安を解消するため、インターネットや情報誌などの多様な媒体を活用して子育てに関する情報を提供し、子育て世代の情報格差の解消を図っています。また、子ども家庭支援センター「たち」で専門相談員が子育ての相談に対応していますが、一人で悩んでいる方も多く、その実態の把握が困難な状況にあります。

支援が必要な家庭に対して、子育てに関わる関係機関との連携により、家庭訪問や各種サービスの提供などで支援を行っていますが、関連機関との連携をさらに深めることで、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応、重篤化の防止を図ることが重要です。

(2) めざす姿

子育てに関する情報の入手や相談がしやすい環境が整備されることにより、子育て中の保護者や妊婦の抱える子育てへの不安や精神的な不安が緩和・解消されるとともに、児童虐待が予防され、その重篤化が未然に防がれています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29 年度目標値
児童虐待により入院及び死亡した件数(件)	児童虐待により、入院や死亡した件数です。	0 (H23年度)	0
市民に対する児童虐待防止の普及・啓発活動を行った回数(回)	児童虐待を防止するため、市民に対して普及・啓発活動を行った回数です。	1 (H23年度)	2
母子手帳を交付した妊婦で、要支援妊婦として支援に繋がった割合(%)	母子健康手帳を交付した妊婦の内、要支援妊婦(出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦)として、子ども家庭支援センターや関係機関の支援につながった割合です。	6.0% (H23年度)	6.0%以上

市民に期待すること

- ・責任ある大人として一人ひとりの子どもを愛情を持って見守る。
- ・親同士での情報交換など、子育てに関する情報へのアンテナを張る。

(3) 施策の方向性

- ・インターネットや情報誌などの多様な媒体を活用し、子育てに関する情報提供を行います。
- ・子ども家庭支援センターでは24時間体制で電話での相談を受け付けるなど、気軽に相談ができる場所を設け、育児不安や精神的不安の解消に努めます。
- ・子育てに関わる関係機関との連携をさらに深め、支援が必要な家庭に対してきめ細やかな支援を行っていくことで、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応、重篤化の防止を図ります。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26~H29年度の取組
児童虐待防止事業	・子育てに関わる関係機関との連携をさらに深め、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応、重篤化の防止を図ります。また、児童虐待防止に関する普及啓発への取組を進めます。
育児不安解消支援事業	・子育てに悩む家庭や出産前後の家庭への訪問サービス、子育てに関する情報の提供やプログラムの実施など、きめ細やかな支援により育児不安の解消を図ります。
子どもと家庭の総合相談事業	・子ども家庭支援センターでの子どもと家庭の総合相談を継続して実施します。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 0.8億円

2 子育て支援

施策8 子育て家庭の経済的負担の軽減

(1) 現状と課題

子育てにかかる多大な費用の軽減を図るため、現在、児童手当は中学校3年生までの児童がいる家庭を対象として支給しています。なお、児童手当は所得制限がありますが、その制限を超えている家庭も対象として支給しています。また、児童への医療費助成制度においては、保護者の所得に関係なく、乳幼児から義務教育就学期までの児童を対象に助成を行っています。

なお、今後も引き続き国や都の動向に注視し、情報を収集しながら、適切に対応することが必要です。

(2) めざす姿

子育て中の家庭に対し、手当の支給や医療費を助成することで、経済的負担が軽減され、市民が子どもを産み、育てやすい環境となっています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
府中市の合計特殊出生率 (人口動態統計)	人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子どもの平均数を示します。増加を目指します。	1.35 (H22年度)	増加

市民に期待すること

- ・市の取組に関心を持ち、国や都の子育て支援施策の見直し等の変更があった場合には、適切に対応する。

(3) 施策の方向性

- ・児童手当の支給及び医療費の助成を引き続き行い、子育て中の家庭に対し、経済的な支援を行います。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26~H29年度の取組
児童手当支給事業	・国の動向に注視しつつ、適正に児童手当を支給します。
子育て家庭医療費等助成事業	・引き続き義務教育修了前の児童について、保険診療の自己負担分を助成します。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 237億円

2 子育て支援

施策9 ひとり親家庭への支援

(1) 現状と課題

離婚の増加やDV（ドメスティック・バイオレンス）による被害者の増加など、様々な要因により、ひとり親の世帯数は増加傾向にあります。また、平成20年の市民意向調査では、ひとり親家庭の4割以上がパート、アルバイト雇用となっています。

ひとり親家庭の親が経済的に自立し、安心した生活が送れるようにするためには、相談窓口や経済的自立に向けた各種支援制度の周知を図り、サービスの活用と併せ、ハローワークとの連携により、資格の取得を含めた就業支援を推進し、安定した収入と就業の継続を維持する必要があります。

(2) めざす姿

ひとり親家庭が、個々の実情に即した各種手当や相談、ホームヘルプなどのサービスを活用しながら生活力を向上し、安定した就労と収入により、経済的・精神的に自立した生活が営まれています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29 年度目標値
ひとり親家庭ホームヘルプサービスの登録世帯数(世帯)	ひとり親家庭への日常生活の世話等必要なサービスを行うホームヘルパーの派遣を希望する登録世帯数です。就労する機会が増えれば、登録世帯も増えることとなります。増加を目指します。	87世帯 (H23年度)	105世帯
児童扶養手当受給者のうち就労に関する証明を提出した者の割合(%)	児童扶養手当は、ひとり親家庭が受給できる手当です。ひとり親家庭への自立へ向けた支援が充実すれば、就労する受給者の割合が増えることとなります。	79.8% (H23年度)	80.0%
母子自立支援プログラムの策定数(件)	母子家庭への就労支援事業である母子自立支援プログラムの策定数です。策定数が増えると就労・自立につながる母子家庭が増えることとなります。増加を目指します。	21件 (H23年度)	33件

市民に期待すること

- ・市の取組に関心を持ってもらう。
- ・講習会やセミナー等に積極的に参加する。
- ・自立に向けて就労意識を高めてもらう。

(3) 施策の方向性

- ・自立を支援するための相談機能を充実し、各種手当による経済的負担の軽減に努め、生活支援を行います。
- ・経済的に自立し、安心した生活が送れるようにするために就労支援や生活支援に関する情報提供を積極的に行います。
- ・ハローワークと連携をして、職業訓練などの就業支援に結びつけ、安定した収入と継続した就業が維持できるよう支援を行います。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26~H29 年度 of 取組
ひとり親家庭対象手当支給事業	・国・都の動向を注視しつつ、適正に手当を支給します。
ひとり親家庭自立支援事業	・ひとり親家庭に対して、ホームヘルパーの派遣等の自立に向けた支援を行います。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 60億円

2 子育て支援 施策10 保育サービスの充実

(1) 現状と課題

保育需要が高く推移する中、需要に応えるため、新たな保育所・分園の開設や定員増などを行い、待機児童の解消に努めてきました。しかしながら、転入者の増加等により保育需要が増加し続けており、待機児童を解消するに至っていません。また、延長保育時間の拡大や一時預かり・特定保育、病児保育などの多様な保育サービスが求められています。将来的には子どもの人口減少が想定されることを踏まえつつも、これらの保育需要に地域ぐるみで対応することが課題です。

(2) めざす姿

働きながらの子育てなど様々な家庭の事情に対して、多様な保育制度が整い、子どもを安心して生むことができ、子どもたちがいきいきと心身ともに健やかに育っています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
保育所入所待機児童数(人)	様々な家庭の事情などにより、保育が必要な対象者が保育所に入所できているかを測定します。待機児童の解消を目指します。	182人 (H24年度)	0人
午後8時まで延長保育を実施する施設数(施設)	市内のすべての私立保育園での実施を目指します。	9施設 (H24年度)	13施設
一時預かり・特定保育を実施する施設数(施設)	市内の認可保育所のうち、一時預かり・特定保育を実施する施設数の増加を目指します。	14施設 (H24年度)	16施設

市民に期待すること

- ・民間活力により多様な保育サービスを提供する。
- ・地域支援による見守りや子育て中の家庭を支援する。
- ・地域の子育てネットワークの充実を図る。

(3) 施策の方向性

- ・待機児童の解消に向けて、私立保育園や認証保育所の整備・新設を支援します。また、家庭的保育事業の拡充に努めます。
- ・多様な主体の協力を得ながら、延長保育時間の拡大、休日保育、一時預かり・特定保育、病児保育などの保育サービスの充実に努めます。
- ・市立保育所が拠点となり、地域支援の仕組みづくりや保育所の役割・機能について研究し、市民が安心して子育てできる環境づくりに努めます。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26~H29年度の取組
私立保育所運営支援事業	<ul style="list-style-type: none">・保育に欠ける児童を適切に保育が行えるように、私立保育所へ運営費の支弁等を行って、待機児童の解消のため定員増を図ります。・延長保育時間について利用者ニーズに対応し適切な支援を行います。
一時預かり・特定保育、病児保育事業	<ul style="list-style-type: none">・一時預かり・特定保育及び病児保育を継続的に実施し、市民ニーズに対応します。なお、一時預かり・特定保育については市内の認可保育所に機会をとらえて働きかけ、実施施設の増加を目指します。
待機児解消事業※	<ul style="list-style-type: none">・認可保育所及び認証保育所の新規開設を行い、待機児童の解消を図ります。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 167億円

※「待機児解消事業」は経常的経費とは異なるため、総事業費の算定から除いています。

3 高齢者サービスの充実

施策11 高齢者の生きがいづくりの支援

(1) 現状と課題

近年の高齢者は、健康で活動的な方が多いため、多様化するライフスタイルに応じた、高齢者が生きがいをもって活躍できる環境づくりが求められています。

一方、地域社会のつながりが希薄化する中、高齢者等の孤立化が憂慮されており、本市においても、急増する高齢者単身世帯や高齢者夫婦世帯などへの支援策の構築が急務となっています。

このため、高齢者のニーズを的確に把握し、健康と生きがいづくりに資する環境整備に努めることはもちろんですが、元気な高齢者には地域における支え合いの体制づくり、地域づくりを推進する中でも活躍してもらえるような取組を進める必要があります。

(2) めざす姿

元気な高齢者が、それぞれ培った知識や経験、技術を生かしながら、地域の一員としてサービスやボランティア活動の担い手として活躍しています。また、これらの元気な高齢者を中心として、地域における支え合いの体制が構築されています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
老人クラブへの加入率(%)	老人クラブ会員数を60歳以上の府中市人口で除した数です。 府中市は26市平均値よりも高いことから、現状値を維持します。	11.1% (H23年度)	12.0%
シルバー人材センターへの入会率(%)	シルバー人材センター会員数を60歳以上の府中市人口で除した数です。 府中市は26市平均値よりも低いことから26市の平均値を超える水準を目標とします。	2.9% (H23年度)	3.0%

市民に期待すること

- ・高齢者は、元気で活動的な生活を送れるよう、また、いきいきと、充実した高齢期を過ごせるよう、地域貢献活動に参加する機会や、地域コミュニティ等、多様な場へ社会参加を図り、介護予防につながるような取組を積極的に行う。

(3) 施策の方向性

- ・高齢者の知識や経験を生かした社会参加・地域貢献活動を支援するとともに、高齢者がいきいきと暮らせるよう、多様な価値観やライフスタイルに合わせた支援を行います。また、地域住民が主体となった支え合いの体制づくり、地域づくりを促進するため、情報提供等の支援を行います。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29年度の取組
高齢者地域支え合い推進事業	・高齢者が要介護状態やひとり暮らしになっても、在宅でいきいきと暮らせるよう、地域における支え合いの体制を築き、地域づくりへとつなげていきます。
老人クラブ補助事業	・老人クラブが行う社会奉仕活動・文化活動・健康増進活動に対して補助を行うことにより、高齢者の加入を促進し、もって高齢者が明るく健全な生活を送ることができるように支援します。
シルバー人材センター支援事業	・シルバー人材センターが行う高齢者の就労に関する事業に対して補助を行うことにより、シルバー人材センターへの加入を促進し、もって高齢者が生き生きと働き、地域社会で活躍できる環境を整えます。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 4億円

3 高齢者サービスの充実

施策12 高齢者の就労支援

(1) 現状と課題

厳しい経済状況などにより就職率は下がっていますが、高齢者の就労意欲は高く多くの高齢者が就労を求めています。しかし、高齢者の就労機会の確保は厳しい状況にあります。また、団塊の世代が定年退職を迎えることから、受け皿の確保や多様化する希望職種への対応が課題となっております。

(2) めざす姿

働く意欲のある高齢者が、就労相談や就業機会の提供を受け、高齢者が豊富な知識と経験を生かして、積極的に地域で活躍しています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
就職率(%)	就職者数を新規求職者数で除した数です。増加を目指します。	32.0% (H23年度)	36.8%

市民に期待すること

- ・多くの高齢者が就職できるよう、企業の協力を得る。

(3) 施策の方向性

- ・高齢者の就業支援を行っている公益財団法人府中市勤労者福祉振興公社の運営を支援することにより、就労を希望する高齢者へのきめの細かい就業相談や多様な職種への就労を図ります。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26~H29 年度の実施
補助金 はつらつ高齢者就業機会創出支援事業	・高齢者の就労支援を行っている公社の運営を支援することで、就労を希望する高齢者の就労を図ります。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 0.8億円

3 高齢者サービスの充実

施策13 高齢者の生活支援

(1) 現状と課題

地域包括支援センターを拠点とする地域包括ケアシステムの構築に向けた、行政・医療機関・市民・関係機関・事業者・企業等の連携強化、在宅療養支援体制の整備、地域住民の主体的なネットワークづくりや活動の支援が課題となっています。

介護保険制度を円滑に運営することにより、在宅生活の全般を支援していますが、さらなる福祉施策の展開のために、制度で不足するサービスを補いながら、地域包括支援センターの機能を強化し、在宅生活支援の充実に努めていくことが課題となっています。

(2) めざす姿

介護や支援が必要な状態になっても、高齢者が住み慣れたまちで安心して暮らし続けることができるよう、介護・医療・生活支援サービスに加え、高齢者が暮らしやすい住まいに係るサービスが提供されるとともに、地域住民が主体的に様々なネットワークを作り、市やNPO、民間等とも協働した身近な地域の支え合いが行われています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29 年度目標値
認知症サポーター「ささえ隊」養成人数(人)	認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを推進するため、認知症を正しく理解し、本人と家族を応援する認知症サポーター「ささえ隊」の養成講座の受講者数です。増加を目指します。	4,422人 (H24年度) (75歳以上人口:22,448人)	6,416人
災害時要援護者名簿登録指数(%)	災害時要援護者名簿登録者数を75歳以上人口で除したものです。数値が減少しないよう、登録漏れをなくすよう努めます。	35.6% (H23年度)	38.0%
自立支援住宅改修給付件数(件)	住宅改修などが必要と認められるおおむね65歳以上の方に対して、手すりの取付け及び浴槽などの取替え等の改修に対し助成を行い、住環境の改善を支援します。	110件 (H23年度)	140件

市民に期待すること

- ・市民は地域の社会活動に参加し、健康づくりや介護予防の意識を高め、健康寿命を延ばすように努める。
- ・介護サービス事業者等の民間事業者・NPO等は高齢者への生活支援について、有償・無償のサービスにより提供する。

(3) 施策の方向性

- ・要介護状態にならないための介護予防をはじめ、介護や支援が必要になっても、生活全般の支援を地域で完結させる機能を目指した「地域密着型サービス」などにより、在宅生活が継続できるよう、行政や市民、関係機関等で連携しながら、高齢者の在宅生活を支援します。
- ・在宅療養支援窓口の設置や後方支援病床の確保をはじめ、医療が必要な高齢者の在宅生活を支えるために、様々な社会資源との連携による、地域包括ケアシステム^{*}を構築するとともに、地域住民主体の自助と共助を基本とした、地域の支え合い体制の構築を目指します。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29年度の取組
在宅高齢者住環境改善支援事業	・住宅改修を通じて在宅での住環境の改善を支援します。
認知症対策事業	・認知症になっても地域で安心して暮らせるよう、予防から早期発見、早期対応、ケア、家族支援までの一貫した取組を進めるとともに、認知症高齢者を見守り、支援する環境づくりなど、総合的な認知症対策の充実を図ります。
高齢者災害時対策事業	・災害時要援護者名簿への登録・更新を促進し、災害時に活用できるように整備を行います。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 2億円

※「地域包括ケアシステム」とは、高齢者ができる限り住み慣れた地域で、安心して生活できるよう、介護、介護予防、医療、生活支援サービスなどや住まいに関することなどを一体的に考え、対象者のニーズに合わせてサービスを提供するための地域での体制のことです。

3 高齢者サービスの充実

施策14 介護保険制度の円滑な運営

(1) 現状と課題

高齢化に伴い介護を必要とする要支援・要介護者の数が増え、介護サービスの利用量が増加しています。このため介護保険に要する費用が急速に増大してきたことから、介護保険の持続性を確保するために、財源の確保や介護保険サービスの効率化・適正化、サービスの拡充、サービスのさらなる質の向上が課題となっています。

(2) めざす姿

介護や支援が必要な状態になっても、高齢者が尊厳をもって住み慣れたまちで安心して暮らし続けることができるよう、介護保険サービスの充実に努めています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
前期高齢者の要介護認定率(%)	65歳から74歳までの府中市人口に占める要介護(支援)認定者の割合です。介護予防への取組に対する効果等により減少を目指します。	4.7% (H23年度)	4.0%
介護保険サービスの周知度(%)	介護保険サービスの各内容について知っている市民の割合です。増加を目指します。	68.7% (H23年度)	75.0%
軽度認定者が重度化する割合(%)	更新申請の結果、前回の介護度よりも重度化している人の割合です。減少を目指します。	31.1% (H23年度)	25.0%

市民に期待すること

- ・市民は、介護保険の制度内容や介護方法などについての理解を深め、生活に活かす。
- ・介護事業者は介護保険の事業について、法令を遵守し適切なサービスを提供する。

(3) 施策の方向性

- ・介護保険制度を将来にわたって持続可能な制度とするため、介護保険サービスの効率化、適正化を図ります。
- ・在宅生活を支えるための、地域に密着したサービスの整備をするとともに介護サービスの質の向上を図ります。
- ・様々な居宅サービスを利用しても在宅生活の困難な高齢者のために、施設サービス等の計画的な整備を図ります。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29年度の取組
介護保険運営事業	・介護保険制度の円滑な運営を図ります。
介護保険給付事業	・居宅系サービス、施設系サービスの基盤整備を推進します。
介護保険給付適正化推進事業	・円滑なサービス提供のために、利用者及び事業者対象の相談・助言を行う体制を強化します。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 537億円

4 障害者サービスの充実

施策15 障害者への相談支援機能の充実

(1) 現状と課題

市が相談支援業務を委託する3つの地域生活支援センターが連携し、障害の種別にかかわらず、様々な相談に対応する体制を整えていますが、相談内容は年々複雑化、相談件数も増加の一途をたどっているため、今後は、質・量ともに相談支援体制の更なる充実が必要となります。

(2) めざす姿

障害のある人やその家族からの様々な相談に応じる相談支援体制が整い、抱える課題の解決や適切な障害福祉サービス利用への案内等、必要なときに必要な相談支援を受けることができます。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
相談支援件数(件)	市民のニーズに対応した相談支援の件数です。相談件数の増加に対応し、相談支援機能の充実を目指します。	16,172件 (H23年度)	21,300件
指定一般相談支援事業者数・相談支援従事者数(か所・人)	相談支援の拠点となる、市が相談支援事業を委託する指定一般相談支援事業者数及び相談支援従事者数です。今後の需要に応じた数とします。	3か所・9人 (H24年度)	3か所以上・11人以上
指定特定相談支援事業者数(か所)	サービス等利用計画の作成及び基本相談支援の提供をすることができる指定特定相談支援事業者の数です。今後の需要に応じた数とします。	2か所 (H24年度)	17か所

市民に期待すること

- ・民間事業者は、相談支援業務へ積極的に参入し、障害のある人が、より身近な場所で相談支援を受けられるようにする。

(3) 施策の方向性

- ・市が委託する指定一般相談支援事業者における、相談支援従事者の育成・確保を支援します。
- ・指定特定相談支援事業者の指定及び指導・監督を行います。
- ・障害者等地域自立支援協議会の運営等により、相談支援事業者間の連携を強化できるよう、ネットワークを構築します。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26~H29 年度の実施
障害者相談支援事業	・障害のある人が安心して地域生活を送ることができるよう、障害のある人やその家族への相談支援を充実します。
障害者等地域自立支援協議会運営事業	・相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関して協議します。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 1億円

4 障害者サービスの充実

施策16 障害者の社会参加支援

(1) 現状と課題

障害のある人への偏見や差別をなくすため、障害者軽スポーツ大会や講演会等を実施して障害に関する偏見等を取り除き理解を深める機会を提供してきました。しかし、一見して障害があるとわからない場合や、難病・高次脳機能障害や発達障害など周知されていない障害も多く、さらなる啓発に努めていく必要があります。

また、障害のある方が社会へ出ていく手助けをするため、タクシー券やガソリン費の助成などを行ってきました。しかし、外出した際の周囲の理解や手助け不足等もあり、外出が億劫になり孤立する場合があります。社会参加が妨げられることのないようにサポート体制を整備する必要があります。

(2) めざす姿

障害の有無にかかわらず個性と人格が尊重され、差別のない平等なまちづくりができています。また、障害が原因となってやりたいことが制限されることなく、バリアフリーも進んでおり、積極的な社会参加が可能となっています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
障害者地域交流促進事業参加者数(人)	障害者軽スポーツ大会、WaiWaiフェスティバル、プール開放の参加者数です。増加を目指します。	2,826人 (H23年度)	2,955人
移動・移送サービス利用者数(人)	心身障害者福祉タクシー事業及び心身障害者自動車ガソリン等費用助成事業を利用した人数です。利用者数の増加を目指します。	3,980人 (H23年度)	4,300人

市民に期待すること

- ・障害のある人に対する偏見をなくし、理解に努める。
- ・地域で困っている障害のある人がいる場合に積極的に声かけや手助けをする。
- ・地域の障害者施設で開催されている行事や、市主催の催し等へ積極的に参加する。

(3) 施策の方向性

- ・障害のある方もない方も参加できるようにイベントや障害に関する講演会等を開催し、また、イベント等の情報を市民の方へ周知し参加を促していきます。
- ・外出に要する費用の一部を助成することにより、障害のある人の社会参加を促していきます。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29 年度の取組
障害者地域交流促進事業	<ul style="list-style-type: none">・みんなで楽しむ軽スポーツ大会や WaiWai フェスティバルを開催します。・障害のある人に対するプール開放を行います。
障害者自立移動支援事業	<ul style="list-style-type: none">・福祉タクシー券の助成を行います。・ガソリン等費用助成を行います。
障害者奉仕者養成事業	<ul style="list-style-type: none">・手話通訳者の養成を行います。・点字講習会を開催します。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 6億円

4 障害者サービスの充実

施策17 障害者の就労支援

(1) 現状と課題

心身障害者福祉センターにおいて、障害者就労支援事業を実施していますが、一般企業への就職率は、依然として低い状況にあります。関係機関との連携により一般就労を支援するとともに、就労の定着化を図ること、また、企業による障害のある人の雇用を促進する方策を拡大していくことが課題です。

(2) めざす姿

障害のある人も、障害のない人と同じ社会の一員として、自立して生活する社会が実現化し、安心して働ける環境が整っています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
障害者就労支援事業による一般就労への移行者数(人)	障害者就労支援事業を利用し、一般就労した人の数です。増加を目指します。	20人 (H23年度)	26人
就労移行支援事業等事業の利用者数(人)	就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援等を行う、市内の就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型の事業所の利用者数です。増加を目指します。	408人 (H24年度)	500人

市民に期待すること

- ・事業者は積極的に障害のある人を雇用するための取組を行い、障害のある人が安心して仕事ができるよう支援体制をとる。

(3) 施策の方向性

- ・障害のある人をより多く一般就労へ移行することができるよう、障害者就労支援事業を継続していきます。
- ・企業による障害のある人の雇用を促進する方策の創出について検討します。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26~H29 年度取組
障害者就労支援事業	・就労相談を通して、一人ひとりの状態や日常生活にあわせた総合的な支援を行うとともに、就労した後の職場への定着を支援します。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 1億円

4 障害者サービスの充実

施策18 障害者の地域生活支援

(1) 現状と課題

障害のある人が地域で安心して生活できるよう、自立支援給付や地域生活支援などの事業を実施するほか、サービス基盤の整備のため、障害者福祉団体に対する財政面の支援をしてきました。しかし、ヘルパーや施設職員の人員不足から、障害のある人が希望する支援を受けられないことがあります。また、地域生活の基盤の一つとなるグループホーム数は十分とは言えません。

国や都の制度を最大限に活用しつつ、限られた財源の中でサービス基盤を充実し、さらなる関係機関との連携強化を図り、安定したサービス提供をしていくことが課題です。

(2) めざす姿

障害のある人が日常生活を送る上で不便を感じることはないような社会システムが形成され、障害のある人もない人も、本人が希望する地域で、安心・快適な生活を送っています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
福祉施設から地域生活への移行者数(人)	福祉施設から地域生活へ移行した人の数です。福祉施設入所者の地域生活への移行の増加を目指します。	2人 (H22年度)	4人
福祉施設への入居者数(人)	施設入所支援利用者数です。入所者数の増加をとどめるため、減少を目指します。	140人 (H22年度)	126人
市内のグループホームの定員数(人分)	地域生活の基盤の一つとなるグループホーム(ケアホームを含む)の市内における定員数です。増加を目指します。	114人分 (H23年度)	145人分

市民に期待すること

- ・社会福祉法人等が不足する社会資源を把握し、制度改正に適切に対応しながら、サービス提供体制の充実を図る。
- ・市民は地域に障害のある人が居住することへの理解を深める。

(3) 施策の方向性

- ・障害者等地域自立支援協議会において、地域の実情に応じた体制の整備について協議します。
- ・サービス提供事業者間の連携強化のため、ネットワーク構築を検討します。
- ・サービス提供事業者が適切なサービスを提供するよう、指導体制の整備を検討します。
- ・関係機関の連携により、障害のある人とその家族へのサポートを充実させ、本人及び家族の不安や負担の軽減に努めます。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29年度の取組
自立支援給付等事業	・障害のある人が社会生活を営むうえで必要とする介護サービス、心身の機能回復訓練または就労のための技能習得訓練等サービスや、障害を軽減するための医療及び補装具費について必要な給付を行い、生活の安定を図るとともに自立を支援します。
地域生活支援事業	・障害者総合支援法に基づいた地域生活支援事業として、手話通訳者、要約筆記者の派遣、外出のための支援、日常生活用具の給付等を行い、障害のある人の地域生活・社会生活を支援します。
日常生活支援事業	・住宅費などの助成や、はり・きゅう・マッサージ券の発行、寝具の乾燥消毒サービス等、日常生活に必要な支援を行います。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 190億円

5 社会保障制度の充実

施策19 高齢者医療制度の普及と推進

(1) 現状と課題

急速な高齢化の進展に伴い、今後も高齢者の医療費の増加が予想されます。そのため更なる制度内容の周知や、確実な保険料の納付により医療制度を安定して運営していくことが必要となります。

また、今後の医療制度の改正内容や動向を市民に周知する必要があります。

(2) めざす姿

後期高齢者医療制度が円滑に運営されて、高齢者が病気や怪我などをしたとき、最適な医療を安心して受けることができます。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
後期高齢者医療制度保険料収納率(%)	後期高齢者医療制度保険料の収納率です。東京都内の平均値以上を維持することを目指します。	98.8% (H23年度)	99.0%

市民に期待すること

- ・医療制度の内容を理解するとともに、各種手続きや保険料の納付を確実に行う。

(3) 施策の方向性

- ・制度の実施主体である東京都後期高齢者医療広域連合と密接に連携をとり、医療制度の内容を広く広報等を活用し周知するとともに、市が行う受付業務や保険料徴収などを円滑かつ適切に行うことにより、安定した制度運営を図ります。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26~H29年度の取組
後期高齢者医療保険料徴収事業	・後期高齢者医療被保険者から、特別徴収・普通徴収により保険料を徴収します。
後期高齢者医療制度運営費負担事業	・後期高齢者医療制度の安定した制度運営に寄与するため、東京都後期高齢者医療広域連合の運営費を負担します。
後期高齢者健康診査事業	・後期高齢者医療被保険者の健康づくりと医療費の抑制のため、広域連合から委託を受け、健康診査を実施します。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 241億円

5 社会保障制度の充実

施策20 国民健康保険の運営

(1) 現状と課題

国民健康保険加入者の高齢化や、医療の高度化などによる医療費の急速な伸びは、国民健康保険の財政基盤となる保険税収入を上回っているため、保険税収納率の向上に努め、国民健康保険の安定した運営を行っていくことが重要です。

また、重複受診者の調査・指導により、医療費を適正化するとともに、特定健康診査・特定保健指導による保健事業の強化を図り、生活習慣病の早期発見や予防による将来的な医療費抑制が必要となります。

(2) めざす姿

納税しやすい環境の整備により、収納率が向上し、健全で安定した国民健康保険の運営が行われ、国民健康保険加入者に対する給付内容が充実しています。

また、特定健康診査・特定保健指導の強化により、生活習慣病の早期発見・予防が徹底され、医療費が抑制されています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
国保税収納率(%)	国保税現年度分の調定額に対する収入額の割合の増加を目指します。	88.7% (H23年度)	90.3%
特定健康診査等受診率の向上(%)	特定健康診査・特定保健指導の周知や未受診者に対する勧奨により受診率の向上を図り、国が定める目標値達成を目指すとともに、糖尿病などの予防による将来的な医療費の抑制に努めます。	51.9% (H23年度)	60.0%

市民に期待すること

- ・納税時の口座振替や納税相談を積極的に活用し、納税をする。
- ・特定健康診査・特定保健指導を積極的に受診し、糖尿病などの早期発見により、医療費抑制を図る。

(3) 施策の方向性

- ・納税時の口座振替の利用拡大や、納税相談体制の強化・充実を図ることにより、納税しやすい環境づくりを行い、収納率の向上を図ります。
- ・重複受診者への調査・指導を行うことにより、医療費を適正化するとともに、特定健康診査・特定保健指導の保健事業を強化し、生活習慣病の早期発見・予防をすることによって、将来的な医療費の抑制に努めます。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29年度の取組
国民健康保険趣旨普及宣伝事業	・納税通知書発送時に、国保だよりと同封文を2年に1度の保険証一斉更新時には小冊子を同封して、国民健康保険制度について周知します。
国民健康保険保険給付事業	・国民健康保険被保険者の適切な医療の確保を図り、医療費の適正化を推進します。
国民健康保険疾病予防事業	・生活習慣病等の早期発見と被保険者の健康を保持・増進し、医療費の適正化につなげ、将来的な医療費の抑制を図ります。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 640億円

5 社会保障制度の充実

施策21 国民年金の普及

(1) 現状と課題

国民年金制度は、少子高齢化、保険料納付率の低下、給付と負担の不公平感、若年層の年金に関する関心の低さなど、様々な問題を抱えており、年金制度の抜本的な改革、制度改正等が見込まれています。市民への制度改正等の周知、相談体制の整備が必要となっています。

(2) めざす姿

国民年金が老後の生活を支える重要なものとして理解され、年金制度が普及することで、市民は安定した老後の生活を送っています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
国民年金被保険者数	20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者の人数です。	38,435人 (H23年度)	38,665人
国民年金保険料の納付率	国民年金保険料現年度分の納付率です。増加を目指します。	58.6% (H23年度)	60.0%

市民に期待すること

- ・国民年金制度を正しく理解するとともに、国民年金に加入し、保険料を確実に納め（※納付が困難な方は免除制度等を利用）、未納がないように努めることで、将来、確実に年金を受給できる権利を確保する。

（３）施策の方向性

- ・国民年金に対する不安を解消するために、制度に対する市民の信頼の確保に努めることが必要とされます。市民が老後に安心した生活を送れるよう、現行の制度を理解していただき、今後行われる制度改正などの内容については、年金事務所等とも連携をとりながら情報提供を行うとともに、窓口での相談業務の充実を図り、制度の趣旨の普及に努めます。

（４）主要な事務事業

事業名	H26～H29 年度の取組
年金窓口相談事務	・国民年金制度に対する不安を解消するためにも、年金相談を通じて周知徹底を図ります。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 〇円

6 生活の安定の確保

施策22 低所得者の自立支援

(1) 現状と課題

高齢化や核家族化など社会情勢の変化により、生活保護受給世帯は増加を続けており、特に働ける世代からの失業を理由とした申請が増えています。また受給世帯では、精神疾患やDVなどの諸問題を抱えた、複雑かつ多岐にわたる支援が必要な世帯が増えています。

今後は、医療扶助をはじめとする生活保護給付の適正化と、自立支援プログラムを活用した就労・自立支援を強化する必要があります。また、受給世帯の子どもへの学習支援や引きこもり対策等により、貧困の連鎖を防止する必要があります。

(2) めざす姿

経済的な困窮等による支援の必要な市民が相談を受けられる体制が整備され、相談者の状況に応じた情報が提供されることにより、生活保護をはじめとするさまざまな施策で困窮の解消が図られています。

また、生活保護を受給している世帯に対して、補助事業等を活用した自立の支援が図られ、再び安定した生活がおくれるようになっています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
自立世帯数 (世帯)	生活保護が廃止となった件数の内、経済的自立により廃止になった世帯数を計上します。増加を目指します。	59世帯 (H23年度)	120世帯
ホームレス人数 (人)	府中市内に起居するホームレスの年度末の人数を計上します。減少を目指します。	49人 (H23年度)	20人
自立支援者数 (人)	NPOなどとの協働や自立支援事業などにより、社会的に孤立している受給者に対して、就労やボランティア参加などを通じて社会的な居場所が新たに確保されるよう支援を行います。支援者数の増加を目指します。	150人 (H23年度)	200人

市民に期待すること

- ・扶養義務を有する親族が経済的困窮である場合は、生活の状況に応じた経済的支援を行う。また、定期的な訪問や電話連絡などの精神的な支援についても協力する。
- ・生活保護受給者が社会とのつながりを結び直すことができるような社会的な居場所づくりを進める。

(3) 施策の方向性

- ・生活保護受給世帯数は増加を続けていますが、相談者の状況を的確に把握し、さまざまな施策の活用が図れるよう的確な支援を行います。
- ・潜在的な困窮の方々の把握については、民生委員の方々の協力や地域包括支援センターなどと連携を図り、発見に努めます。
- ・生活保護受給世帯への自立支援についてはさまざまな補助制度を活用し、適切な支援を行い、再び安定した生活がおくれるよう支援します。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29年度の取組
ホームレス自立支援事業	<ul style="list-style-type: none">・ホームレス巡回相談事業により、ホームレスの把握に努め、必要な支援を行います。・居宅生活移行支援事業により、宿泊所入所者の就労支援・居宅生活移行について支援を行います。
生活保護費扶助事業	<ul style="list-style-type: none">・就労支援などの適切な支援を行い自立に向けた支援を行います。医療費の削減に資する有効な対策を実施します。
生活保護受給者自立支援事業	<ul style="list-style-type: none">・生活保護法の中では対応できない、自立に資するための支援を行います。・貧困の連鎖を断ち切るため、次世代の支援について重点的に実施します。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 360億円

6 生活の安定の確保

施策23 勤労者の生活支援

(1) 現状と課題

中小企業の勤労者からの福利厚生に対する要望は強く、福祉の増進のためにも必要性が高い事業ですが、個々の事業所での実施は資金的、経営的に困難な状況が多く見受けられます。このことから、公益財団法人府中市勤労者福祉振興公社の福利厚生事業に加入することで中小企業の福利厚生の充実を支援していますが、長引く不況や東日本大震災の影響から退会もあり、会員数が伸び悩んでいます。

安い会費で、多くのメリットがあることをPRし会員を増やすことが今後の課題となります。

(2) めざす姿

公社が実施している中小企業の福利厚生事業への加入者が増え、充実した福利厚生事業が市内の中小企業の事業主や勤労者に行われています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
中小企業勤労者の加入率(%)	300人未満の事業所(中小企業)が、公社の福利厚生事業に加入しているかを測定します。増加を目指します。	9.0% (H23年度)	10.5%

市民に期待すること

- ・多くの中小企業が公社の実施する福利厚生事業に加入し、勤労者の福利厚生を充実させる。

(3) 施策の方向性

- ・中小企業勤労者の福利厚生事業を行っている府中市勤労者福祉振興公社の運営を支援することにより、中小企業の勤労者に対する福祉の増進を図ります。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26~H29年度の取組
補助金 勤労者福祉振興公社運営費	・中小企業の福利厚生事業を実施する府中市勤労者福祉振興公社に対し、自立への努力を促しながら必要な支援を行います。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 1億円

6 生活の安定の確保

施策24 公的な住宅の管理運営

(1) 現状と課題

市営住宅の維持・保全のための、修繕、各種委託、整備工事を計画に実施することが求められています。また、市営住宅は、住居に困窮する低所得者の市民に対して供給されるもので、入居希望者が多い中、既存入居者の居住年数の長期化傾向や収入超過者の存在などにより、新たな入居の応募倍率が高い状況となっています。管理戸数のすべての入居者が所得基準内であることが求められており、限られた管理戸数の中で、適切に住宅を提供できるようにする必要があります。また、市民住宅は、民間の住宅を一括借上げして、中堅所得者層の市民に転貸することにより、安定した住宅の供給と市民生活の安定・福祉増進が求められています。

(2) めざす姿

市営住宅については、維持・保全のため、修繕、各種委託、整備工事が計画的に実施され、市営住宅が適切に管理されることにより、市民の住環境の向上と生活の安定が図られています。また、市民住宅については中堅所得の世帯に対し、安定した住宅を供給し市民生活の安定と福祉増進が図られています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
市営住宅における所得基準内世帯の割合(%)	市営住宅における所得基準内世帯の割合です。増加を目指します。	93.7% (H23年度)	97.5%

市民に期待すること

- ・市営住宅は、住宅に困窮する低所得者のために、国、都、市が協力し整備・管理している市民共有の大切な財産で、一般の民間借家とは異なり、入居中は様々な法令の適用、義務や制約が定められている認識をもつ。

(3) 施策の方向性

- ・市営住宅の改修工事などを計画的に実施し、居住環境の向上を図るとともに、真に住宅を必要とする方に対する入居枠を確保します。
- ・制度改正により入居基準の見直しに迅速に対応するなど、管理の適正化に努めます。
- ・市民住宅については、借上げ期間満了まで適正に管理します。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26~H29年度の取組
市営住宅管理運営事業※	・継続して市営住宅の維持・保全のため、修繕、各種委託、整備工事を計画的に実施します。
市民住宅運営事業	・特定優良賃貸住宅として認定を受けた民間の住宅を一括借上げして、中堅所得の市民に転貸します。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 4億円

※「市営住宅管理運営事業」のうち、工事等に関する部分は経常的経費とは異なるため、総事業費の算定から除いています。

7 地域福祉活動の支援

施策25 支え合いのまちづくりの促進

(1) 現状と課題

従来より、地域における地域福祉団体の活動の支援・促進の必要性が指摘されているものの、依然として市民の関心は高くなく、福祉イベントやボランティア教育などの効果が十分に浸透しているとはいえない状況であるといえます。多くの市民にボランティア活動をはじめとする地域福祉活動に積極的に参加してもらうためには、これまでの広報啓発活動のあり方を再検討するとともに、市民が地域福祉活動に参加することを促進するための新たな仕組みを検討する必要があります。

(2) めざす姿

すべての市民が、地域の自主的な福祉活動や福祉サービス利用支援事業など、地域における相互の支え合いを通じて、地域社会の一員として自立した生活を送っています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
福祉サービス利用者総合支援事業に関する相談件数(件)	権利擁護センターにて処理している、福祉サービスの利用や苦情に対する相談、成年後見相談などの相談支援件数です。支援の充実により件数の増加を目指します。	1,561件 (H23年度)	1,640件
福祉団体登録数(団体)	市に登録をしており、市内で福祉目的の活動を行っている団体の数です。自主的な地域福祉活動を推進し、登録数の増加を目指します。	116団体 (H23年度)	121団体
社協ボランティア登録者数(人)	社会福祉協議会に登録しているボランティアの人数です。市民による自主的な福祉活動への参加を促し、登録者数の増加を目指します。	1,076人 (H23年度)	1,100人

市民に期待すること

- ・市民による自主的な地域福祉活動を実施する。
- ・ボランティア活動などの地域福祉活動に対し、より積極的に参加するように意識する。
- ・地域の関係者間での情報共有や行動連携を図る。

(3) 施策の方向性

- ・地域福祉活動を支援するため、地域における相談支援拠点を整備し、相談支援機能を強化します。
- ・地域福祉活動により積極的な参加を促すため、広報活動の充実を図るとともに、参加への動機づけの仕組みづくりについて検討します。
- ・効果的な地域福祉活動の展開を図るため、地域住民や社会福祉協議会をはじめとする関係機関など、地域の関係者との協働を推進します。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26~H29年度の取組
民生委員活動支援事業	<ul style="list-style-type: none">・地域での民生委員の活動を支援するため、会議、研修、その他活動に対するサポートを実施します・民生委員の改選に向け、民生委員候補者の確保に努めます
権利擁護センター事業	<ul style="list-style-type: none">・成年後見人制度の利用促進を図るため、相談支援、申立支援、後見事務支援を実施します。・成年後見人制度の普及啓発を図るため、広報周知活動に引き続き取り組みます。
補助金 社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">・社会福祉協議会の実施する地域福祉事業を支援するため、法人人件費及び地域福祉事業費の一部について補助金を交付します。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 10億円

7 地域福祉活動の支援

施策26 福祉のまちづくりの推進

(1) 現状と課題

公共施設をはじめとする不特定多数の人が出入りする場所については、バリアフリー化が進められていますが、小規模もしくは建築後年数が経過した施設などではバリアフリー化が進んでいないところがあり、バリアフリー化の進展状況にばらつきがみられます。またユニバーサルデザイン*の理念が十分に定着したとはいえ、情報や意識の面での障壁が残っているところがあります。今後はユニバーサルデザインの理念を市民に定着させるための取組の強化が求められています。

(2) めざす姿

すべての市民が、施設や道路だけではなく、情報や意識の面においても障害や障壁を感じることなく、ユニバーサルデザインの理念に基づいて地域で暮らすことができる福祉のまちづくりを推進しています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
福祉のまちづくり環境整備助成施設数(施設)	福祉のまちづくりの環境整備のために助成した施設の数です。バリアフリー化のための改修を促進し、福祉のまちづくりを推進します。	2施設 (H23年度)	3施設
福祉サービス第三者評価受審費助成数(施設)	福祉サービス第三者評価受審費を助成した市内福祉施設の数です。受審の増加により、施設情報の開示を促進し、施設と利用者との情報格差を是正します。	17施設 (H23年度)	20施設

※「ユニバーサルデザイン」とは、年齢・性別・国籍・個人の能力にかかわらず、はじめから、できるだけ多くの人が利用可能なように利用者本位、人間本位の考え方に立って快適な環境をデザインすること。

市民に期待すること

- ・施設などの建設の際には、定められたバリアフリー基準を遵守するように整備を進める。
- ・ユニバーサルデザインの理念に基づき、情報や意識などについても格差が生じないように、意識的に行動する。

(3) 施策の方向性

- ・施設整備については、バリアフリー基準を遵守するよう事業者に指導・助言を行います。
- ・ユニバーサルデザイン理念について、さらなる普及啓発を図るため、広報活動や福祉サービス利用者への情報開示などの指導を強化します。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29年度の取組
福祉のまちづくり推進事業	<ul style="list-style-type: none">・バリアフリー整備基準の徹底を図るため、建築事業者に対し着工前の事前協議及び指導を実施します。・既存建物のバリアフリー化を促進するため、福祉のまちづくり環境整備費の助成を継続します。
補助金 福祉サービス第三者評価受審費	<ul style="list-style-type: none">・福祉サービス事業者のサービス向上と利用者への情報開示を促進するため、事業者に対し福祉サービス第三者評価受審費を助成します。
補助金 地域福祉推進事業費	<ul style="list-style-type: none">・障害者や要介護高齢者の移動格差の解消を図るため、これらの人に対する移送サービスを提供している事業者に対し、移送サービス事業に係る運営費の助成を行います。

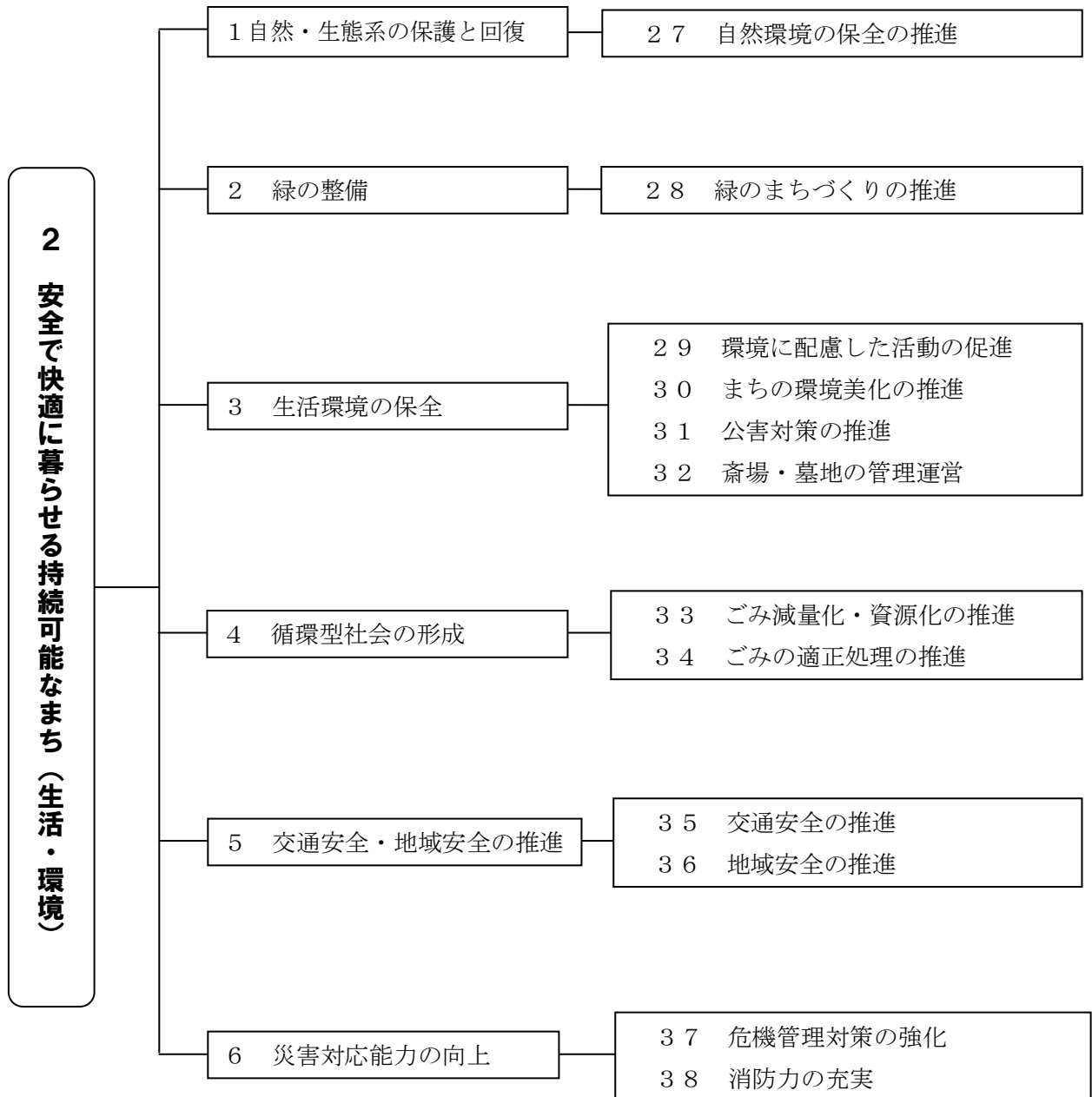
4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 0.5億円

2 安全で快適に暮らせる持続可能なまち（生活・環境）

基本目標

基本施策

施策



1 自然・生態系の保護と回復

施策27 自然環境の保全の推進

(1) 現状と課題

私たちの暮らしは身近にある自然や様々な生きものが生息・生育する中で、それら
がもたらす様々な恵みを受けることによって成り立ってきましたが、近年、開発等の
人間活動による生態系の破壊や生物種の減少、社会構造の変化に伴う里地里山等に対
する人間による働きかけの縮小、人為的に持ち込まれた外来種による生態系のかく乱
が進行しており、豊かであるはずの自然が失われつつあります。

このため、自然環境や生態系の現状を把握し、生きものの生息・生育空間となる身
近な緑地や水辺等を保全する活動、絶滅のおそれのある種の保護及び生態系をかく乱
するおそれのある外来種の駆除など、地域の特性に応じた生物多様性を保全するた
めに、良好な自然環境の保護・回復に取り組む必要があります。

(2) めざす姿

浅間山、府中崖線、けやき並木や多摩川などの身近な自然環境を次の世代に受継
ぐべき貴重な資産として認識し、生物多様性の維持・回復に努めたことによって、
豊かな自然の恵みを受けることができる自然共生社会の実現が図られています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
自然観察会や体験学習へ参加したことがある市民の割合(%)	自然観察会や体験学習へ参加したことがある市民の割合を増やすことに努めます。	8.4% (H23年度)	20.0%
水辺の楽校に参加した児童の人数(人)	多摩川を活用した自然環境学習、体験学習、小学校の総合学習支援を行っています。次代を担う子ども達が身近な自然である多摩川に慣れ親しみ、身近な自然の大切さを学ぶ貴重な機会をより多く提供するように努めます。	1,662人 (H23年度)	2,000人

市民に期待すること

- ・自然とふれあうことで、身近にある貴重な自然の恵みの恩恵を実感する機会を増やし、積極的に自然環境の保全活動に参加する。

(3) 施策の方向性

- ・人と自然の豊かな関係を再構築するため、科学的知見に基づくとともに、予防的観点に立って自然共生社会の実現を目指して良好な自然環境を保護・回復する仕組みをつくり、各主体が自然環境を保全するための活動を促進します。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26~H29 年度 of 取組
自然保護啓発普及事業	<ul style="list-style-type: none">・自然保護啓発普及事業を実施します。・水と緑のウォーキングマップを作成します。
自然環境調査員活動事業	<ul style="list-style-type: none">・身近な生きもの調査を実施します。・自然保護活動を自主的かつ積極的に行います。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 0.1 億円

2 緑の整備

施策28 緑のまちづくりの推進

(1) 現状と課題

都市化が進展する中、緑が減少傾向にあることから、法制度等を適切に運用するほか、市民活動の効果的な支援のあり方を検討し、緑の保全を図る必要があります。また、市の事業や市民、事業者の協力等により緑化が推進されていますが、地域の特徴や緑の多様な機能を踏まえた、より質の高い緑の空間づくりを進める必要があります。

公園については、水と緑のネットワークの形成を基本的な考え方とした整備を進めるとともに、災害時や地域活動など多角的に活用できるようにするため、機能の充実を図る必要があります。また、だれもが親しむことができる公園とするため、市民や事業者とともに公園づくりに取り組む必要があります。

(2) めざす姿

市内のまとまった樹林や地域に残る樹木等が保全されるとともに、身近な生活空間の緑が増え、水と緑が輝く潤いのあるまちが形成されています。また、水と緑が持つ様々な機能を高めるため、市民や事業者と市が協働して緑のまちづくりに取り組んでいます。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
市の面積に対する緑地の割合(%)	市内の緑地面積を府中市面積で除して算出した数値です。緑地の増加を目指します。	24.7% (H24年度)	25.6%
緑化協議による緑地確保面積(ha)	府中市地域まちづくり条例に基づく緑化協議により確保された緑地の面積です。事業者の協力による緑地の増加を目指します。	29ha (H24年度)	47ha
市民1人当たりの都市公園面積(m ² /人)	都市公園面積を府中市の人口で除して算出した数値です。1人当たりの面積の増加を目指します。	7.04m ² /人 (H24年度)	7.29m ² /人

市民に期待すること

- ・ 緑を大切にする意識を高め、緑に関する知識を共有する。
- ・ 自宅敷地内や所有地内の緑の保全や緑化の推進に努める。
- ・ 身近な公園づくりや公園の管理運営に参加する。

(3) 施策の方向性

- ・ 既存の緑の保全に向けて、土地所有者の協力を得ながら、法律や条例に基づく地域制緑地制度*等の運用や管理支援等を行います。
- ・ 質の高い緑の空間づくりを進めるため、周辺環境や樹木等の特徴を踏まえた緑化を推進するとともに、市民の緑化活動を支援します。
- ・ 水と緑のネットワークの形成の考え方にに基づき、緑の拠点や市民のだれもが歩いて行ける範囲等に公園の整備を進めます。
- ・ 公園機能の充実を図るため、各公園の利用目的に即した公園施設の整備を推進するとともに、公園施設の適切な維持管理を行います。
- ・ 市民や事業者との協働による魅力ある公園づくりや公園の管理運営を進めます。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29年度の取組
まちかど空間緑化推進事業	・ 公共花壇の適切な維持管理を進めます。 ・ 市民花壇に対して花苗等を提供します。
公園緑地等維持管理事業	・ 市民が快適に公園、緑地等が利用できるよう適切に維持管理を行います。
公園緑地等整備事業*	・ 公園、緑地、緑道等の新設、改修（四谷さくら公園等）など、水と緑に係る整備を行います。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 1.6億円

※「公園緑地等整備事業」は経常的経費とは異なるため、総事業費の算定から除いています。

*「地域制緑地制度」とは、緑地の保全や緑化を推進するために、法律や条例に基づき、一定の土地の区域に対して、土地利用や開発事業を規制する制度です。

3 生活環境の保全

施策29 環境に配慮した活動の促進

(1) 現状と課題

市では、「府中市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、地球温暖化の防止のため、環境啓発イベントや環境学習講座の実施、省エネルギーの推進など、様々な環境活動を行っていますが、市民や事業者十分に浸透できていないのが現状です。

環境に配慮した活動が十分浸透するよう、環境保全活動センターを拠点として、環境保全に関する学習の機会並びに交流及び活動の場を提供し、市民等が行う環境保全活動を支援し、拡げていくことが求められています。

(2) めざす姿

環境保全に関する適切な情報の提供や交流を行うことにより、市民一人ひとりが環境に対して高い意識を持ち、積極的に環境に配慮した行動を実践しています。また、地球温暖化を防止し地球環境を保全するため、エネルギー消費や環境負荷を低減する活動を実施し、環境にやさしい生活を送っています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
二酸化炭素排出量(t-CO ₂)	市では、平成32年度までに、平成2年度における排出量の15%以上の削減(「府中市地球温暖化対策地域推進計画」での設定値)を目指します。	917.5千t-CO ₂ (H2年度) ※府中市の二酸化炭素排出量	15%以上の削減(H32年度)
環境学習講座の実施回数(回)	環境学習講座の年10回開催を目指します。	—	10回
小・中学校への雨水浸透施設及び貯留施設の設置数(校)	雨水浸透施設及び貯留施設の小・中学校への設置数です。小・中学校全校に設置することを目指します。	4校(H23年度)	7校

市民に期待すること

- ・積極的に環境についての情報交換の場に参加し、正確な知識をもつ。
- ・環境啓発イベントや環境学習講座に参加し、環境に配慮した活動を実践する。

(3) 施策の方向性

- ・市民・事業者・学校等と連携し、環境まつり等の環境啓発事業を継続して実施するとともに、市民が環境について自ら学ぶ機会を支援するため、環境保全活動センターが連携先等の調整役(コーディネーター)や自発的な行動に繋げていく促進役(ファシリテーター)として各種事業を展開します。
- ・市民・事業者・行政が一体となって地球温暖化対策に取り組み、温室効果ガス排出量を抑制します。
- ・太陽光などの再生可能エネルギーの利用促進、省エネルギー活動、グリーン購入の普及啓発を行い、市民が環境にやさしい生活スタイルへ転換するよう進めます。
- ・公共施設の新築、改築時等にあわせ、省エネルギー機器の導入、太陽光などの継続的に利用可能な再生可能エネルギーの有効利用を進めます。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26~H29年度の取組
環境マネジメントシステム運営事業	・法令、都条例に基づく届出を毎年提出し、法令を順守します。 また、市の公共施設において、管理標準を作成し、エネルギー使用量を計画的に削減します。
環境保全活動事業	・環境保全活動センターを拠点とし、市民・事業者・学校等と連携し、環境まつり等の環境啓発事業を実施するとともに、広く市民に環境学習の機会並びに交流及び活動の場を提供します。
地球温暖化対策事業	・姉妹都市である長野県佐久穂町の町有林におけるCO ₂ の吸収分と、府中市から排出されるゴミ袋を焼却する際に発生するCO ₂ の一部との相殺を図り、地球温暖化を防止します。

4か年の総事業費(主要な事務事業のみ) 1億円

3 生活環境の保全

施策30 まちの環境美化の推進

(1) 現状と課題

市民、事業者と協力し環境美化啓発活動や清掃活動を行っています。市内全域でごみ、たばこのポイ捨てなどを禁止行為とし、市内5駅周辺に環境美化推進地区を定め、重点的に施策を展開しています。さらに、環境美化推進地区の道路を喫煙禁止区域とし、路上喫煙を禁止しています。また、各種啓発活動などを行い、環境美化に対する市民意識の高揚とまちの環境美化に努めています。しかし、まちの美観を損ねるたばこや空き缶のポイ捨ての改善が図られていません。

「府中市まちの環境美化条例」の内容を市民や事業者などへ周知徹底するとともに、すべての市民が高い美化意識を持ち、美しいまちを維持するための事業を検討する必要があります。

(2) めざす姿

市民と市が協力し、まちの美化推進を行うことで、全ての市民がごみやたばこのポイ捨て、路上喫煙、ペットの糞の放置をしないなど、高い美化意識を持ち、美しく快適な環境を維持しています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
周辺の美化清掃を実施した駅数(駅)	環境美化推進地区内にある5駅のうち周辺の美化清掃を実施した駅数です。全5駅での実施を目指します。	2駅 (H23年度)	5駅
自主的な清掃活動への参加者数(団体)	美化意識の啓発を推進し、市民、事業者による自主的な清掃活動の参加団体数の増加を目指します。	70団体 (H23年度)	77団体
美化活動における府中駅周辺の収集ごみ量(キログラム/回)	地域安全・環境美化の日美化活動において府中駅周辺で収集されたびん・缶・ペットボトルの1回あたりの収集量の減少を目指します。	52.8kg (H23年度)	39.6kg

市民に期待すること

- ・積極的に、地域の清掃活動に参加する。
- ・一人ひとりがポイ捨てや路上喫煙の禁止を守り、犬の糞を片付けるなど、マナー意識を持つ。

(3) 施策の方向性

- ・ごみやたばこのポイ捨ての禁止、喫煙禁止路線の周知、喫煙のマナーアップなど環境美化の啓発活動を引き続き実施します。
- ・ごみ袋の配付・回収などを通じて自治会や事業者などの団体の自主的な清掃活動を支援します。
- ・環境美化推進地区の美化推進をすることで、市民の美化意識の高揚につなげます。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26~H29年度の取組
環境美化推進事業	・環境美化活動を実施する地域を増やし、より多くの地域で啓発活動を実施します。また、自主清掃の参加者を増やすため、事業の周知を図ります。
空き家・空き地等対策事業	・指導の徹底を図るため条例等を検討します。(H26) ・現況の把握(職員による調査、地元自治会と連携を図り情報提供を受ける)に努めます。 ・所有者、管理者への適正な管理の指導を行います。 ・関係部署との連携をとり市民の安全な生活環境を確保します。
市民清掃活動事業	・多摩川清掃市民運動をより、楽しく魅力的な事業とするべく、市内のさらに多くのスポーツチームなどに参加をお願いします。

4か年の総事業費(主要な事務事業のみ) 0.5億円

3 生活環境の保全

施策3 1 公害対策の推進

(1) 現状と課題

水質調査や騒音調査、大気調査などを継続的に実施し、国等が定める基準値を継続的に維持するように努めています。

公害問題に関しては、苦情に対する内容が複雑化していることや、地域間での繋がりも希薄化しているため、即解決に至ることが難しいケースがありますが、国、都、近隣市など関係機関とのさらなる連携を図り、複雑化した公害問題にも迅速に対応する必要があります。

また、東日本大震災発生に伴い、新たに放射能問題への対応が課題となっています。

(2) めざす姿

騒音、振動、悪臭、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、地盤沈下を中心としたいわゆる典型7公害の監視体制が継続されており、事業者に対し指導、助言等を行うことにより公害の発生が未然に防止されています。また、市民、事業者が積極的に環境活動に取り組み、快適に過ごせる環境が保全されています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
市民1,000人当たりの公害苦情件数(件)	年間の苦情受付件数を人口で除して算出した数値です。	0.39件 (H23年度)	0.33件
騒音・大気汚染などの公害に悩まされている市民の割合(%)	毎年度実施される市民意識調査結果で把握した数値です。	15.1% (H23年度)	13.5%

市民に期待すること

- ・近隣に配慮し、公害の防止に努める。
- ・環境への負荷の低減に努める。

(3) 施策の方向性

- ・公害問題は、急に新たな問題が発生することもあり、予測が難しい問題ですが、水質調査、騒音調査、振動調査、大気調査、放射能対策などを継続的に実施し、監視します。
- ・公害防止のための指導や支援、情報提供などを行っていきます。
- ・公害の苦情・相談の受付体制を充実させるとともに、国・都・関係機関との連携を密に図り、新たな公害問題にも迅速に対応します。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26~H29年度の取組
公害防止指導対策事業	<ul style="list-style-type: none">・公害の苦情、相談を受け付け対応します。・騒音・振動調査、交通量調査、大気調査などを継続的に実施し、監視します。
環境衛生分析調査事業	<ul style="list-style-type: none">・水質調査、ダイオキシン類調査などを継続的に実施し、監視します。・放射性物質・放射線測定調査を継続的に実施し、監視します。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 1億円

3 生活環境の保全

施策32 斎場・墓地の管理運営

(1) 現状と課題

火葬件数はここ数年逡増してきており、式場利用も増えると見込まれる一方で、葬儀の有り様の変化を反映させて安定的な運営を図る必要があります。

また、稲城市内の南山東部土地区画整理事業地内に墓地及びメモリアルホールを整備するために、平成24年度に稲城・府中墓苑組合を設立しました。今後、同組合を主体として、墓地等の整備及び管理運営を行うにあたり、運営計画を十分に検討し、計画的かつ効率的な運営を行う必要があります。

(2) めざす姿

府中の森市民聖苑が安定的・効率的に運営され、市民が葬儀等をつつがなく執り行うことができます。

また、稲城市と共同して墓地及びメモリアルホールを整備し、安定的かつ持続性の高い公営の墓地を求める市民の需要に応えています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
斎場待ち日数(日)	式が円滑に行えるよう年間を通じての最大待ち日数を指標とし、施設の効率的運営等で待ち日数の減少を目指します。	9日 (H23年度)	8日
市民墓地の供用開始	稲城市と共同で市民墓地の整備を行います。	準備	供用開始

市民に期待すること

- ・市民聖苑での葬儀の有り様の多様化に宗門等も応えていく。
- ・公営墓地を整備する必要性等を理解する。

(3) 施策の方向性

- ・葬儀の多様化・簡略化に対応できる施設運営を行い、安定的なサービス提供を図ります。
- ・稲城市と共同して設立した稲城・府中墓苑組合を主体として、市民の意向に沿った墓地を整備し、計画的かつ効率的に墓地の供給等を行います。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26~H29年度の取組
府中の森市民聖苑管理運営※	・効率的な施設の運営により、宗教や宗派にかかわらず、通夜、告別式、火葬、法要などの一連の行事を行える場としていきます。今後の取組みとしては、継続的に安定した運営を図るため、施設及び設備の改修整備を行っていきます。
市民墓地の整備	・稲城市と共同して設立した稲城・府中墓苑組合を主体として、市民の意向に沿った墓地を整備し、計画的かつ効率的に墓地の供給等を行うとともに、墓地の管理運営を行っていきます。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 11億円

※「府中の森市民聖苑管理運営」のうち、工事等に関する部分は経常的経費とは異なるため、総事業費の算定から除いています。

4 循環型社会の形成

施策33 ごみ減量化・資源化の推進

(1) 現状と課題

ごみの収集方法を変更するとともに、啓発や分別指導を行い、ごみの排出抑制に関する意識が浸透してきたことにより、ごみの収集量が減少してきました。今後は、市民一人ひとりのより一層のごみに対する意識啓発を図り、さらなるごみの減量、資源化のための施策を積極的に展開する必要があります。

(2) めざす姿

ごみの減量や資源化を推進し、環境負荷の低い循環型社会が形成され、ごみの発生が抑制されています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
ごみの減量やリサイクルに取り組んでいる市民の割合(%)	ごみの減量やリサイクルに対する市民の意識向上を目指します。	91.6% (H23年度)	93.0%
市民一人当たりのごみ・資源の排出量(g/日)	家庭系燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、有害ごみ、資源物、事業系可燃ごみの排出量を合計した総ごみ量の減少を目指します。	645g (H23年度)	595g

市民に期待すること

- ・リサイクル（資源化）からリデュース（発生抑制）・リユース（再使用）を意識した生活への転換を図り、環境負荷の低い循環型社会の形成に取り組む。

（３）施策の方向性

- ・市民・事業者・行政の３者の協働によりごみ減量に取り組んでいくことを目的にごみゼロ会議（仮称）を設置し、ごみの減量・リサイクルを進めます。
- ・集団回収未実施地域の自治会や大規模集合住宅に働きかけを行い集団回収の拡充に努めます。
- ・スーパーマーケットやコンビニエンスストアなどに回収容器の設置を依頼し、店頭回収の拡充に努めます。
- ・燃やすごみの大半を占める生ごみに対する水切りの徹底化と再資源化に努めます。

（４）主要な事務事業

事業名	H26～H29 年度の取組
集団回収推進事業	・ 集団回収事業を積極的に推進し、資源物の行政収集の縮小を目指します。
ごみ減量運動啓発事業	・ 実際にごみを排出する市民・事業者への啓発事業を積極的に展開し、排出者の意識向上を図ります。
生ごみ資源有効活用推進事業	・ 現在、南白糸台小で行っているモデル事業について、給食残さからの堆肥生成について一定の効果があったことから、家庭から排出される生ごみの堆肥化についても研究を進めていきます。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 5億円

4 循環型社会の形成

施策34 ごみの適正処理の推進

(1) 現状と課題

焼却灰をエコセメントとして再利用するエコセメント化事業の開始により最終処分場での埋立処分量はゼロになりました。他方、燃やすごみの焼却や資源物の選別処理などを行う中間処理施設においても施設の延命化を図るために、適正処理を推進する必要があります。

(2) めざす姿

ごみの収集・中間処理・最終処分の各段階において適正な処理を推進することにより、施設の延命化が進んでいます。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
最終処分場への搬入量(t)	最終処分場への搬入量の減少を目指します。	1,954t (H23年度)	1,800t
1人あたりの多摩川衛生組合への搬入量 (g/日)	多摩川衛生組合への搬入量を示します。減少を目指します。	465g (H23年度)	430g
1人あたりのリサイクルプラザへの搬入量 (g/日)	リサイクルプラザへの搬入量を示します。減少を目指します。	146g (H23年度)	135g

市民に期待すること

- ・ごみを出さない、ごみにならないことを意識した消費者行動を行う。
- ・ごみ排出後の処理の過程を理解し、排出ルールを厳守する。

(3) 施策の方向性

- ・新たな資源化品目や処理方法を模索し、各施設への搬入量の減少を目指します。
- ・各施設において適正に処理を行い、効率的な施設運用を行います。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26~H29 年度 of 取組
廃棄物収集運搬事業	・ごみの収集運搬については、排出ルールに基づいて収集し、各中間処理施設へ搬入します。
多摩川衛生組合管理運営事業	・本市の燃やすごみを焼却処理している多摩川衛生組合の運営については、他の構成市とも連携しながら、安定的かつ効率的な運営に努めます。
リサイクルプラザ管理運営事業	・燃やさないごみや粗大ごみの分別処理や有価物の売却など、適正な処理に努めます。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 74億円

5 交通安全、地域安全の推進

施策35 交通安全の推進

(1) 現状と課題

駅周辺に自転車駐車を整備するとともに放置自転車対策を行い、放置自転車の削減に努めてきましたが、自転車駐車が整備されていない駅周辺地域では、効果的な放置自転車対策が講じられていません。また、市民に自転車運転のルールやマナーが正しく理解されていないため、交通事故発生件数に占める自転車事故の割合は高い状況にあります。

市民の良好な生活環境を守り交通事故を減少させるため、引き続き自転車駐車場や交通安全施設を整備するとともに、市民一人ひとりの交通安全意識を向上させることが課題です。

(2) めざす姿

交通安全のルールやマナーの啓発活動を徹底するとともに、自転車駐車場や交通安全施設等の整備及び放置自転車対策が拡充されたことで、市民が安心して暮らしています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
安心して歩道を通行することができると感じる市民の割合(%)	市民意識調査結果で把握した数字です。増加を目指します。	28.9% (H23年度)	35.0%
交通事故発生件数(1,000人あたり・件)	市民1,000人あたりの交通事故発生件数です。事故発生件数の減少を目指します。	3.2件 (H23年度)	4件以下
自転車駐車場収容可能台数(台)	放置自転車の削減に向け自転車駐車場を整備し、収容可能台数の増加を目指します。	21,292台 (H23年度)	21,600台

市民に期待すること

- ・各関係団体、自治会又はPTA等が地域に密着した交通安全運動を自主的に行う。
- ・自転車は路上に放置してはいけないことを理解し、自転車駐車を積極的に利用する。

(3) 施策の方向性

- ・スクールゾーンやコミュニティゾーンなどの指定や、違法駐車取締り強化など、警察署や各関係団体の協力を得ながら、交通事故の減少に向けて交通環境の整備を推進します。
- ・市民、団体又は事業者等が、交通安全活動等を自主的に行える仕組みを考案し、実現します。
- ・道路管理者や協力団体と調整を図りながら、自転車駐車の整備を進めるとともに、放置自転車対策を強化し市民の良好な生活環境を確保します。
- ・自転車駐車場、市営駐車場及び交通安全施設については必要に応じ修繕又は整備を行います。
- ・自転車に関する交通秩序の整序化を図り、自転車の安全利用を促進するため、地域の交通安全協会等と連携して自転車競技大会等の活動を推進します。また、自転車に係る通行実態・事故実態等を踏まえ、自転車走行空間の整備に向けた検討を自転車走行空間に関する協議会（東京都、東八道路沿線四市で構成）と連携し、進めます。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29年度の取組
交通安全啓発事業	・交通安全の普及を図るため、警察や関係団体などと協力しながら啓発活動を行います。
駅周辺自転車対策事業	・市内の各駅周辺に自転車誘導整理員を配置し、自転車利用者に対し自転車駐車場に駐車するよう誘導を行うとともに、放置自転車の撤去を行い、良好な生活環境の確保に努めます。また、保管所を統合し、自転車返還業務の経費削減に努めます。
自転車駐車場管理運営事業	・市立自転車駐車場の円滑な業務運営を目的に、管理運営、清掃、警備、設備点検等の業務委託を行うとともに、自転車の安全利用を推進するため、自転車無料点検を行います。また、施設が老朽化しているため、設備等の修繕を適宜行います。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 6億円

5 交通安全、地域安全の推進

施策36 地域安全の推進

(1) 現状と課題

防犯協会や市民主体の自主防犯パトロールの効果により、犯罪発生件数は年々減少していますが、凶悪事件の報道やたばこのポイ捨て等のマナー違反により、市民が感じる治安に対するイメージは良くなっているとはいえません。安全で安心して暮らせるまちづくりには行政機関による施策展開だけでは限界があり、市民による自主防犯活動が必要不可欠です。しかし、現状は各団体の防犯意識の違いから、防犯パトロールの実施にまで至らない団体も少なくありません。このようなことから、各団体の意見を汲んだ効率的な支援を実施し、「自分たちのまちは自分たちで守ろう！」という気概に満ちた自主防犯活動の活性化を図る必要があります。

(2) めざす姿

市民誰もが安全に安心して暮らせるよう、市民・事業者・関係団体・市の連携により防犯体制が整備され、それぞれの地域での支えあいや助け合いが行われることで、市民一人ひとりの防犯意識が向上し、自主防犯活動も活発に展開され、犯罪の少ない住みよいまちになっています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
犯罪発生件数(件)	防犯カメラ等機器の整備を継続し、市内での犯罪発生件数の減少を目指します。	2,721件(H23年)	2,600件
地域の治安が悪化していると感じている市民の割合(%)	市民意識調査結果(平成18年度40.7%)の更なる減少を目指します。	22.4%(H23年)	20.0%
地域安全リーダー数(人)	自主防犯活動の核となる地域安全リーダーの増加を目指します。	300人(H24年)	450人

市民に期待すること

- ・ 自主防犯活動に若い世代の人も積極的に参加する。
- ・ 高い防犯意識と助け合いの精神を共有する。

(3) 施策の方向性

- ・ 市民の防犯意識の向上と、見守りや助け合いの心を醸成する活動を推進します。
- ・ 自治会・町内会主体の自主防犯活動を支援します。
- ・ 地域の雰囲気やまち並み（景観）の風紀が損なわれないよう整備することで、犯罪者が犯罪を行う心境にまで至らないようなまちづくりを進めてゆきます。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26~H29 年度 of 取組
防犯意識啓発事業	<ul style="list-style-type: none">・ 安全・安心まちづくりに向けた自主防犯活動の支援を行います。・ 警察や関係団体と協力し、イベント等防犯活動の活性化に努めます。・ 暴力団排除条例施行に伴う啓発活動を行います。
安全安心まちづくり推進事業	<ul style="list-style-type: none">・ 経年劣化による防犯カメラの修繕、再開発に伴う移設と維持管理、増設を進めます。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 0.1億円

6 災害対応能力の向上

施策37 危機管理対策の強化

(1) 現状と課題

本市では、総合防災訓練や水防訓練の実施等により、防災関係機関との連携強化や、防災意識の啓発に努めてきました。

また、地域防災計画の整備や当該計画に係るマニュアル策定のほか、全国瞬時警報システムの整備、他自治体との災害時応援協定の締結、災害時用備蓄品の整備、地域防災訓練の支援等により、災害対応能力の向上に努めてきました。

今後は、情報伝達手段の麻痺や、帰宅困難者の発生、避難生活の長期化など、東日本大震災で明らかになった新たな課題にも的確に対応できるよう、更なる防災対策の強化に努めていく必要があります。

(2) めざす姿

市民一人ひとりが日ごろから災害に備えるとともに、自助・共助について理解し、大規模災害時には、市民自らが的確に行動できるようになっています。また、市では、災害応急対策を迅速に実施し、被害を最小限に抑える態勢が整っています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
日ごろから家庭で災害に対する備えをしている市民の割合(%)	まずは家庭でできること(自宅の耐震補強や家具の転倒防止等)を行うことが防災・減災の基本となりますので、この割合の増加を目指します。	—	80.0%
「避難所運営マニュアル」が策定された一次避難所数(箇所)	一次避難所ごとに「避難所運営マニュアル」の策定を進めています。増加を目指します。	—	34箇所
災害時の避難場所を知っている市民の割合(%)	大規模災害時に避難する「避難場所」を知っておく必要があります。増加を目指します。	77.9% (H23年度)	85.0%

市民に期待すること

- ・自分の命は自分で守る「自助」、自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の意識を持ち、住宅の耐震化や地域の防災訓練等に自発的に取り組む。
- ・大規模災害時の行動について、日ごろから家族・地域で話し合う。

(3) 施策の方向性

- ・災害時に必要となる情報を迅速かつ正確に市民に伝えられるよう、情報伝達手段の充実を図ります。
- ・避難所となる市立学校などの公共施設において、生活必需品や災害用資材等の備蓄を計画的に進めます。
- ・災害時における対策強化のため、他自治体や民間企業等との協定の締結を推進します。
- ・市民の防災意識を高めるため、自主防災組織の活性化に取り組むとともに、地域住民による防災訓練を支援します。
- ・防災行動力を高めるため、より実効性のある総合防災訓練を実施します。
- ・地域住民の主体的な取組による「避難所運営マニュアル」の策定を支援します。
- ・町会、自治会、管理組合単位での防災マニュアルの策定を支援します。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29年度の取組
防災意識啓発事業	・合同水防訓練や総合防災訓練の実施、起震車の派遣等により、防災関係機関との連携強化や、市民の防災意識の啓発に努めます。
地域防災計画策定事業	・府中市地域防災計画及び当該計画に係る各種マニュアル等を整備するとともに、各種訓練を実施することにより、災害対応能力の向上に努めます。
防災資材等整備事業	・アルファ米や粉ミルク等、災害時における非常食等を定期的に購入することにより、大規模災害発生時の初期段階における応急態勢を整備します。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 1億円

6 災害対応能力の向上

施策38 消防力の充実

(1) 現状と課題

東京消防庁による1本署、4出張所体制の常備消防と、18個分団による消防団の非常備消防により、災害体制を整備しています。しかし、消防団員の市外勤務者の増加などにより、平日昼間の火災等における出動に際し、団員の確保が難しくなることが想定されます。また、消防団の活動に必要な車両や資器材の計画的な整備・更新が必要です。

(2) めざす姿

市民一人ひとりが日ごろから火災防止に心がけています。

また、各種災害に迅速・的確に対応できる消防力を確保することにより、火災や地震、風水害などの災害から市民の身体、生命及び財産への被害が最小限に抑えられています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
1,000世帯当たりの火災発生件数(件)	火災発生件数を一定割合で表しています。減少を目指します。	0.90 (H23年度)	0.63以下
消防団員の定員充足率(%)	消防団員の定員数が確保されているかどうかを表しています。	99.0% (H23年度)	100.0%
火災による死者数(人)	火災による死者数です。なるべく少ない人数となるよう努めます。	1人 (H23年)	0人

市民に期待すること

- ・ 消防団の活動を理解し、消防団へ積極的に入団する。
- ・ 住宅用火災警報器の設置や定期的な維持・管理など、自分で出来る火災予防はすべて実施する。(自己対応力の向上)

(3) 施策の方向性

- ・ 消防団の活動内容を市民に広く理解していただくため、消防団の活動を広報や市HPなどでPRします。
- ・ 消防団と市民、東京消防庁との連携を強化します。
- ・ 消防団活動に必要な不可欠であるポンプ車や資器材を計画的に更新します。
- ・ 消防水利の適切な維持管理・設置に努めます。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26~H29年度の取組
広域的消防連携事業	・ 本市の常備消防事務については、今後も東京消防庁へ委託します。
消防団活動支援事業	・ 今後も府中市消防団の活動を支援します。
消防団ポンプ車更新事業 ※	・ 府中市消防団が使用しているポンプ車を定期的に更新します。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 110億円

※「消防団ポンプ車更新事業」は経常的経費とは異なるため、総事業費の算定から除いています。

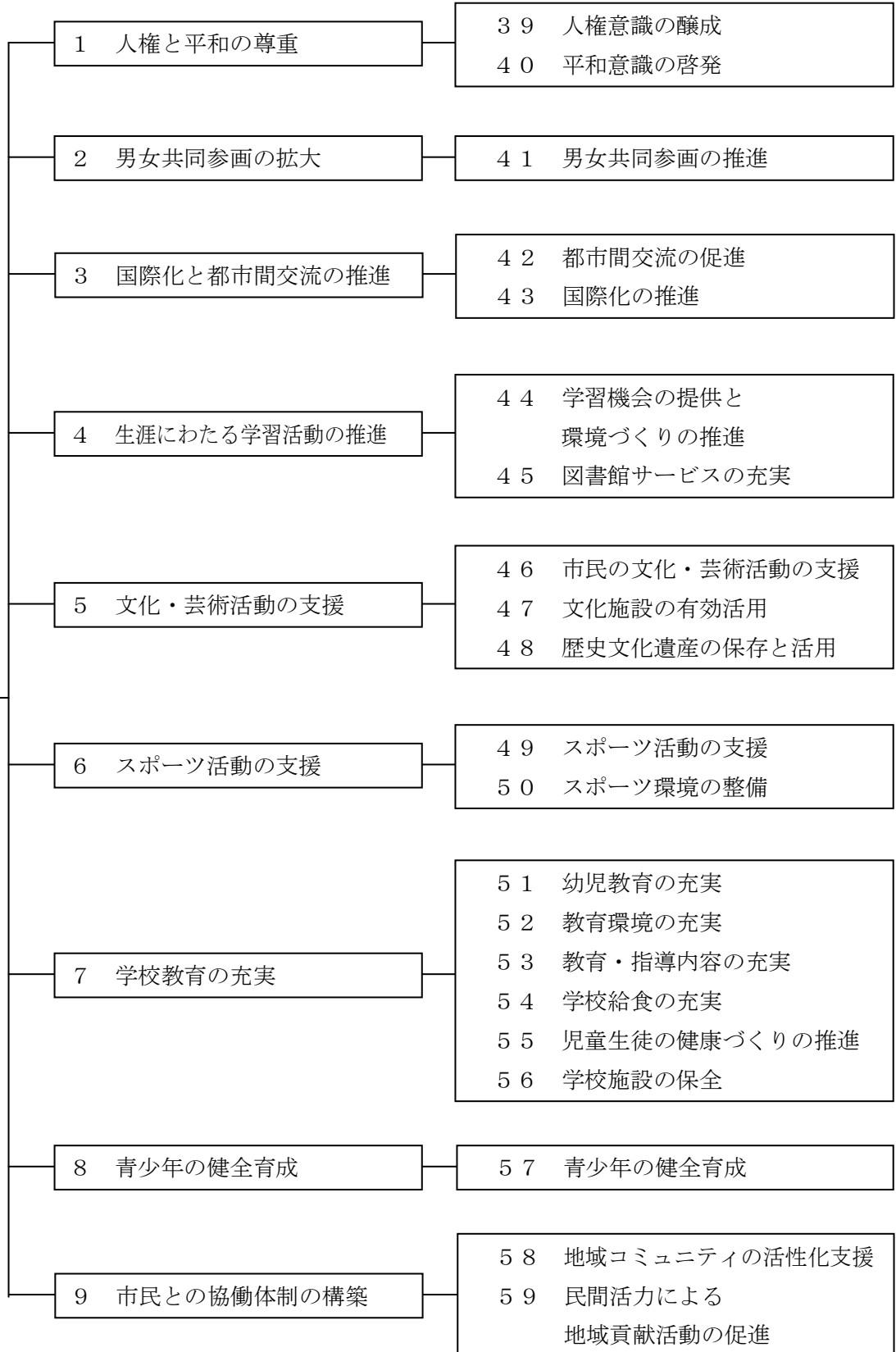
3 人とコミュニティをはぐくむ文化のまち（文化・学習）

基本目標

基本施策

施策

3 人とコミュニティをはぐくむ文化のまち（文化・学習）



1 人権と平和の尊重

施策39 人権意識の醸成

(1) 現状と課題

虐待、いじめ、DVなどの深刻な人権侵害に関わる相談と啓発を実施していますが、その解決は容易ではありません。また、インターネットによるプライバシー侵害などの新たな人権問題も発生しています。

多様化する人権問題の解決に向け、講座等を通じて市民の人権意識を高め、また、問題を抱える市民が必要なときに円滑に相談ができる体制とするとともに、市民が地域ぐるみで相談し助けあうコミュニティを育てることが課題です。

(2) めざす姿

性別、年齢、国籍や障害の有無などを問わず、市民一人ひとりが、お互いの人間性を尊重し認めあっています。また、問題や悩みがある人へ、行政の支援だけでなく、地域においても相談や助け合いがなされています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
性別や年齢等による不利益があると感じている市民の割合(%)	性別、年齢、国籍や障害の有無等により差別されることなく、市民が平等に暮らせる社会を目指して、市民の人権意識を高めます。	—	10.0% 未滿

市民に期待すること

- ・互いの人間性を尊重し、認めあう。
- ・人権啓発イベントなどに積極的に参加し、自他の権利に関する正しい知識を身につける。
- ・地域社会において、互いに相談・手助けをしあえる。

(3) 施策の方向性

- ・人権尊重の理念についての深い知識を持ち、人権について正しい理解が得られるよう、関係機関と連携して、人権に係る情報提供・啓発イベントなどを行います。
- ・悩みをかかえる方には、様々な窓口において相談を受け、問題解決を図っていきます。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29 年度の取組
人権啓発事業	・多摩東人権擁護委員協議会と協力して、啓発事業を行います。
女性人権推進事業	・DV 防止など啓発事業を実施します。 ・民間シェルターの円滑な運営のために補助金を交付し、被害者支援の一助とします。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 0.1 億円

1 人権と平和の尊重

施策40 平和意識の啓発

(1) 現状と課題

市民一人ひとりに平和の大切さを訴えるため、平和市長会への加盟や平和展、平和のつどいなどを展開し、平和を守る意識と能力を啓発する事業を進めています。また、原水爆禁止運動に対する助成など、世界の平和を願う市民の活動への支援も行っています。しかし、戦後60余年を経過して戦争を体験した世代も少なくなっているため、戦争の悲惨さ・残酷さを次世代に語り継ぎつつ、特に若い世代の平和意識の啓発につなげることが課題となっています。

(2) めざす姿

市民一人ひとりが、世界平和への願いを込めた「府中市平和都市宣言」を尊重し、平和を願う意識を持って行政との協働による平和事業を展開する中で、世界の恒久平和を願い幸せに生活しています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
平和啓発事業参加者数(人)	平和啓発事業(平和展・平和のつどい・平和子どもバスツアー)への来場・参加者数です。増加を目指します。	10,400人 (H23年度)	11,000人
平和が大切であると感じている市民の割合(以上)(%)	市民意識調査で把握する数値で、更なる増加を目指します。	83.5% (H23年度)	90.0%

市民に期待すること

- ・ 平和意識を啓発するための学習や活動に積極的に参加する。
- ・ 戦争体験を引き継ぐ（語り継ぐ）ための積極的な取組へ参加し、戦争の記憶が風化しないように努める。

（３）施策の方向性

- ・ 平和に関する意識啓発の機会を積極的に設け、特に、戦争体験談等の朗読など戦争体験に関する伝承についての機会を提供していきます。

（４）主要な事務事業

事業名	H26～H29 年度 of 取組
平和啓発事業	<ul style="list-style-type: none">・ 原水爆禁止に関する活動を行う団体へ補助金を交付します。・ 平和啓発に関する事業の更なる広報・周知を図ります。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 0.1億円

2 男女共同参画の拡大

施策41 男女共同参画の推進

(1) 現状と課題

市の審議会などへの女性の参画は、全体的にみれば30%を超えていますが、各々の委員会等ではそれ以下の場合が多く、さらなる女性委員の登用が必要です。また、職場や家庭における性別による役割分担意識もいまだにみられます。あらゆる分野における男女共同参画を推進するために、啓発事業等のさらなる実施が必要です。

(2) めざす姿

「府中市男女共同参画都市宣言」の趣旨に沿い、男女が共に喜びと責任を分かち合い、お互いを理解し支え合い、職場・地域・家庭等の社会のあらゆる場に平等に参画しています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
性別による役割分担意識にとらわれない人の割合(%)	家庭における男女のあり方について本来どうあるべきかの調査の割合において、意識啓発の推進を図ります。	50.6% (H22年度)	55.0%
市が設置する審議会などにおける女性委員の割合(%)	市政に女性の意見が反映されるよう審議会等への女性委員の積極的な登用を推進するとともに、委員の男女構成比が基本構想の最終年度にそれぞれ40%以上となるよう、前期基本計画の4年間では35%以上を目指します。	30.3% (H23年度)	35.0%
男女共同参画推進フォーラム参加者数(人)	市民との協働により毎年開催する男女共同参画推進フォーラムの参加者数を増やすことにより、市民の男女共同参画への意識の推進を図ります。	645人 (H23年度)	800人

市民に期待すること

- ・男女共同参画についての認識を高め、自分に身近なところからその実現に取り組んでいく。
- ・積極的に男女共同参画社会に関する講座を実施するなど、意識啓発を行う。

(3) 施策の方向性

- ・市民との協働で実施する男女共同参画推進事業の更なる活性化を目指します。
- ・市民企画講座の実施など市民団体への支援を行うとともに、普及啓発のためのセミナー開催（市主催）等男女共同参画の推進を図ります。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29 年度の取組
女性活動推進事業	・男女共同参画週間事業、男女共同参画推進フォーラムなど意識啓発事業を実施します。
男女共同参画推進懇談会運営事業	・府中市女性センターの事業計画及び運営のあり方の検討及び男女共同参画計画の第三者評価等を実施します。
女性センター維持管理事業	・安全で安心して利用できる施設整備に努めます。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 2億円

3 国際化と都市間交流の推進

施策42 都市間交流の促進

(1) 現状と課題

昭和54年10月に姉妹都市盟約を締結した長野県八千穂村（当時）が平成17年4月に佐久町と町村合併し佐久穂町となってからも、盟約を継続し交流を続けています。市と市民団体との協働により、環境、経済、産業等、地域特性を生かした広汎な交流が図られています。今後も、相互住民の主体的な交流を支援していくとともに、住民相互の理解のもとに、更なる支援体制を検討し、実施していくことが求められます。

(2) めざす姿

姉妹都市・友好都市との文化、教育、経済、産業など広汎な分野で、地域特性を生かした交流活動を多くの市民参加のもとで実施しています。また、市民の自主的な交流活動の支援により、住民相互の理解が深まり、都市の魅力が高まっています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
市が実施した佐久穂町との交流事業に参加した市民の数(人)	交流事業に参加することで、相互理解を深め、都市の魅力を再発見します。	252人 (H23年度)	260人

市民に期待すること

- ・ 姉妹都市、友好都市との交流事業へ積極的に参加する。

(3) 施策の方向性

- ・ 住民相互の主体的な交流を支援します。
- ・ 住民相互の理解を深め、人的、文化的、物流的交流から、更に環境、経済、産業等、地域特性を生かした広汎な交流と相互支援体制を検討し、実施します。
- ・ 都市間交流を活性化するため、姉妹都市・友好都市との市民主体による交流を推進します。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26~H29 年度の取組
姉妹都市交流事業費	・ 姉妹都市・友好都市との文化、教育、経済、産業など広汎な分野で、地域特性を生かした交流活動を多くの市民参加のもとで実施します。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 0.1億円

3 国際化と都市間交流の推進

施策43 国際化の推進

(1) 現状と課題

平成24年8月1日現在、外国人登録人口は4,175人になっています。外国人住民が安心して生活が送れるようにと平成7年に開設した府中市国際交流サロンを拠点として、市民ボランティアや近隣の大学の協力を得て日本語学習会、児童学習支援、簡易な相談や、日本の文化・習慣を紹介する活動、文化交流事業等を実施しています。今後、それらを更に充実させ、市民の多言語・異文化への理解を推進していくとともに、市と市民、市民団体、地域関連機関等が連携を図り、協働して、外国人と共にいきる社会を目指し、各種施策を展開していく必要があります。また、現在年4回多言語による情報紙を発行していますが、在住外国人に対する日常生活や日本の文化等に関する情報の提供等の充実が求められています。

(2) めざす姿

日本人と外国人市民相互が言語・文化の違いを理解し、多様な価値観を認め合いながら、誰もが安心して共に生活できるまちづくりを進めています。また、海外友好都市との交流を通して、市民の国際理解の推進に努めています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
府中市国際交流サロンボランティア登録者数(人)	市民の主体的な活動が必要です。ボランティア登録者数を増加させることは、市民の多言語・多文化理解への推進につながります。	130人 (H23年)	140人
外国人の日本語学習会参加者数(人)	日本語学習会は市内で唯一外国人が多数集う場所で、外国人への情報の発信や外国人から情報を収集する場所にもなります。外国人が市内で安心して生活できているかを知ることができます。	3,390人 (H23年度)	3,970人
友好都市ヘルナルス区へのホームステイ派遣者数(人/年)	国際理解を深めることで、文化の違いを認識することができ、また、相互の親交が深まることにもつながります。	6人 (H23年度)	6人

市民に期待すること

- ・市と地域、市民団体、関係機関と連携、協働して、すべての市民が安心して住め、社会に参画できるまちづくりを推進する。
- ・友好都市との市民主体の交流を推進し国際理解に努める。

(3) 施策の方向性

- ・府中市国際交流サロンでの日本語学習会、交流活動を更に充実させます。日本人と外国人市民相互が言語・文化の違いを理解し、多様な価値観を認め合いながら、共に生きるまちを目指します。
- ・市、市民、市民団体、地域の関係機関等との連携と協働、ネットワークを構築し、すべての市民が安心して住める、住みやすいまちづくり、誰でも社会に参画できるまちづくりを推進します。
- ・友好都市との交流を推進し、市民の国際理解の進展に努めます。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29年度の取組
友好都市交流事業費	・海外友好都市との交流を通して、市民の国際理解の推進に努めていきます。
国際交流推進事業	・日本語学習会、多言語・異文化理解事業、多言語生活情報紙発行の充実を図り、日本人と外国人市民相互が言語・文化の違いを理解し、多様な価値観を認め合いながら、共に生きるまちをめざします。すべての市民が安心して生活でき、生活しやすいまちをめざします。
外国人学校就学支援事業	・市に住民基本台帳のある学校教育法に規定する外国人学校に通う児童・生徒の保護者に補助金を支給します。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 0.5億円

4 生涯にわたる学習活動の推進

施策44 学習機会の提供と環境づくりの推進

(1) 現状と課題

高齢者を対象とした講座には多数の参加希望者があり、申込みに応じきれない状況となっている反面、子育て世代を対象とした家庭教育学級への参加者は少ない状況にあり、勤労者や若年世代の参加はさらに少数です。例えば、子育て中の方に対しては、託児付き講座を開催し、参加しやすい環境を整えるなど、さまざまな市民のニーズに応じた受講しやすい事業・講座を開設し、学習の場を広げていく必要があります。

市民が学習活動の成果を生かすことができるように、生涯学習フェスティバルなど発表の場を拡充するとともに、ボランティアなどとして市との協働による地域づくりに参加できる仕組みを作り上げる必要があります。また、生涯学習センターをより多くの市民や団体が利用できるよう、検討を進める必要があります。

(2) めざす姿

市民と行政の協働してつくりあげた学習の場や多様な学習機会を通じ、高齢者の社会参加や世代を超えた地域交流活動が行われ、「学び返し」により地域教育力が向上しています。また、ボランティア人材の発掘と育成を行うことで、学習した成果を活かしながら市との協働で生涯学習に関する取組が行われています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
各種セミナーへの参加人数(人)	指定管理者が実施する市主催講座と独自講座の参加者の合計です。増加を目指します。	21,307人 (H23年度)	30,000人
生涯学習センターの利用者満足度(%)	生涯学習活動の拠点である生涯学習センターの利用者のセンター利用に関する満足度です。	—	90.0%以上
生涯学習フェスティバルへの延べ参加人数(人)	生涯学習の成果の発表や振興のために、毎年実施しているイベントで、その延べ参加者及び来場者です。増加を目指します。	9,814人 (H23年度)	12,000人

市民に期待すること

- ・地域における生涯学習の担い手としての市民ボランティアと市が協働しながら講座の実施や地域教育力を高める取組を実施する。
- ・生涯学習フェスティバル等のイベントにおいて市民ボランティアとして積極的に参加する。

(3) 施策の方向性

- ・更に充実した学習環境を市民へ提供するため、市民ボランティアや生涯学習センターにおける指定管理者も含めた民間活力を活用しながら、市民の社会教育環境の充実と効果的かつ効率的な施設運営を行います。
- ・地域における様々な連携を推進するための仕組づくりや支援・助言を行います。
- ・生涯学習フェスティバル等のイベントにおいては、市民ボランティアの積極的参加を促し、市民ボランティアと指定管理者及び市との協働による運営を行います。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29 年度の取組
生涯学習機会創出事業	<ul style="list-style-type: none">・指定管理者が実施することによって、講座数の増加や内容の多様化を進めます。また、自発的学習意欲につながる講座を開催します。・民間事業者の持つノウハウを活かして、市民サービスの向上及び経費削減などを図ります。・生涯学習に関する市民ボランティアや地域の担い手等を養成し、協働を進めます。
生涯学習フェスティバル運営事業	<ul style="list-style-type: none">・市民による実行委員会へ委託し、市民参加を進めるとともに、一層の活性化を図ります。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 1.1億円

4 生涯にわたる学習活動の推進

施策45 図書館サービスの充実

(1) 現状と課題

テレビゲームや携帯電話、インターネットなど電子メディアの進展が目覚しく、市民の要望も多様化しています。貸出しや閲覧に加え、地域・行政資料の収集と情報発信、レファレンスサービスの充実、ハンディキャップサービスの推進、ホームページからの情報発信など、サービスの拡充が課題です。

一方で、子どもの読書離れが問題となっており、子どもの読書活動の推進が課題となっています。

(2) めざす姿

図書館で収集、整理、保存されている図書や視聴覚資料などの情報が提供されることで、市民は生涯にわたる自主的な学習機会を得て、市民生活を営むうえで必要な知的・文化的な情報を十分に受けています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
市民1人当たり年間貸出数(点)	年間貸出数を市の人口で除して算出した数値です。図書館の資料の充実を図り、貸出しにより知的・文化的活動の支援を行います。増加を目指します。	10.2点 (H23年度)	12点
図書館資料貸出し利用者数(人)	年間で図書館資料を借りた市民の延べ人数です。より多くの市民の利用を目指し、図書館サービスを拡充します。	延べ 870,528人 (H23年度)	延べ 1,000,000人

市民に期待すること

- ・図書館を利用し、生涯にわたり、自主的な学習に取り組む。
- ・市との協働を図りながら、ボランティアによるおはなし会の開催や音訳や対面朗読・宅配・布絵本作成など生涯学習活動への参加を行う。

(3) 施策の方向性

- ・市民のニーズを把握し、地域・行政資料をはじめ、幅広い資料や情報の収集を図り、それらを的確に提供し情報発信します。
- ・レファレンスサービスを強化し、知的・文化的活動や様々な問題解決を支援します。
- ・第3期府中市子ども読書活動推進計画に基づく事業展開を行い、学校との連携を図るなど、子どもの読書活動を推進します。
- ・障害のある人や高齢者など図書館利用に支障のある人へのサービスを充実します。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29年度の取組
中央図書館運営事業	・講演会や特集展示、図書館だよりなどを通して、中央図書館の魅力や情報力を発信し、市民の生涯にわたる学習意欲を支援します。
地区図書館運営事業	・蔵書構成や展示など、地域に根ざした図書館サービスを展開します。
レファレンスサービス事業	・市民の調査相談に対応できる資料の充実やホームページを利用した情報発信を充実させます。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 4億円

5 文化・芸術活動の支援

施策46 市民の文化・芸術活動の支援

(1) 現状と課題

市民芸術文化祭の開催や府中に伝わる伝統芸能である武蔵国府太鼓の伝承事業等を行うとともに、市民や文化団体の芸術・文化活動を支援しています。しかし近年では、核家族化や高齢化の進展などにより、伝統文化の継承が年々困難になりつつあります。府中のまちが持つ魅力を高めるために、市民の主体的な活動の輪が広がるように、さらに支援していく必要があります。

(2) めざす姿

長い歴史の中で培われてきた伝統芸能や芸術文化を次世代へ継承するとともに、市民の中で芸術・文化活動が活発に行われています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
府中の森芸術劇場自主事業参加者数*(人)	公益財団法人府中文化振興財団が行う芸術文化振興事業の参加者数です。企画を充実し、増加を目指します。	190,000人 (平成23年度)	197,600人
武蔵国府太鼓伝承事業参加者数(人)	武蔵国府太鼓の講習会への参加者数です。増加を目指します。	73人 (H23年度)	83人
市民芸術文化祭参加者・参観者数(人)	市民芸術文化祭の参加者・参観者数です。増加を目指します。	参加者 5,580人 参観者 121,247人 (H23年度)	参加者 5,780人 参観者 127,000人

*「府中の森芸術劇場自主事業参加者数」の現状値は、開館20周年事業の増加分を算定から除いています。

市民に期待すること

- ・市内の文化団体の主体的な活動が広がり、市民の手により文化都市を形成する。

(3) 施策の方向性

- ・公益財団法人府中文化振興財団及び市民文化団体等と連携しながら、府中市の魅力の一つである伝統芸能や芸術文化の醸成に努めていきます。また、市民の自主的な活動の輪を広げるため、補助金の支出による財政的支援や、市の広報に事業を掲載してPR するなどの支援を行っていきます。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26~H29 年度の取組
市民芸術文化祭運営事業	<ul style="list-style-type: none">・府中市民芸術文化祭実行委員会に事業の運営を委託し、市内各施設において、催し物を実施します。・より多くの市民の参加や参観を促すために、事業を積極的にPR します。
民俗芸能伝承普及事業	<ul style="list-style-type: none">・伝統芸能である市指定文化財府中囃子の演奏技術の伝承事業を府中囃子保存会に委託して実施し、その伝承や普及に努めます。・伝統芸能である武蔵国府太鼓の講習会を武蔵国府太鼓連盟に委託して開催し、その伝承や普及に努めます。
市民文化活動事業奨励事業	<ul style="list-style-type: none">・過去 1 年間の芸術文化活動について、特に功績があった方に市民芸術文化奨励賞を贈呈します。・長期にわたり、芸術文化団体の活動に尽力した方に文化活動功労賞を贈呈します。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 0.6億円

5 文化・芸術活動の支援

施策47 文化施設の有効活用

(1) 現状と課題

市では、文化の発信拠点である文化施設の整備に努めてきましたが、今後は、利用者の満足度をさらに高めるため、公益財団法人府中文化振興財団と連携したコンサートや展示会などの各種事業を推進して、市民に親しまれる施設運営に努めていくことが必要です。また、施設の老朽化に対応するため、予算の中で優先順位をつけて、施設を計画的に修繕していくことが必要です。さらに、今後は予算増加は難しい状況から、安価でかつ市民に満足していただける事業展開を図ることが必要です。

(2) めざす姿

国内外の多彩な文化・芸術を鑑賞・学習する機会や、市民の文化・芸術活動の発表の場として、安心して快適な施設を提供しています。また、市民の文化意識の醸成が図られ、文化の香るまち「府中」が築かれています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
郷土の森博物館 入場者数(人)	市民の文化意識の醸成を図り、学習する機会の提供の場として、企画や展示の充実を図ることにより、多くの入場者を目指します。	278,021人 (H23年度)	333,000人
美術館入場者数 (人)	企画展、所蔵品展、常設展、市民ギャラリーの各入館者、及び美術普及事業参加者数の総合計です。着実な増加を目指します。	170,058人 (H23年度)	200,000人
府中の森芸術劇場3ホール平均稼働率(%)	どリーむホール、ウィーンホール及びふるさとホールの稼働率の平均です。稼働率の増加を目指します。	72.1% (H23年度)	76%

市民に期待すること

- ・文化施設を積極的に訪れ、文化・芸術に親しむ機会をもつ。
- ・文化団体の活動が広がり、文化団体が、今まで以上に文化施設を利用していく。

(3) 施策の方向性

- ・府中市の文化施設を広く内外にPRし、府中市民のみならず、近隣から多くの方々に来場していただけるように、多摩地域の文化発信の拠点となるような施設運営に努めていきます。そのために、アンケート調査等を活用して市民ニーズを捉えた事業を展開するとともに、施設修繕計画を作成して、計画的な施設修繕を行っていきます。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29年度の取組
府中の森芸術劇場管理運営事業	・指定管理者との連携を強化し、施設の適正な維持管理・運営に努めます。
郷土の森博物館管理運営事業※	・施設管理等の業務を継続して指定管理委託し、適正かつ計画的な維持管理運営に努めます。 ・府中の歴史、民俗、自然をテーマとした調査研究や博物館資料の収集、整理、保管の保全事業を進めます。 ・博物館本館常設展示室リニューアルの再開・推進を進めます。 (H26)
美術館維持管理事業	・施設の適正かつ計画的な維持管理運営に努めます。 ・美術館の設置目的と基本テーマ「生活と美術」に基づいた収集保存、企画展示、常設展示、教育普及事業とともに、市民ギャラリー、美術図書室等の充実を図ります。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 26億円

※「郷土の森博物館管理運営事業」のうち、工事等に関する部分は経常的経費とは異なるため、総事業費の算定から除いています。

5 文化・芸術活動の支援

施策48 歴史文化遺産の保存と活用

(1) 現状と課題

市民に文化財の知識と理解を深めてもらう「ふるさと府中歴史館」が開館し、これまでの発掘調査の成果や歴史的公文書を展示公開する場を提供していますが、より多くの市民に知ってもらうことと市民の協力を得て活用することが課題です。

また、熊野神社古墳については、古墳の整備と展示館、石室復元室の整備が完了し、公開事業は地元市民の協力を得て実施していますが、周辺整備工事が未完了のため、早急に駐車場などの整備を行い多くの方が来館できる施設にすることが必要です。

(2) めざす姿

市民と協働で貴重な歴史文化遺産の保存と活用を適切に行い、市内の遺跡の調査・研究を行うことで歴史文化遺産への理解を深めるとともに、歴史文化遺産を観光資源として積極的に活用し、「歴史と伝統あるまち・府中」への郷土愛を高めて、市民一人ひとりが誇りと愛着の持てるまちとなっています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
ふるさと府中歴史館入館者(人)	市民の歴史文化遺産の理解を深め、歴史的公文書を学習する機会の提供の場として、企画や展示の充実を図ることにより、入場者増を目指します。	入場者 44,152人 (H23年度)	47,000人
武蔵府中熊野神社古墳展示館(人)	全国的に希少な型の上円下方墳の墳丘や石室の復元を行い、多くの人に貴重な歴史文化遺産を公開し、入場者増を目指します。	入場者 (9月～3月) 6,674人 (H23年度)	14,600人

市民に期待すること

- ・文化財の保存・活用に積極的に参加する。
- ・市内の文化遺産に誇りを持ち、市民自らが守る活動を実施する。

(3) 施策の方向性

- ・地元市民との協働により、地域づくりの場として歴史文化遺産の活用を進めます。
- ・国史跡武蔵国府御殿地地区は「歴史と伝統あるまち・府中」を代表する場所であることから、貴重な財産である史跡の復元を行いながら、にぎわいと魅力あるまちづくりに資するため、市民等と協働でその保存、整備を進め、新たな観光資源として活用を図ります。
- ・各種文化遺産の普及・紹介活動を行う市民主体のボランティア団体の育成に努めます。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29年度の取組
埋蔵文化財保存活用事業	・発掘調査に係る市民への負担の軽減や発掘調査成果を公にした調査報告書の発行、埋蔵文化財の積極的な活用に努めます。
武蔵国府跡保存活用事業 ※	・国史跡武蔵国府跡御殿地地区の基本計画に基づいて実施設計、整備工事を行い、竣工に向けた取組を進めます。
ふるさと府中歴史館管理運営事業	・これまでに出土した貴重な遺物を展示し、文化遺産の理解を深めていただく施設として、また、歴史的公文書の保存公開施設として、市民と協働で、教育のみならず観光に活用される場所となるよう運営していきます。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 6億円

※「武蔵国府跡保存活用事業」は経常的経費とは異なるため、総事業費の算定から除いています。

6 スポーツ活動の支援

施策49 スポーツ活動の支援

(1) 現状と課題

市内各所にあるスポーツ施設を利用して多くの市民がスポーツ活動に親しんでいますが、年間を通してまったくスポーツ活動をしていない市民が、いぜんとして多くみられます。スポーツ活動をしていない市民は、男性が40歳代・女性が30歳代に多くみられます。今後、このような現状を踏まえた施策の展開が求められます。

さらに、様々なスポーツ団体の自主的活動の支援のために、各施設の運営体制を検討し、多くの団体が利用できるよう改善を図っていくことが必要となっています。健康づくりや自己実現といった目的に加えて、指導者として、スポーツ人口の拡大に努めるなどの社会貢献活動が求められます。

(2) めざす姿

市民がそれぞれのライフステージやライフスタイルに合わせて、自主的・自発的に親しむ「スポーツの生活化」が定着しています。また、自己のスポーツ活動を通し、地域社会に貢献しています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
週1回以上スポーツをする市民の割合(%)	市政世論調査結果で把握した数値です。増加を目指します。	44.7% (H22年度)	50%以上
クラブや同好会に入って活動する市民の割合(%)	市政世論調査結果で把握した数値です。クラブや同好会に加入する市民の増加を目指します。	33.2% (H22年度)	40%以上
市主催のスポーツ事業への参加者数(人)	スポーツ教室やスポーツ大会など市が主催する事業への参加者数です。増加を目指します。	299,296人 (H23年度)	315,000人

市民に期待すること

- ・市民が主体的に、健康・体力づくりのためにスポーツ活動を行う。
- ・NPO法人等は、市民のスポーツを支援する取組を行う。

(3) 施策の方向性

- ・子どもの体力向上のための取組を推進します。
- ・市民の誰もが、それぞれの体力や年齢・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも、安全にスポーツを楽しむことができる、生涯スポーツの充実に取り組みます。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29年度の取組
市民スポーツ大会等運営事業	<ul style="list-style-type: none">・市民の日頃の活動の成果の発表と参加の場を提供し、市のスポーツ振興を図ります。・市民スポーツ活動を活発にするため、日頃の活動成果を発表する機会の提供と青少年スポーツの振興に寄与した指導者の表彰を行います。・市内のトップチームの協力を得て「ボールふれあいフェスタ」を実施し、子どもたちと一流スポーツ選手との交流を図ります。体育の日に「みんなのスポーツ day」を開催し、市民に運動の機会とコミュニケーションの場を提供します。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 1億円

6 スポーツ活動の支援

施策50 スポーツ環境の整備

(1) 現状と課題

市内スポーツ施設を安心・安全な施設として快適に利用できるように整備に努めていますが、多くのスポーツ施設が老朽化しており、改修工事が必要になっています。また、「スポーツタウン府中」の実現に向けて、行政だけではなく、市民や民間等の知識や経験を十分に活用し、充実したスポーツ環境を整えるために、各種競技団体やスポーツクラブ、さらに市内の大学やトップチームとの連携を深める必要があります。

(2) めざす姿

市民のスポーツ活動を支え、機会の拡大を図るため、安全で快適な施設整備や利用者の立場で管理運営が進み、市民が自主的にスポーツ活動に親しんでいます。また、各種スポーツ振興施策の展開にあたっては、各種競技団体やスポーツクラブ、さらに市内の大学やトップチームとの連携と協働が進み様々な事業が展開されています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
大学やトップチームとの連携する事業数	パートナーシップによるスポーツ振興を図る大学やトップチームとの連携して実施する事業数	2 (H23年度)	3
指定管理者制度の導入(施設)	指定管理者制度導入の施設数です。	—	1

市民に期待すること

- ・市民が自主的に健康・体力増進に取り組む。
- ・民間事業者等による効率的、効果的な施設の管理運営に取り組む。
- ・NPO法人等は、市民のスポーツを支援する取組を行う。

(3) 施策の方向性

- ・老朽化が進む市内スポーツ施設を安心・安全な施設として快適に利用できるように整備に努めます。
- ・市内スポーツ施設のより効率的・効果的な運営を目指して指定管理者制度を導入します。
- ・教室、大会等の開催にあたっては、各種競技団体等と協働して、実施します。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26~H29 年度の取組
総合体育館管理運営事業	・市内体育施設の核となる総合体育館を快適に利用できるように維持管理します。
庭球場維持管理事業	・市内に点在する庭球場を快適に利用できるように維持管理します。
サッカー場維持管理事業	・市内に点在するサッカー場を快適に利用できるように維持管理します。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 7億円

7 学校教育の充実

施策51 幼児教育の充実

(1) 現状と課題

市内には、市立幼稚園3園、私立幼稚園17園があります。園児数は、市立幼稚園301人、私立幼稚園3,996人で、充足率は、それぞれ70.1%、102.2%となっており、幼児教育のニーズは高い水準で推移しています。

また、核家族化などにより、子育てに悩む保護者も増加傾向にあることから、保護者同士の交流の場の提供や子育て相談などの支援の必要性は高まっています。

しかし、少子化傾向が進展していくことが予想されるため、市立幼稚園においては、そのあり方を検討していくことが必要です。

(2) めざす姿

心身ともに健やかで感性豊かな幼児が育ち、家庭における子育てや基本的な生活習慣を身につける場としての教育活動が行われています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
子育てに関する相談件数(件)	潜在している子育ての悩みの解決を図り、園生活の改善やスムーズな就学に繋げるために、相談件数の増加を目指します。	781件 (H23年度)	800件
市立幼稚園園庭開放件数(人)	市立幼稚園の園庭を開園時間以外に開放し、在籍児はもとより未就園児、近隣幼児等の安全で安心して遊べる場所として提供するとともに、保護者の交流の場としての機能の測定をします。	10,487人 (H23年度)	11,000人
市立幼稚園の定員に対する充足率(%)	市立幼稚園の定員に対する充足率です。充足率の改善、もしくは充足率に見合った規模の改善を図ります。	71.7% (H23年度)	75.0%

市民に期待すること

- ・各私立幼稚園の教育方針により、多様な幼児教育の機会を市民に提供する。
- ・市立幼稚園の園庭開放などを通じて、保護者同士の交流を行い、子育てに関する情報交換などを行う。

(3) 施策の方向性

- ・市立幼稚園では、効率的な運営に努めながら、園庭開放などを通じて子どもに安全な遊び場を提供するとともに、保護者同士の交流の場としての活用を図ります。
- ・私立幼稚園では、保護者や幼稚園に対する補助事業を実施し、保護者の負担軽減を図ります。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29年度の取組
市立幼稚園運営事業	・園庭開放などを通じて、保護者同士の交流や子育て相談等を行い地域の親子のふれあいを図ります。
私立幼稚園運営支援事業	・私立幼稚園職員の研修に対する補助及び私立幼稚園園医委嘱に対する補助を行い、園児の受ける幼児教育環境の向上を図ります。
幼稚園等通園支援事業	・国・都等の補助金を活用して、園児保護者の負担軽減を図ります。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 25億円

7 学校教育の充実

施策52 教育環境の充実

(1) 現状と課題

厳しい財政状況の中、老朽化への対応をはじめとして施設・設備の更新が必要となっているとともに、メディアネットワークへの対応など、新たな教育環境の充実が難しくなっており、効率的な教育環境の充実を図ることが課題となっています。また、子どもたちの教育に関する相談件数が増加傾向にあり、特に保護者等の多様な悩みや心配事に対応するための体制整備が課題となっています。

(2) めざす姿

施設・設備などのハードの面について整備を進めるとともに、既存施設の効率的な運営を実現しています。加えて、システムや教育相談等を含めた人的配置などのソフト面についても配慮することで、充実した教育環境を構築し、児童・生徒が学ぶことの楽しさを実感しています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
教員用パーソナルコンピュータ等備品の整備割合(%)	教員数に対するパーソナルコンピュータ等備品の配置割合です。全ての教員に配備されるように増加を目指します。	90.0% (平成23年度)	100.0%
延べ相談対応件数(件)	相談室や各学校等に対応した相談件数です。現在の相談体制に教職経験者や発達心理士などの専門家を加えるとともに、福祉関係の部署との緊密な連携体制を構築し、更なる教育相談体制のネットワークの拡充を図り、増加を目指します。	12,126件 (平成23年度)	13,000件

市民に期待すること

- ・学校行事に地域、保護者が積極的に参加し、更なる活性化を図る。
- ・教育相談等の支援を得て、自立的に悩みや心配事の解決に向かう姿勢を身に付ける。

(3) 施策の方向性

- ・施設・設備などの適切な維持管理に努めるとともに、学校行事の充実や様々な支援体制の整備など、多方面から効率的な見直しを行い、学校生活において子どもたちが学ぶ楽しさを実感できる教育環境を整備します。
- ・子どもたちや保護者がもつ悩みや心配事に迅速かつ的確に対応できるよう、教育相談体制を整備し、子どもたちの健やかな成長を支援します。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29年度の取組
教育相談環境整備・活用事業	・社会的な動向や教育環境の変化により、増加及び多様化の傾向を示す相談者の悩みや心配事に的確に対応するため、相談員のスキルアップを図るとともに、面接室等を整備するなど、相談体制の充実に努めます。
教育センター管理運営事業	・効率的な運営を行う中で、学校教育施設の核として教育の振興を図り、また、公民館の役割を有する施設として、市民の生活文化向上に努めます。
ICT教育推進事業	・学校のパーソナルコンピュータなどの備品と設備の適切な維持管理と更新、整備に取り組みます。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 1.1億円

7 学校教育の充実

施策53 教育・指導内容の充実

(1) 現状と課題

学校教育においては、学力向上や道徳心の醸成、体力向上を重点課題として取り組み、学力調査及び体力調査等の平均値は都とほぼ同等の結果を示しています。しかしながら、体力の二極化傾向等も見られ、それらの課題にきめ細やかに取り組んでいく必要があります。

そのため、保護者や地域住民と一体となった取組を推進し、地域ぐるみで子どもたちの「生きる力」を育む方策をより一層強化していくことが求められています。

(2) めざす姿

子どもたちに知・徳・体の調和のとれた「生きる力」を育成することを目指して学校、保護者、地域社会が一体となって教育・指導内容を充実させることによって、変化の激しいこれからの社会を心豊かにたくましく生き抜き、郷土府中の将来を支える人材が育っています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29 年度目標値
確かな学力(都学力調査における都平均正答率との比較)	東京都が小学校第5学年児童と中学校第2学年生徒を対象に実施している学力調査において、都平均正答率を上回る結果を目指します。	小5 -0.5ポイント 中2 +2.6ポイント (平成23年度)	小5 +2.5ポイント 中2 +4.0ポイント
豊かな心(都学習状況調査における「奉仕の心」の回答率)(%)	東京都が小学校第5学年児童と中学校第2学年生徒を対象に実施している学習状況調査の「奉仕の心」に関する設問において、より多くの子どもたちが肯定感を抱くことができる結果を目指します。	小5 85.8% 中2 72.2% (平成23年度)	小5 87.5% 中2 75.0%
健やかな体(都体力調査における体力合計点の比較)	東京都が全児童・生徒を対象に実施している体力調査において、全ての学年で都平均値を上回る結果を目指します。	小学校 男子4学年 女子3学年 中学校 男子3学年 女子1学年 (平成23年度)	小学校 男女共全学年 中学校 男女共全学年

市民に期待すること

- ・学校の教育活動に関与する機会をもち、教育内容の充実や多様な体験活動の充実に参画する。
- ・地域の一員として、地域ぐるみで次世代を担う子供の育ちを支援していく。

(3) 施策の方向性

- ・子どもたちが身に付けるべき力を確実に習得できるよう、「授業改善」の取組の充実に努めます。
- ・規範意識の醸成とよりよい人間関係の構築を目指し、道徳教育と体験的な活動の充実に努めます。
- ・日常的に運動に親しみ、体を動かすことが楽しいと感じる子供を育成する取組の充実に努めます。
- ・9年間の学びと育ちをとらえた連携型の小・中一貫教育や、地域と学校が双方向で活性化を目指す府中版コミュニティスクールなど、地域ぐるみで子供たちを見守り、育てていく仕組みづくりの確立に努めます。
- ・9年間の学校教育を通して、子供たちが自分の将来に夢や希望を抱き、意欲的かつ主体的に取り組む態度や能力の育成に努めます。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29年度の取組
学校教育指導向上推進事業	・府中版コミュニティスクールを推進します。 ・研究協力校や府中市立小中学校教育研究会への支援、都や国の研究事業を受託しての教育課題への取組みを進めます。
少人数指導等事業費	・各学校の状況に応じ、より効果的で柔軟な算数・数学の少人数指導、またはチームティーチングを実施します。
特別支援教育事業	・児童・生徒一人ひとりの特別な教育的ニーズを把握し、そのニーズに的確に答えるとともに、その児童、生徒の能力や可能性を最大限に伸長する」ことを基本理念に、施策を展開します。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 8億円

7 学校教育の充実

施策54 学校給食の充実

(1) 現状と課題

給食センター施設の老朽化等に伴い、耐震性や安全性を備え、また学校給食衛生管理基準及び大量調理施設衛生管理マニュアルに適合した、より衛生面を考慮した施設の整備が求められています。

安全でおいしい給食の提供を継続することとあわせて、学校と連携し、学年に応じた食育の取組を進めるとともに、府中産農産物の使用割合の増加に努めることや、食物アレルギーに対応した給食の充実を図ることが必要です。

(2) めざす姿

小・中学校の児童・生徒に、安全でおいしいバランスの取れた給食を提供することにより、子どもが健全に成長しています。また、子ども達が日常生活における食事についての正しい理解と望ましい食習慣を身につけ、食を通しての教育を受けています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
地場産農産物の使用品目数・使用割合(%)	学校給食で使用している府中産農産物の使用割合です。増加を目指します。	19品目 6.6% (H23年度)	20品目以上 8%以上
給食を食べ残した児童・生徒の割合(%)	給食を食べ残した児童・生徒の割合です。減少を目指します。	18.2% (小学校) 13.0% (中学校) (H23年度)	15%以下 (小学校) 10%以下 (中学校)

市民に期待すること

- ・家庭での食習慣教育、学校の給食の時間の食を通じた教育に、それぞれが主体的に取り組む。
- ・給食費の未納については、給食食材に反映することを理解し、学校・保護者会などでも未納防止に取り組む。

(3) 施策の方向性

- ・府中産農産物の使用割合の増加を図ることにより、生産者の顔の見える安全でおいしい給食を提供し、献立に反映するなど、子どもたちへの学校給食を通じた食育をさらに推進します。
- ・食物アレルギーに対応した給食の充実を図ります。
- ・耐震性や安全性を備え、学校給食衛生管理基準等に適合したより衛生面を考慮した施設を整備します。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29 年度の取組
食育推進事業	・給食センターで提供する給食についての PR 及び食教育に努めます。
給食施設管理運営事業※	・安全でおいしい給食を提供でき、学校給食衛生管理基準等に適合し、食物アレルギーに対応した施設の整備を進めます。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 24億円

※「給食施設管理運営事業」のうち、工事等に関する部分は経常的経費とは異なるため、総事業費の算定から除いています。

7 学校教育の充実

施策55 児童生徒の健康づくりの推進

(1) 現状と課題

健康診断や相談を通じて児童・生徒の健康づくりに努めていますが、健康づくりの基本となる生活習慣の確立は、学校、家庭、地域が協働して取り組んでいくことが求められています。また、アレルギー疾患はまれな疾患ではなく、児童・生徒に対する取り組みを進めていくには、学校生活での配慮や管理に生かすことができる児童・生徒のより詳細な情報を把握していく必要があります。

(2) めざす姿

児童・生徒の健康管理や安全に対する教育が充実され、適切な生活習慣を育み、児童生徒が自ら進んで健康の保持増進と体力の向上に努めています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
健康診断の受診率(%)	児童・生徒の健康診断の受診率です。すべての児童・生徒が受診することを目指します。	99.1%	100.0%

市民に期待すること

- ・学校医、学校歯科医及び学校薬剤師等とのさらなる連携により、定期検診を円滑に実施するとともに、保護者を通じて学校に届けられる情報の共有化等を図りながら、児童・生徒の学校生活を安全安心なものとしていく。

(3) 施策の方向性

- ・児童・生徒のさらなる健康増進のため、多様化する生活習慣に対応した広範囲な健診検査を実施するとともに、各学校での定期検診を通して疾患の早期発見を図り、食育事業や体育の授業などを通じて健康づくりの推進に努めます。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29 年度の取組
小中学校健康診断関連事業	・核家族化や少子化等の影響から、学校、家庭、地域が協働して取り組んでいくことが求められている中、児童・生徒の健康づくりの基本となる生活習慣の確立やアレルギー疾患へ対応するため、保護者を通じて学校に出された情報等の共有化を図りながら児童・生徒の学校生活を安全安心なものとしていきます。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 2億円

7 学校教育の充実

施策56 学校施設の保全

(1) 現状と課題

学校施設の構造体については、耐震改修を前倒しで実施し、平成25年度すべてにおいて耐震化工事が完了しています。しかし、大規模な地震の際には、構造体の被害が軽微な場合でも、落下物や転倒物の被害が発生する可能性があります。このため、計画的に非構造部材*の耐震化を実施し、児童・生徒の安心、安全を図ることが求められます。

(2) めざす姿

校舎などの外壁や天井などの耐震対策を施し、学校施設の設備等の適切な維持管理を行うことで、児童・生徒が安全に安心して快適に学べるようになっていきます。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
学校施設の非構造部材の耐震化率(%)	非構造部材が耐震化されている小中学校の割合です。増加を目指します。	—	75.0%
学校水道(水飲栓)の直結給水化率(%)	水道が直結給水化されている小中学校の割合です。増加を目指します。	12.1% (H23年度)	60.0%

*「非構造部材」とは、構造設計・構造計算の主な対象となるいわゆる構造体(骨組み)と区分した天井材、外装材、照明器具等のことをいいます。(文部科学省「耐震化ガイドブック」より抜粋)

市民に期待すること

- ・学校の施設、設備を適切に維持管理するため、学校と地域がより連携を深める。

(3) 施策の方向性

- ・児童・生徒の学習環境を快適にするため、学校施設、設備等の維持管理を計画的に進めます。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29 年度の取組
小・中学校校舎等整備事業 ※	<ul style="list-style-type: none">・外壁塗装、屋上防水を実施します。・施行後の維持管理方法を検証をしたうえで、小学校の校庭芝生化を進めます。・小中学校の直結給水化を進めます。
学校施設非構造部材耐震化事業※	<ul style="list-style-type: none">・非構造部材の耐震化を図ります。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 10億円

※「小・中学校校舎等整備事業」のうち、工事等に関する部分は経常的経費とは異なるため、総事業費の算定から除いています。

※「学校施設非構造部材耐震化事業」は経常的経費とは異なるため、総事業費の算定から除いています。

8 青少年の健全育成

施策57 青少年の健全育成

(1) 現状と課題

青少年問題協議会や青少年対策地区委員会、学校、PTA、警察などの関係機関と連携した地域ごとに行うパトロール、青少年健全育成協力店の協力などによる環境浄化活動、児童相談所などの関係機関との連携による相談体制の充実化を図ってきました。しかしながら、青少年を取り巻く環境の変化や犯罪の凶悪化、低年齢化は進んでおり、その一方で、引きこもりやニートと呼ばれる若者の急増についても問題になっています。

今後は、今まで以上に青少年や若者の特性を理解し、一人ひとりが健全育成という最大の目的を理解し、青少年らが健やかに生活できるよう、地域一体となり、関係機関等と連携して対応していく必要があります。

また、各小学校区22か所に設置された施設で運営を行っている学童クラブについては、放課後子ども教室との連携を図り、放課後の児童の健全育成に繋げることが求められています。

(2) めざす姿

家庭・学校・地域社会が連携して、青少年健全育成活動や地域の環境浄化活動を行い、多様な体験活動や活動拠点が提供されて、青少年が健全に育成される望ましい社会環境が整備されることにより、青少年らは心身ともに健やかに育っています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
青少年対策地区委員会事業参加者数(人)	青少年対策地区委員会は、青少年の健全育成を目的に、市内11の各中学校区に分かれて、啓発活動、ふれあい活動等を活発に行っています。同委員会事業への青少年の参加の維持に努めます。	11,408人 (H23年度)	11,500人
健全育成協力店の店舗数(店)	青少年を取り巻く有害情報や青少年の様々な問題行動に対処し、青少年の健全育成に対する良好な環境の確保と非行等の防止を図るため、協力店の増加に努めます。	144店 (H23年度)	170店

市民に期待すること

- ・ 青少年対策地区委員会を中心として、自治会・PTA・老人クラブ等、地域一体で青少年健全育成活動を行う。
- ・ 健全育成協力店の協力のもと、青少年の喫煙や飲酒等の行為に対して声掛けを実施するなど、青少年を取り巻く環境を良好なものとし、非行防止を図る。
- ・ 児童相談所等の関係機関との連携を強化する。

(3) 施策の方向性

- ・ 青少年対策地区委員会の健全育成活動をさらに活発なものとするため、家庭・学校・地域・警察等との連携を強固なものとし、支援していきます。
- ・ 市の施設、各文化センター、学校等を活動の場として、多種多様な施策の実施・充実化を図るとともに、中高生の居場所作りに配慮します。
- ・ 市が主導的な役割を果たしながら、青少年健全育成協力店の協力のもと、青少年をとりまく社会環境の浄化、非行防止等に地域と一体となって努めていきます。
- ・ 児童相談所や女性センターをはじめ、相談内容に応じて適切な窓口での対応が出来るように、関係各課、NPO法人等の関係機関との連携を図り、体制を充実させます。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29年度の取組
青少年健全育成事業	<ul style="list-style-type: none">・ 指定店舗に対する全店加入を促進し、青少年を取り巻く環境の整備に努めます。・ あらたに標章、ステッカー等を作成し、店舗に対する制度の周知を図り、協力店の増加に努めていきます。・ 健全育成という目的達成のため、青少年問題協議会、青少年対策地区委員会、学校、PTA、警察などの関係機関と連携し、啓発活動、環境浄化活動、ふれあい活動等の各種活動を実施していきます。
青少年総合相談運営事業	<ul style="list-style-type: none">・ 都、庁内関係課、NPO等の関係機関等とのネットワークを構築し、若者の自立に向けた環境調整に努めます。・ 引きこもりやニート等の状況にある本人、保護者等の第三者向けの講座や相談会を実施していきます。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 〇. 4億円

9 市民との協働体制の構築

施策58 地域コミュニティの活性化支援

(1) 現状と課題

人と人とのふれあいや地域社会への愛着・関心、地域社会を支える共同体の機能を深めるため、各文化センターで地域まつりや地域文化祭を実施しています。しかし、転入者の増加に対し事業への参加者は横ばいとなっており、新しく市民となった方が、気軽に文化センターを利用し、事業に参加することが課題です。

(2) めざす姿

文化センターを中心とした市民主体のコミュニティ活動が行われ、地域住民のふれあいが深まり、心豊かな明るい地域社会が形成されています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
文化センター利用者数(人)	各地域でのコミュニティ活動の拠点となる文化センターの利用者を測定します。センター利用者数の増加を目指します。	955,507人 (H23年度)	976,000人
各文化センター圏域でのコミュニティ事業参加者数(人)	地域まつりなど、各圏域で行われているコミュニティ活動への参加者数を測定します。事業への参加者数の増加を目指します。	225,973人 (H23年度)	231,000人

市民に期待すること

- ・地域のコミュニティ活動を市民が主体的に行う。
- ・コミュニティ協議会の更なる自主運営を行う。

(3) 施策の方向性

- ・文化センターの利用者及びコミュニティ事業の参加者数を増やすため、地域と連携を行い、地域の特性に合わせた事業を展開していきます。
- ・地域の特性を生かした事業の企画・運営を行うため、各文化センター圏域のコミュニティ協議会や自治会などの組織基盤・連携体制を強化していきます。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29 年度の実施
コミュニティ圏域内地域交流促進事業	・地域住民の交流とふれあいの場を広げ、コミュニティ活動を活発にするため、住民が各種イベントを通して地域に親しみ、住民同士のふれあいの機会を提供します。
コミュニティ事業運営事業	・子ども、高齢者を対象にした事業を行い、趣味や教養を高めながら合わせて住民相互の交流を深め、コミュニティづくりを進めます。
地域コミュニティ活動活性化支援事業	・府中市自治会連合会に対し補助金を交付することにより、自治連の活動を補助・支援し、地域社会における住民自治の振興と市民生活の向上を図ります。 ・自治会等が所有する公会堂の維持管理において、市が助成することにより、地域住民の公共福祉の増進を図ります。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 2億円

9 市民との協働体制の構築

施策59 民間活力による地域貢献活動の促進

(1) 現状と課題

NPO・ボランティア団体数は年々増加しており、様々な分野において市とNPO・ボランティア団体との協働・連携が進んでいます。また、多くの大学や企業等と提携し、様々な協働・連携事業を実施しています。

今後は、活動的なシニア層を含めたさらに多くの市民が地域貢献活動に参加し、市民主体のまちづくりがより一層進むよう、団体への情報提供や支援の充実、市民活動拠点施設の拡充などが必要となります。また、NPO・ボランティア団体、自治会、大学、企業等が有する知的・人的・物的資源の地域への還元を促進するため、協働・連携事業をさらに拡充していく必要があります。

(2) めざす姿

NPO・ボランティア団体、自治会、大学、企業等、行政が相互に協働・連携し、各組織が有する知的・人的・物的資源が地域に還元され、市民主体のまちづくりが進み、地域社会が発展しています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
登録NPO・ボランティア団体数(団体)	市に登録のあるNPO・ボランティア団体の数です。各団体が活発に活動できるように支援し、団体数の増加を目指します。	105団体 (H23年度)	129団体
市とNPO・ボランティア団体が協働実施している事業数(事業)	市とNPO・ボランティア団体の協働により実施している事業の数です。協働・連携体制を構築し、協働事業数の増加を目指します。	82事業 (H23年度)	88事業
市と大学や企業等が協働実施している事業数(事業)	市と大学や企業等の協働により実施している事業の数です。協働・連携体制を構築し、協働事業数の増加を目指します。	30事業 (H23年度)	36事業

市民に期待すること

- ・より多くの市民が地域貢献活動に参加する。
- ・より多くのNPO・ボランティア団体がNPO・ボランティア活動センターを活用し、団体の組織力を高める。
- ・NPO・ボランティア団体、自治会、大学、企業等の有する専門的知識・技術等を積極的に地域に提供する。

(3) 施策の方向性

- ・より多くの市民が地域貢献活動に参加するとともに、NPO・ボランティア団体がより活発に活動できるよう、情報提供や支援の充実を図ります。
- ・市民活動拠点施設の拡充に向けて、府中駅南口第一地区第一種市街地再開発事業における保留床の活用方法を検討します。
- ・NPO・ボランティア団体、自治会、大学、企業等、行政間の協働・連携に必要なネットワークを構築するため、コーディネート機能の充実を図ります。
- ・新たな分野における大学や企業等との協働・連携事業を検討するとともに、新たな大学や企業等との協働・連携体制を構築し、大学や企業等の地域貢献活動の促進を図ります。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29年度の取組
NPO・ボランティア活動支援事業	・NPO・ボランティア団体への活動支援を強化します。
大学・企業連携事業	・現在実施している大学や企業等との協働・連携事業については、引き続き事業の推進に努めます。 ・大学や企業等に働きかけ、新たな分野での協働・連携事業の検討や、協働・連携先大学・企業等の新規開拓に努めるなど、協働・連携体制の拡充を図ります。
府中駅南口第一地区再開発 市民活動拠点施設整備事業※	・NPO・ボランティア団体など市民活動団体の活動場所となる市民活動拠点施設を整備します。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 3億円

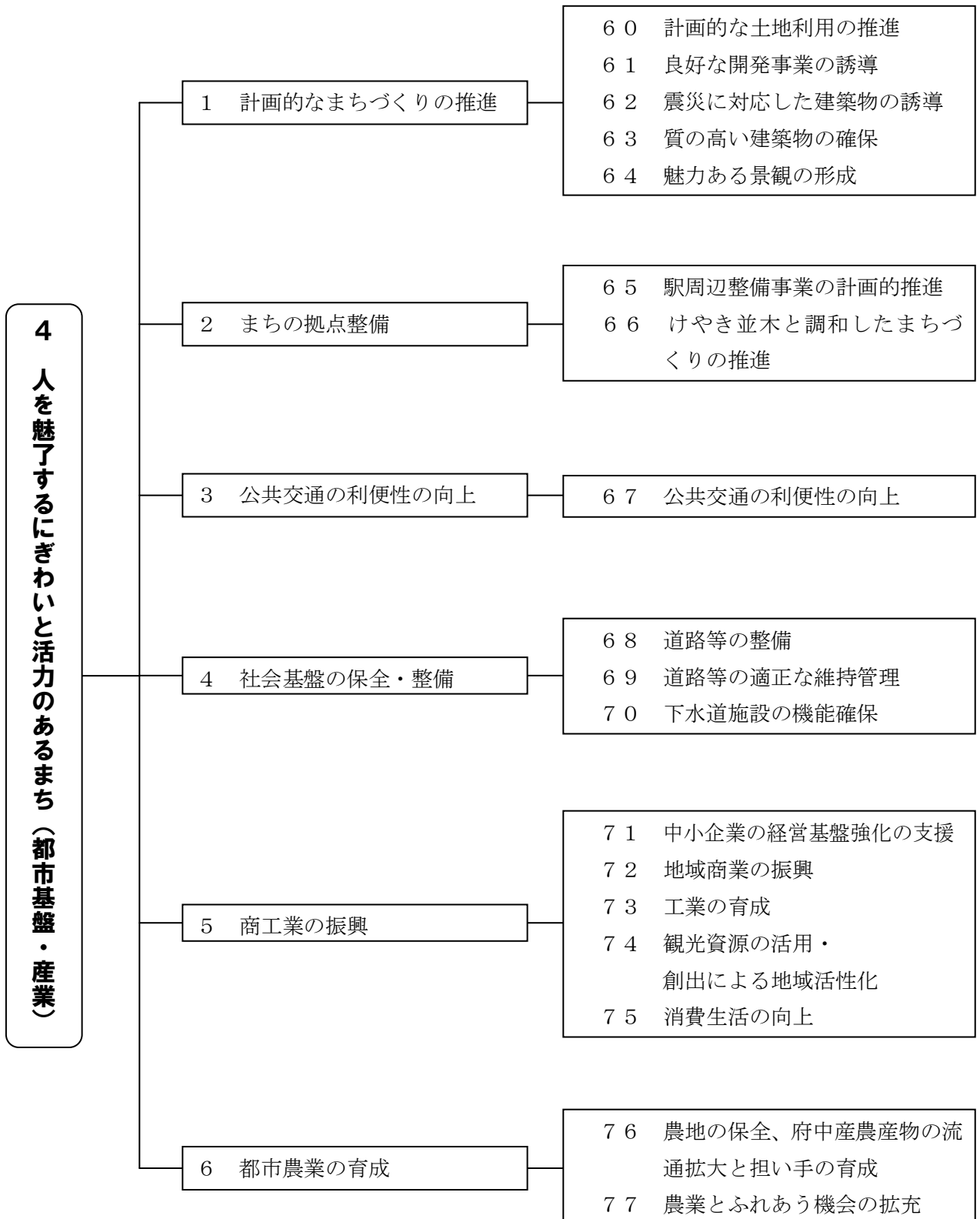
※「府中駅南口第一地区再開発 市民活動拠点施設整備事業」は経常的経費とは異なるため、総事業費の算定から除いています。

4 人を魅了するにぎわいと活力のあるまち（都市基盤・産業）

基本目標

基本施策

施策



1 計画的なまちづくりの推進

施策60 計画的な土地利用の推進

(1) 現状と課題

最近の土地利用状況を見ると、農地などのまとまった土地を転用した住宅地が増加する傾向にあります。それに伴い、大規模開発による地域環境の変化、ミニ開発による敷地の細分化、緑地の減少などの問題が表面化してきています。こうした問題に対処し、良好な住環境に配慮したまちづくりを進めていくためには、地域のニーズに配慮した施設の誘致、土地の細分化の防止やゆとりある空間をつくるための仕組みづくり、大規模な空地における整備計画の進捗状況等の情報発信など、様々な側面に配慮した計画的な土地利用を市民や事業者と協働で推進していくことが必要です。また、市民が主体的に行うまちづくりについて、柔軟できめの細かい支援を行うことが課題です。

(2) めざす姿

自然環境などに配慮した快適なまちづくりが計画的に進められ、市民・事業者との協働による地域の特性をいかした、調和のとれた適切な土地利用がなされています。また、市民の主体的なまちづくり活動を支援することにより、市民発意による良好なまちが形成されています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
地区計画の決定地域の面積(ha)	地区ごとの特性に応じた地区計画を決定し、市街化区域内全域の地区計画決定を目指します。	61.5ha (H23年度)	76.5ha
活動助成団体数及び専門家の派遣団体数(団体)	活動助成や専門家派遣を行った市民主体のまちづくり活動を行う団体数です。3か年につき、1団体への支援を目指します。	1団体 (H23年度)	3団体
市民と市が協働するまちづくりに満足している市民の割合(%)	市民意識調査結果で把握した数値です。増加を目指します。	6.0% (H23年度)	8.0%

市民に期待すること

- ・地域の特性をいかした住みよいまちづくりを実現するため、地区計画等の原案の申し出制度やまちづくり支援制度を活用しながらまちづくりを進めていく。

(3) 施策の方向性

- ・「府中市都市計画マスタープラン」におけるまちづくり方針及び地域別まちづくり方針に基づき、地域の特性をいかしたまちづくりを推進します。
- ・まちづくりを重点的、優先的に進める必要がある地区をまちづくり「誘導地区」に指定するとともに、「誘導計画」を策定し、市民、事業者との協働によるまちづくりを進めます。
- ・まちづくり活動を担う団体を広く対象として、研究・活動経費の助成や専門家の派遣等の支援を行うとともに、きめの細かい情報提供や助言・指導を行います。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29年度の取組
市街地整備計画作成事業	<ul style="list-style-type: none">・都市計画マスタープランに基づき、地域の特性をいかしたまちづくりの推進を行います。・総合計画に即した都市計画マスタープランの時点修正を行います。(H26、27)・都市計画マスタープランの実施状況を確認し、行政評価を行います。(H28、29)・地域地区見直し及び都市計画変更手続きを行います。・都市計画変更に伴う都市計画図を作成します。(H27)・周辺環境に配慮した良好なまちづくり形成を図るまちづくり誘導地区を指定及び誘導計画を策定します。・住民提案型の地区計画の策定手続きを行います。
地域まちづくり事業	<ul style="list-style-type: none">・地区計画の原案の作成や景観協定等の締結などを行うまちづくり活動団体に対し、専門家の派遣を行います。
まちづくり活動助成事業	<ul style="list-style-type: none">・地区計画の原案の作成や景観協定等の締結などを行うまちづくり活動団体に対し、活動経費の助成をします。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 0.5億円

1 計画的なまちづくりの推進

施策6-1 良好な開発事業の誘導

(1) 現状と課題

開発事業については、府中市地域まちづくり条例に基づき、地域特性を踏まえた開発事業への誘導を行い良好なまちづくりを推進しています。しかしながら、大規模な開発事業については、周辺環境に及ぼす影響が大きいことから市民と事業者との協働による開発事業地周辺のまちづくりが求められています。

(2) めざす姿

府中市地域まちづくり条例に基づき、まちの環境に大きな影響を与える大規模な土地取引の動向を把握し、まちづくりの方針に基づいた適正な土地利用の開発事業が行われ、景観と周辺環境に配慮した良好なまちが形成されています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
開発事業と併せて地区計画等を決定した件数(件)	地域まちづくり条例に基づく開発事業と併せて地区計画、景観協定、建築協定を決定した件数で、増加を目指します。	14件 (H23年度)	26件

市民に期待すること

- ・市で策定している地域まちづくり条例、指導要綱、配慮指針等を理解し、住みよいまちづくりの実現に努める。

(3) 施策の方向性

- ・大規模土地取引行為の動向を事前に把握して、土地利用方針に基づいた良好な開発事業へと誘導していくとともに、一定規模以上の民間の開発事業については、景観や周辺環境への適切な配慮がなされ、近隣住民の理解を得るための十分な手続きを踏むよう指導し、必要に応じて助言、勧告等を行いながら、開発事業地周辺も含めた市民と事業者との協働によるまちづくりを推進していきます。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26~H29 年度の取組
開発誘導事業	<ul style="list-style-type: none">・大規模な土地に対する取引行為及び開発事業に対し、土地利用方針に基づいた良好な開発事業となるよう協議・指導を行い、条例に基づき手続きを行います。・地域の特性をいかした住みよいまちづくりを実現するため条例に基づき協議を行います。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 〇. 1 億円

1 計画的なまちづくりの推進

施策62 震災に対応した建築物の誘導

(1) 現状と課題

公共施設の耐震化や民間住宅などの耐震化への支援を順次行っています。しかし、想定される首都直下地震などによる被害の拡大を防ぐためには、民間住宅の耐震化をより一層促進することや、震災時に重要な役割を担う緊急輸送道路が建築物の倒壊により閉塞されることのないよう沿道建築物の耐震化を促進すること、さらには、地震による火災の延焼を防ぐため民間住宅などの防火化を進めることにより、災害に強いまちづくりを実現していく必要があります。

(2) めざす姿

市民が震災に備える意識を高く持ち建築物の耐震化・防火化を進めることにより、震災に対応した建築物が増え、災害に強いまちづくりが進んでいます。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
住宅耐震化率(%)	民間住宅の総数に対し、耐震性を有する住宅の割合で、増加を目指します。	84.9% (H23年度)	92.0%
緊急輸送道路沿道建築物耐震化率(%)	緊急輸送道路に敷地が接し一定の高さを有する建築物の総数に対し、耐震性を有する建築物の割合で、増加を目指します。	—	94.0%

市民に期待すること

- ・震災に備える意識を高く持つ。
- ・建築物の耐震化や防火化に積極的に取り組む。

(3) 施策の方向性

- ・公共施設の耐震化を進めます。
- ・建築物の耐震化や防火化に関する意識が高まるよう、市民への普及啓発活動に努めます。
- ・震災に対応した建築物を確保するため、建築物の耐震化や民間住宅などの防火化を行う市民の取組を支援します。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26~H29 年度の取組
建築物耐震化促進事業	<ul style="list-style-type: none">・耐震化へ向けた普及啓発活動を行います。・昭和 56 年 5 月以前に建築された木造住宅の所有者が行う耐震診断及び耐震改修等の費用の一部を助成し、耐震化を支援します。・昭和 56 年 5 月以前に建築された特定緊急輸送道路沿道建築物の所有者が行う耐震改修等の費用の一部を助成し、耐震化を支援します。(H26~H27)

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 12億円

1 計画的なまちづくりの推進

施策63 質の高い建築物の確保

(1) 現状と課題

災害に強いまちづくりをより一層推進していくことが急務となっており、建築物の安全性・安心性を確保するため、完了検査の合格率の向上による適正な建築行為の促進、及びデパート、ホテル、病院など、不特定多数の人が利用する特殊建築物の定期的な調査報告制度の強化が重要です。また、震災後のエネルギー需給の変化及び市民のエネルギー・地球温暖化に関する意識高揚等を踏まえ、建築物の長寿命化や省エネルギー化、低炭素化を促進し、環境に配慮したまちづくりを推進する必要があります。

(2) めざす姿

災害に強い安全で安心なまちづくりを推進するため、市民や事業者が良好な建築行為の確保に努めています。

また、建築物の長寿命化や省エネルギー化、低炭素化の促進を図るなど、環境に配慮したまちづくりに市と協働で取り組んでいます。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
検査済証交付率(%)	建築確認を申請した建築物のうち完了検査により安全性が確認され検査済証を交付されたものの割合で、全ての建築物での実施を目指します。	90.9%(H22年)	100.0%
長期優良住宅認定率(%)	新築した一戸建ての住宅のうち、長期にわたる耐震性能、維持管理の容易性及び省エネルギー性能を有した住宅の割合で、増加を目指します。	14.9%(H22年)	40.0%

市民に期待すること

- ・地域の特性を反映した質の高い建築物を計画する。
- ・建築物の長寿命化や省エネルギー化に努め、環境に優しいまちづくりを推進する。
- ・適正な建築行為を遵守するとともに、災害に強いまちづくりに協働参加する。

(3) 施策の方向性

- ・より安全性の高い建築物を確保し、災害に強いまちづくりを推進するため、検査済証交付率の向上に向けた啓発活動や指導を強化します。
- ・長寿命化や省エネルギー化、低炭素化に配慮した建築物に誘導するため、市民との協働による快適な質の高いまちづくりを実現します。
- ・災害時の影響が大きい特殊建築物や昇降機などの定期調査報告制度の強化を図ることにより、市民や事業者が建築物の適正な維持管理に努め、防災の意識が高まる取組を展開します。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29年度の取組
特定行政庁所管事業	<ul style="list-style-type: none">・建築審査会委員の改選を行います。・関係機関と連携したパトロールを強化します。
建築指導事務	<ul style="list-style-type: none">・他の行政庁との連携を強化します。・まちづくりと連携した認定制度等の活用を促進します。・建築物の長寿命化、低炭素化を推進します。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 0.3億円

1 計画的なまちづくりの推進

施策64 魅力ある景観の形成

(1) 現状と課題

これまで、景観法による景観行政団体として「府中市景観条例」の制定や「府中市景観計画」の策定により、けやき並木や浅間山、多摩川などの緑豊かな景観の保全とともに、歴史と文化を感じる景観づくりを誘導してきました。

大規模マンションの建設等の際は、地域の環境や景観の特性との調和に配慮し、より良い環境とまちなみ景観に貢献することが望まれます。このため、自然、歴史、文化などが融合した府中らしさのある景観の形成が求められています。

(2) めざす姿

市民の景観に対する理解が深まり、市民や事業者と連携し、守り育てた地域の特徴をいかした優れた景観があります。また、市民の生活にやすらぎと潤いを与え、市民が愛着を持つ魅力ある緑豊かな景観が形成されています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
まちなみや景観がよく保全されていると感じている市民の割合(%)	市民意識調査結果で把握した数値です。増加を目指します。	58.8% (H23年度)	65.0%
開発事業等における景観協定面積(ha)	開発事業等において景観協定を締結した面積です。増加を目指します。	23.2ha (H23年度)	26ha

市民に期待すること

- ・ 景観に対する理解を深め、優れた景観の形成と保全に努める。

(3) 施策の方向性

- ・ 各種事業の展開により、市民や事業者の景観形成に対する意識の啓発を行うとともに、景観行政団体として景観条例により積極的に魅力ある景観づくりに取り組みます。
- ・ 開発事業などが計画される地域を対象として、色彩、広告物などに関する景観ガイドラインを充実し、市民や事業者に対して良好な景観への配慮を求めることにより、良好な景観の形成を進めます。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26~H29 年度の取組
景観施策推進事業	<ul style="list-style-type: none">・ 都市景観協定締結地区への説明・支援を行います。・ まちづくり学習を実施します。・ けやき並木景観形成方針の検討・策定・周知などを行います。・ 景観賞を実施します。(H26)

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 0.3億円

2 まちの拠点整備

施策65 駅周辺整備事業の計画的推進

(1) 現状と課題

府中駅南口第一地区は、道路も狭く、老朽化した木造の建物が混在し、防災上も危険であることから、第一地区市街地再開発組合を支援し、隣接するけやき並木との調和や保全を両立させながら、再開発事業としての施設建築物や公共施設を完成することが重要です。

また、分倍河原駅周辺は、JR南武線及び京王線による地域の分断の課題があるほか、駅北側の商業地及び駅前空間の整備が求められています。

(2) めざす姿

府中駅周辺は、中心拠点に相応しい商業・業務・公共の各施設が整備され、市の緑、歴史、文化を象徴する国指定天然記念物「馬場大門のケヤキ並木」と調和した魅力あるまちづくりが、市民の憩いの空間を創出し、多くの人々が集い、にぎわいを見せています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
府中駅南口地区第一種市街地再開発事業の進捗率(%)	府中駅南口地区第一種市街地再開発事業の事業区域面積に占める事業済面積の割合です。事業の完了を目指します。	70.0% (H23年度)	100.0%

市民に期待すること

- ・府中駅南口地区では、市のシンボルである「馬場大門のケヤキ並木」と調和を図りながら、市の表玄関として、また、中心商業地としてのまち並みを形成し、にぎわいと魅力あるまちづくりを推進する。

(3) 施策の方向性

- ・府中駅南口第一地区の再開発事業が完了することにより、すでに完了している第二、第三地区とあわせ府中駅南口地区再開発事業の完了を目指します。
- ・分倍河原周辺のまちづくりについて基盤整備を含めた検討を行います。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29年度の取組
府中駅南口再開発推進事業	<ul style="list-style-type: none">・第一地区市街地再開発組合の支援・第一地区公共施設工事（H26～H28）・第一地区本体工事（H26～H28）

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 131億円

2 まちの拠点整備

施策66 けやき並木と調和したまちづくりの推進

(1) 現状と課題

けやき並木の一部では、水分や養分の不足などによる樹木の衰退が進んでいることから、けやき並木の保護対策を進めるとともに、けやき並木の植生や景観に配慮した周辺環境を創出する必要があります。

また、けやき並木周辺を安全で快適な空間とするため、けやき並木通りの歩行者専用道路化に向けた取組を推進するとともに、けやき並木を活用し、市内外から多くの人々が訪れる賑わいと魅力あふれるまちづくりを推進する必要があります。

(2) めざす姿

市のシンボルである「国指定天然記念物馬場大門のケヤキ並木」を次世代に継承するため、けやき並木が良好な状態で保護されています。また、けやき並木周辺が安全で快適な空間となり、多くの人々が集い、憩い、けやき並木周辺に賑わいが生まれています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29 年度目標値
次世代に古木となるけやき後継樹の本数(本)	高密度に生育する個体間の被圧がけやきの成長を阻害する要因であることから、阻害となる個体の除去を進めます。古木が立ち並ぶ歴史的な並木景観の形成を目指します。	203本 (H23年度末)	157本
けやき並木周辺における来場満足率(%)	けやき並木をいかした地域振興策として、商店会等と連携しイベント開催など周辺の賑わいを創出します。	—	20.0%
けやき並木通り沿道建築物の壁面後退の割合(%)	けやき並木通り沿道建築物の後退・接道延長をけやき並木通り沿道建築物の接道延長で除すことで求めました。壁面後退を進めます。	40.0% (H23年度末)	50.0%

市民に期待すること

- ・ けやき並木の植生や景観に配慮した周辺環境の整備に協力する。
- ・ けやき並木の保護管理に参加する。
- ・ けやき並木周辺で実施されるイベント等に協力・参加する。

(3) 施策の方向性

- ・ けやき並木の保護対策として、けやき並木の適切な維持管理を行うとともに、生育環境の改善を進めます。また、次世代後継樹の育成を推進します。
- ・ けやき並木の植生や景観に配慮した周辺環境を創出するため、けやき並木通り沿道の建築物や広告物等に対する規制や指導を強化します。
- ・ けやき並木通りの歩行者専用道路化に向けて、けやき並木周辺の道路整備等を進めるとともに、けやき並木通りの段階的な車両交通規制を実施します。
- ・ けやき並木を活用した賑わいと魅力あふれるまちづくりを推進するため、けやき並木周辺に市民の憩いの空間を創出します。また、けやき並木の保護管理やけやき並木周辺のイベント等を市民と協働で実施します。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26~H29 年度 of 取組
けやき並木周辺整備事業	・ けやき並木通りの歩行者専用道路化に向け、既存道路を拡張し、代替機能を有する道路を新設します。
馬場大門ケヤキ並木保護対策事業	・ 年 2 回樹木医による巡回監視のほか、総合的な保護対策の業務を委託します。
けやき並木通り車両交通規制事業	・ けやき並木通りの歩行者専用道路化に向けた試行的な車両交通規制を実施し、安全な歩行空間を確保します。 ・ 車両交通規制を実施する区間の延伸、日時の拡大を検討するとともに、警備体制を拡大します。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 4億円

3 公共交通の利便性の向上

施策67 公共交通の利便性の向上

(1) 現状と課題

交通不便地域の解消や高齢者等交通弱者の交通手段の確保などを目的として、コミュニティバスを運行しています。また、鉄道やバスの利便性の向上や関連施設の整備について、鉄道事業者やバス事業者に対して要望を行っています。

利便性の向上については、社会情勢の変化や都市基盤の整備状況を鑑み、対応を検討する必要があります。

(2) めざす姿

鉄道やバスなどの公共交通の利便性や関連施設の整備が向上し、市民誰もが円滑に移動を行えます。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
公共交通機関が利用しやすいと感じている市民の割合(%)	市民意識調査結果で把握した数値です。増加を目指します。	38.4% (H23年度)	50.0%
コミュニティバスの年間利用者数(人)	運営経費に占める補助金の投入割合を縮小する施策として、利用者数の増加を目指します。	1,747,950人 (H23年度実績)	2,000,000人

市民に期待すること

- ・公共交通機関を積極的に利用するとともにその利便性向上のためのアイデアを創出する。

(3) 施策の方向性

- ・コミュニティバスについては、誰もが利用しやすいよう、市民ニーズや利用状況の適切な把握に努めながら運行します。また、鉄道やバスの利便性の向上や関連施設の整備について、鉄道事業者やバス事業者に対して要望をするとともに、利用者である市民や事業者との連携を図ります。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26~H29 年度の取組
コミュニティバス運行補助事業	・運行会社である京王バス中央株式会社と連携し、利用者増に向けて様々な啓発活動を実施します。
鉄道等整備要請事業	・新たなニーズも含め、公共交通の利便性の向上に向け、継続して要望します。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 4億円

4 社会基盤の保全・整備

施策68 道路等の整備

(1) 現状と課題

市施行及び東京都施行の都市計画道路の整備を進めておりますが、未整備路線があります。また市内に残る狭あい道路は緊急時の対応に支障をきたすおそれがあります。これらの道路の早期の整備が求められています。

舗装面の老朽化等が原因で、車の走行による騒音及び振動が発生しています。また、道路の冠水は市民生活に大きな影響を及ぼすため、雨水を効率よく処理するとともに、地下に浸透させるなど、環境への配慮が望まれています。

(2) めざす姿

市民生活と地域経済活動の向上に大きく寄与する道路交通を実現するため、市内における都市の骨格となる都市計画道路、幹線道路網などが、バリアフリーに基づき整備され、歩行者空間のユニバーサルデザインを推進し、全ての人が安全で安心な公共施設への移動が確保されています。また、車の走行による騒音、振動を低減する環境に配慮した舗装を採用することにより、市民が快適に暮らせます。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
都市計画道路の事業進捗率(%)	都市計画道路事業で府中市が施行する計画決定延長に対する完成延長の割合です。着実な進捗を目指します。	87.4% (H23年度)	91.3%
市内の狭あい道路の割合(%)	市内全域の道路調書での狭あい道路が占める割合です。減少を目指します。	10.4% (H23年度)	8.3%
騒音や振動の防止に対する評価(%)	第43回市政世論調査結果(平成23年)で把握した不満足に対する数値です。減少を目指します。	19.4% (H23年度)	17.2%以下

市民に期待すること

- ・土地所有者、関係者は道路整備事業に理解、協力する。
- ・自治会、地域住民は、工事施工に理解、協力する。

(3) 施策の方向性

- ・すべての人が安全で快適に歩行移動できるよう、ユニバーサルデザインを推進し、歩行者等の道路交通の円滑化を図るためバリアフリーに基づく道路整備事業を計画的に行ないます。また、東京都施行の都市計画道路については、東京都へ今後も継続的に要請します。
- ・土地所有者などの理解と協力を得る中で、これまでと同様に狭あい道路の解消に努めます。
- ・既存道路の車の走行による騒音・振動を低減させる舗装の改修を計画的に進めます。また、道路に降った雨水を効率的に処理するとともに、地下浸透など環境に配慮した機能性を持った道路舗装を進めます。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29年度の取組
道路新設・拡幅改修整備事業※	・道路事業用地の適正な管理維持のため、除草・管理柵設置等を実施します。道路交通の円滑化と安全性向上のため、市道の整備に係る測量設計等、及び整備工事を実施します。また、都市計画道路の整備を推進します。
狭あい道路解消事業解消事業※	・法42条第2項等に該当する道路に接する土地を道路用地として提供いただき、助成を行い4m未満の道路を解消していきます。
既設道路改良整備事業※	・良好な道路環境の整備を図るため、市道の改良に係る測量設計等、及び改良工事を実施します。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 1.6億円*

*全ての主要な事務事業が、各年度の経費を事前に見込むことが難しい投資的的事业であるため、直近の実績等を勘案して目安の額を示しています。

4 社会基盤の保全・整備

施策69 道路等の適正な維持管理

(1) 現状と課題

道路や橋梁の老朽化が進む中、計画的な維持管理ができていないため、その都度の改修や需要に応えた整備を続けていることから大きな財政負担となっており、これまでと同水準での道路管理を続けていくことが困難であることが想定されます。そのため、適切なコスト管理及び計画的なインフラ管理（長寿命化）を進めていく必要があります。

(2) めざす姿

道路や橋梁が適切に維持管理され、安全で快適に通行することができます。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
道路の適正な維持管理(%)	市民からの道路整備の要望。適正な維持管理を行うことにより、市への要望の比率減を目指します。	14.3% (H23年)	10.0%
街路樹の適正な維持管理(%)	樹形や剪定時期等に配慮した剪定を行い都市環境を創出します。	84.4% (H23年)	90.0%
道路台帳等維持管理事業(%)	道路の認定、区域変更、廃止等に伴い、道路台帳の更新を行います。	100.0% (H23年)	100.0%

市民に期待すること

- ・道路等の管理について、市民や事業者が市の支援を受けながら道路等の管理を行うアダプト制度などを活用する。

(3) 施策の方向性

- ・サービス水準を維持し、低予算で安全で快適な道路等の機能を確保するため、計画的なインフラ管理（長寿命化）について取りまとめを行った白書を踏まえ、民間活力による低予算で高水準の維持管理を進めます。また、市民が愛着をもって道路に接することができるよう、市民との協働による道路管理を推進します。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29年度の取組
包括的道路維持管理業務委託の実施	・新しい道路の管理手法として、包括的道路維持管理業務の委託を進めます。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 12億円

4 社会基盤の保全・整備

施策70 下水道施設の機能確保

(1) 現状と課題

本市の下水道管きよの布設延長は約740kmあります。今後、多くの下水道管きよが耐用年数とされる50年を迎えるため、老朽化対策が求められています。

また、震災時における下水道管きよの最低限の機能確保が求められており、地震対策を着実に実施する必要があります。これらの対応に向け、適正な財源確保に努める必要があります。

(2) めざす姿

下水道施設が適切に維持管理され、老朽化対策・地震対策等が計画的に行われ、市民の快適な生活環境が確保されています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
老朽化対策工事の管きよの延長(km)	老朽化した施設を管更生工事等を実施することにより、長寿命化を図り、施設の機能確保に努めます。	—	10.0km
地震対策工事のか所数(か所)	重要な幹線において、マンホールの浮上防止、管きよとマンホールの継手部の可とう化工事等を実施し、施設の耐震化を目指します。	10か所 (H24末)	730か所
雨水浸透ますの設置個数(個)	住宅の建築や改築時に、雨水浸透ますの設置指導を行い、雨水流出抑制に努めます。	47,900個 (H24末)	59,900個

市民に期待すること

- ・民間活力により、雨水浸透施設を設置する。
- ・自宅前の道路の落ち葉等を清掃する。
- ・使用者は、油やごみ等を下水管に流さない。

(3) 施策の方向性

- ・老朽化対策や地震対策工事を計画的に推進していきます。
- ・老朽化による陥没事故発生や機能停止などを未然に防ぐために、施設の点検・調査を行い、必要に応じた補修工事等を実施します。
- ・市民や事業者に対し、雨水流出を抑制するため、雨水浸透施設の設置指導に努めます。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29年度の取組
下水道運営管理事業	<ul style="list-style-type: none">・下水道財政の健全化の推進のため、下水道使用料の確実な徴収事務の実施に努めます。・一般住宅及び中高層・開発事業に係る雨水浸透施設等の設置指導に努めます。
下水道維持管理事業	<ul style="list-style-type: none">・重要な幹線等から管路の詳細調査を実施し、計画的な維持管理に努めます。・重要度の高い施設から、マンホールの浮上防止対策、マンホールと管きょ継手部の可とう化工事を実施します。
下水道新設改良事業	<ul style="list-style-type: none">・長寿命化計画に基づき、既設老朽管の更生工事を計画的に実施します。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 116億円

5 商工業の振興

施策71 中小企業の経営基盤強化の支援

(1) 現状と課題

現在、事業所数は本市も含め都全体で増加傾向にあります。また、大型店の増加に伴い売り場面積や年間商品販売額も本市では増加傾向となっています。しかし、IT化や少子高齢化の進展、環境配慮への社会的要求の高まりなど、時代と共に生じる課題により、経営を取り巻く状況の変化は厳しくなっています。今後こうした変化を的確に踏まえた経営の刷新が求められています。

(2) めざす姿

IT社会に対応した新たな経営の導入や時代のニーズを踏まえた経営の刷新など、中小企業の経営基盤強化に向けた支援が行われ、中小企業の経営の安定化と地域経済の活性化が図られています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
事業所数の多摩26市順位(位)	経済センサスの数値を用い、多摩地域における順位の維持を目指します。	4位 (H21年度)	4位以内
むさし府中商工会議所で行う巡回・窓口相談指導件数(件)	事業者の経営に関するの情報提供や相談、指導などを行うことで、中小企業の経営基盤強化を支援します。増加を目指します。	2,018件 (H23年度)	2,800件

市民に期待すること

- ・事業者自ら、国内外の経済状況について情報収集を積極的に行うとともに、事業者間の情報共有を一層進める。
- ・各事業者が経営基盤強化に取り組み、経営の安定化を図る。
- ・市が行う支援を活用し、中小企業の経営基盤強化に取り組み、経営の安定化を図る。

(3) 施策の方向性

- ・むさし府中商工会議所における相談、情報提供、各種講座、後継者育成等への支援を行います。
- ・事業資金調達への支援を行います。
- ・新たに事業を始める人たちへの支援を行います。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29年度の取組
中小企業経営安定化事業	・中小企業事業資金融資利子及び中小企業退職金共済掛金への支援を行い、中小企業の経営基盤強化を図ります。
商工業振興事業	・商工業振興のため、むさし府中商工会議所が行なう事業に対して支援を行います。
小規模事業者等経営改善普及事業等	・中小企業の経営基盤強化を図るため、むさし府中商工会議所が行なう経営改善、団体育成への指導等に対して支援を行います。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 6億円

5 商工業の振興

施策72 地域商業の振興

(1) 現状と課題

商店会ではイベントなど様々な取組を通じて、地域住民とのふれあいの機会を作っています。しかしながら、未加入事業者の増加、商店会会員の高齢化など商店会活動を行うに当たっては厳しい環境となっています。今後、消費者の生活様式やニーズの多様化・高度化に対応した魅力ある商店街づくりが求められています。

(2) めざす姿

生活者の日常生活の利便性や快適性の向上と地域商業の振興が図られ、事業者と市民をはじめとする消費者との交流の促進を通じた活気ある商店街づくりと商業活動の活性化が図られています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
市内店舗において商品を購入する市民の割合(%)	むさし府中商工会議所で実施している府中市消費動向調査を用い、市内での消費率の向上を目指します。	78.7% (H21年度)	80.0%
日常の買い物の便がよいと感じている市民の割合(%)	府中市市政世論調査を用い、市民の買い物の利便性の向上を目指します。	70.6% (H23年度)	75.0%

市民に期待すること

- ・活気ある商店街と商業活動の活性化を目指し、地域住民とのふれあいや住民ニーズに対応した創意あふれる商店街づくりを進める。
- ・未加入事業所の商店会加入促進を図る。

(3) 施策の方向性

- ・商店会等へアドバイザーを派遣します。
- ・商店会が実施するイベント・活性化事業等に対して支援します。
- ・事業者による創意あふれる新たな府中特産品の開発等を支援します。
- ・地域通貨制度など持続可能な商業振興策について商工会議所との連携を図ります。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29年度の取組
商店会振興事業	・商店会等にアドバイザーを派遣して、商店会の活性化に向けた取組みを支援します。
商店街振興事業	・商店会の実施するイベント事業、装飾街路灯、アーチ等の設置、修繕等及び電気料に対して支援を行います。
府中市特産品等開発支援事業	・事業者等の創意工夫をいかした特産品等の開発を支援することにより、府中市の魅力の向上と商業及び観光の振興を図ります。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 3億円

5 商工業の振興

施策73 工業の育成

(1) 現状と課題

製造品出荷額等は本市も含め都全体で減少傾向となっておりますが、本市の製造品出荷額は26市でトップを維持しています。しかし、中小企業者においては、製品開発及び販路開拓等に係る資金難・特許相談等の技術相談への対応が求められています。さらに、企業に対して、環境配慮への社会的要求の高まりなどへの取組も求められています。

(2) めざす姿

技術革新や新製品開発、異業種交流、産学交流などを支援することで、技術の向上と経営効率化が図られ、市内工業が活性化し、生産力が向上しています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
製造品出荷額等の多摩26市順位(位)	工業統計及び経済センサスの数値を用い、多摩地域における順位の維持を目指します。	1位 (H22年度)	1位
付加価値額の多摩26市順位(位)	工業統計及び経済センサスの数値を用い、多摩地域における順位の維持を目指します。	2位 (H22年度)	2位以内
1事業所当たり付加価値額の多摩26市順位(位)	工業統計及び経済センサスの数値を用い、付加価値額を事業所数で除すことにより求め、多摩地域における順位の維持を目指します。	3位 (H22年度)	3位以内

市民に期待すること

- ・情報の収集や専門的な相談を受けるなどして技術力や開発力の向上を図る。
- ・異業種・産学交流などを経て経営の多様化、事業の拡大化に取り組む。

(3) 施策の方向性

- ・工業技術情報センターにおける情報提供・相談の充実を図ります。
- ・製品開発・市場開拓及び特許取得等への支援を行います。
- ・異業種間交流・産学交流を行うための会場の提供や必要な支援を行います。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26～H29 年度の実施
異業種交流促進事業	・府中市工業技術展（テクノフェア）の開催、東京都産業交流展への参加、異業種交流グループの支援などを通して異業種や産学の交流による新製品・新技術の開発、取引機会の向上をはかります。
中小企業工業技術向上支援事業	・技術情報相談や技術情報の提供を行うとともに、製品開発、市場開拓及び特許取得等への支援を行います。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 0.6億円

5 商工業の振興

施策74 観光資源の活用・創出による地域活性化

(1) 現状と課題

府中市観光情報センターや郷土の森観光物産館から、観光情報を発信するとともに観光案内人ボランティアによる観光ガイドツアーを実施しています。

市内では、数多くのイベントが開催されていますが、観光客を呼び込むこととともに滞在時間の延長や楽しんでもらうための基盤整備が必要となっています。

(2) めざす姿

浅間山、府中崖線、けやき並木や多摩川などの自然環境や歴史的な名所・旧跡、伝統的な催事などの魅力を広く市内外に情報発信をすることで、市内を訪れる観光客が増え、賑わいのあるまちとなっています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
くらやみ祭の来場者数(人)	本市の代表的な観光資源でもあるくらやみ祭への観光客の集客に努めます。	700,000人 (H24年度)	750,000人
郷土の森観光情報センター来場者数(人)	郷土の森観光物産館内にある観光情報センターの来場者を増加させることにより、本市の効果的なPRに努めます。	12,400人 (H23年度)	12,900人

市民に期待すること

- ・民間活力による観光、飲食店等の情報を発信する。
- ・おもてなしの機運を醸成する。
- ・地域ブランドの創出や発信の強化に一層取り組む。

(3) 施策の方向性

- ・観光情報を市内外に効果的な手法により発信していきます。
- ・観光客のニーズにあった情報をNPO団体や民間事業者と協力して発信していきます。
- ・名所・旧跡、けやき並木や多摩川などの自然環境、郷土の森博物館や美術館などの文化施設等の様々な観光資源を活用し、集客を図ります。
- ・本市の特産品の活用や観光大使などの媒介役を通じたPRなどにより本市の魅力を伝え、誘客に努めます。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26~H29 年度の取組
観光振興事業	<ul style="list-style-type: none">・新たな観光資源の発掘や既存の観光資源のPRに努めつつ、集客を図ります。・NPO団体である府中観光協会の専門性を活かした事業に対して、支援を行います。
観光情報施設管理運営事業	<ul style="list-style-type: none">・郷土の森公園周辺をはじめとした観光情報の発信や情報収集に努めます。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 2億円

5 商工業の振興

施策75 消費生活の向上

(1) 現状と課題

巧妙複雑化する悪質商法や食品・生活用品の表示偽装及び製品事故等による市民の被害が後をたたない状況にあります。市民が安心して生活できるよう積極的に情報提供を行い、効果的な講習会の開催を通して啓発活動を行うとともに消費生活に関する相談体制の充実を図ることが求められています。

(2) めざす姿

消費生活相談や情報の提供が行われることで、悪質商法などの消費者トラブルや製品事故等のない健全な生活が守られるとともに、環境に配慮した生活スタイルに転換することにより市民生活の向上が図られている。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
この1年間に消費者トラブルにあったことがある市民の割合(%)	市民意識調査結果で把握している数値です。減少を目指します。	3.1% (H23年度)	2.5%
消費生活展への来場者数(人)	消費者団体の研究成果の発表の場となる消費生活展への来場者数です。増加を目指します。	474人 (H23年度)	700人
消費生活講座への参加人数(人)	悪質商法や食品の安全性などの消費生活に関する講座への参加者数です。増加を目指します。	122人 (H23年度)	200人

市民に期待すること

- ・日頃から消費者問題に関心や知識を持ち、悪質商法等の被害者にならないように努める。
- ・市民同士が情報を共有する。

(3) 施策の方向性

- ・消費生活相談室を運営し、相談の充実を図ります。
- ・消費トラブルを未然に防止するため、消費者への情報提供に努めます。
- ・消費生活講座などの各種講座や消費生活展を行い啓発に努めます。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26~H29 年度の取組
消費者相談・啓発事業	<ul style="list-style-type: none">・専門知識のある消費生活相談室を配置し、電話及び来所での相談を受け付けます。・消費生活展や消費生活講座、啓発資料等により情報提供や啓発活動を実施します。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 0.4億円

6 都市農業の育成

施策76 農地の保全、府中産農産物の流通拡大と担い手の育成

(1) 現状と課題

急激な都市化と、農業従事者の高齢化、後継者不足、相続税負担等を背景として、農地減少が進んでいます。このような中、農業の多面性を生かして農地の保全を図るとともに、農業の担い手の確保のため、後継者や市民の援農ボランティアを育成していく必要があります。

また、黒米焼酎や椎茸等の特産品を、農業関係団体と連携し、共同直売所等で販売していますが、府中を代表する特産農産物として認知度が高くありません。

今後、市内関係機関の連携による特産品の開発、農産物や特産品をより買いやすい直売所の整備などが課題となっています。

(2) めざす姿

農業者は地域に開いた農業活動を展開し、市民は積極的に農業に関するボランティア活動に参加していきます。これにより、生産活動以外も含めた農業の多面的機能が活用され、市内の農地が保全されています。また、安全で新鮮な農産物が直売所等に出荷され、多くの市民がその農産物を消費しています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
生産緑地の面積(ha)	農地として保全される生産緑地をできるだけ多く残します。	105.6ha (H23年度)	92.3ha
認定農業者数(人)	直売所や市場へ出荷する農業者で経営改善を目指す認定農業者を増やします。	96人 (H23年度)	105人
直売所等へ出荷している農家の割合(%)	自給的農家を減少し、直売所等へ出荷する販売農家を増やすことなど地産地消を推進します。	51.0% (H22年度)	58.0%

市民に期待すること

- ・ 農業者はボランティアの育成を、市民はボランティア活動に取り組む。
- ・ 遊休農地は、貸し出しや市民農園への提供を行う。
- ・ 「市民産直」（市内の農産物の地産地消）を進める。
- ・ 生産者が作物の栽培や出荷状況等の情報を発信する。

（３）施策の方向性

- ・ 農業者が相続による農地の売却が最小限で済むよう、相続制度の改善等を国へ要望します。
- ・ 農業用井戸の災害時の活用など、防災協力制度による農地の保全、農業の支援を行います。
- ・ 市内のNPOや大学等と連携し、府中産農産物の特産品化、ブランド化を進めます。
- ・ 農業者による6次産業の経営を支援します。
- ・ 旬の農産物のお荷状況等の情報を、市民へ発信します。
- ・ 市内の直売所のPRや整備のほか、市内商店等との連携を推進し、消費者が市の農産物を買しやすい環境を整えます。
- ・ 特産品や直売所の情報等をわかりやすいツールで周知します。

（４）主要な事務事業

事業名	H26～H29年度のお組
農業委員会運営事業	・ 農業委員から農業者へ営農のあり方について指導するとともに、農業者の抱える問題を吸い上げ、解決に向けて取り組みます。
農業者支援事業	・ 農業後継者団体の新しいお組や講習会の経費への補助金を交付します。 ・ 農業者の実施する経営改善事業に対し補助金を交付します。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 1億円

6 都市農業の育成

施策77 農業とふれあう機会の拡充

(1) 現状と課題

農業とふれあう講座へは定員を超える市民の応募があり、市民農園へは区画数以上の利用希望者がある等の状況が見られます。しかし、農業に興味ある人とない人とで関心度に差があり、全体的に見れば、農業に対する市民の興味、特に子どもの興味が不足しています。

市民の農業への関心を啓発することと、市民農園の開設、食育とのコラボレーションなど、より多くの農業と触れ合う場の提供をすることが課題となっています。

(2) めざす姿

農業の多面的機能の一つとしてのコミュニティ機能が活用され、市民が農業とふれあい、積極的に農業と関わる生活を送っています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
市内に開設された市民農園の区画数(区画)	市民が利用できる市民農園の区画数です。市民が自分で好きな野菜が作れることから、家族で農業にふれあう場を提供します。	1,948区画 (H23年度)	2,000区画
農業体験を取り組んでいる小学校数(校)	教育活動の一環で農業に触れ合う授業を行っている公立小学校の数です。小学生のうちから、農業にふれあい、農業の大切さを学びます。増加を目指します。	16校 (H23年度)	20校

市民に期待すること

- ・ 農業者は場所の提供と農作業指導に努める。
- ・ 市民は、農業にふれあい、積極的に農業と関わりを持つ。

(3) 施策の方向性

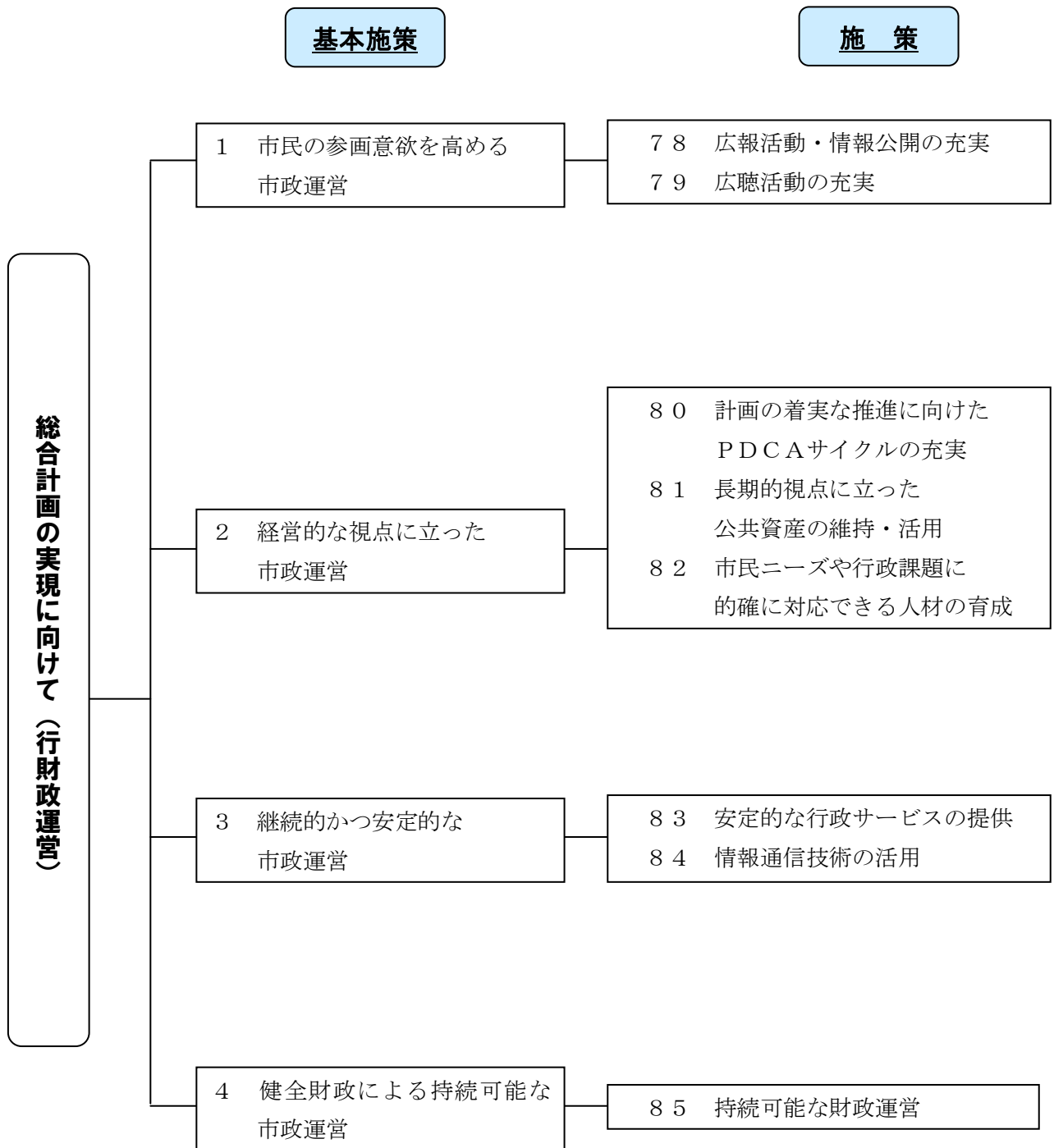
- ・ 農業の多面的機能の一つの地域コミュニティ機能を生かし、農地と農業者を活用した農業へのふれあい講座等、機会の創出を行います。特に小学生を対象とした子ども農業体験事業や新鮮な食材による美味しい食事の機会をつくる取組などを推進し、子どもたちと農業のふれあいを通じて農業の大切さを啓発します。
- ・ 興味をもった市民が、より積極的に農業を支援することができるように、ボランティア活動のあっせんなどを行います。
- ・ 農業公園を開設し、市民が農業とふれあう場を確保します。

(4) 主要な事務事業

事業名	H26~H29 年度の取組
農業まつり運営事業	<ul style="list-style-type: none">・ 市民に農業を知っていただく農業まつりを実施します。・ 農業者の技術向上と意識高揚、また市民への農業 PR のための品評会を実施します。・ 優秀農業者を表彰する褒賞式典を開催します。
子ども農業体験推進事業	<ul style="list-style-type: none">・ 親子で農業体験できる講座を実施します。・ 学校教育の一環で、農業体験できる事業を実施します。
市民農園維持管理事業	<ul style="list-style-type: none">・ 市民農園の維持管理を行います。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 0.5億円

Ⅱ 行財政運営に関する施策



1 市民の参画意欲を高める市政運営 施策78 広報活動・情報公開の充実

(1) 現状と課題

広報ふちゅうを新聞折込、希望者への各戸配付、市の施設や市内の鉄道各駅などへの設置により広く配布するとともに、また、ホームページを適宜更新するなど、様々な媒体で市の情報を発信しています。誰もが必要な情報を簡単にわかりやすく入手できるよう工夫をしていく必要があります。

(2) めざす姿

市民誰もが市の情報を簡便に入手することができ、行政サービスを利用したり、様々な活動を行ったりしています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
市政情報を容易に入手できないと感じる市民の割合(%)	各種情報媒体の特性を踏まえた情報提供を行い、市民一人ひとりが利用しやすい媒体で情報を取得することにより、市政への関心を高められるよう努めます。減少を目指します。	18.9% (H23年度)	15.0%以下

市民に期待すること

- ・ 市政に関心を持ち、積極的に情報を収集し活用する。
- ・ 様々な情報をもとに、まちづくりや地域の活動に積極的に参加する。

(3) 施策の方向性

- ・ 広報ふちゅうをはじめ様々な媒体で誰もがわかりやすいように情報を発信します。
- ・ ソーシャルメディアなど新たな情報発信手段が生じているなか、新たな媒体の活用を検討します。
- ・ 市政情報センターや市政情報公開室において、市政の情報を簡便に入手できるように、所蔵する資料を充実し適切な案内をします。
- ・ 個人情報の保護に配慮しつつ、公文書の迅速かつ十分な開示に努めます。

(4) 主要な取組内容

主要な取組	取組の方向性（H26～H29）
○広報紙の配布推進	・ 新聞購読者数が減少傾向にあり新聞折込による配布数が落ち込む中、希望者への各戸配付を推進するなど、広報紙がより多くの市民に行き渡るように努めます。
○ホームページの充実	・ 利用者が必要ときに知りたい情報を簡単に取得でき、多様な端末に対応できるよう、ホームページの改善を図ります。
○各種情報媒体の活用	・ 広報紙、ホームページのほか、テレビ広報、メール配信、マスメディアなどの各種情報媒体を有効に活用し、市政情報が広く市民に伝わるように努めます。
○市政情報センターの円滑な運営	・ 市民へ身近な行政サービスやイベントの案内をするとともに、市政に関する資料の閲覧などができる場として拡充し、様々な活動の拠点となるよう整備します。
○市政情報公開室の円滑な運営	・ 市政に関する資料を充実し、市民が必要とする情報を簡便に入手できるように努めます。
○府中市情報公開条例に基づく公文書の開示請求への対応	・ 個人情報などの不開示情報を適正に取り扱うなかで、請求者が必要とする公文書の迅速な開示に努めます。

1 市民の参画意欲を高める市政運営 施策79 広聴活動の充実

(1) 現状と課題

市政世論調査、市長への手紙、市長と自治会長やPTAとの懇談会、パブリック・コメントなどを実施し、市民の意向・提言の把握に努めています。市民の価値観が多様化している中で、市民の考えやニーズを的確に把握するため、より効果的な手段を検討していく必要があります。

(2) めざす姿

市民が市政に関心を持ち、様々な手段で意見を述べています。また、市では多くの意見の中からの的確に市民ニーズを把握し、市政運営に反映しています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
市民の意見を聴く体制が整備されていると感じていない市民の割合(%)	新たな計画などを策定する際には、市民の意見等を聴きながら進めます。減少を目指します。	25.9% (H23年度)	15.0%以下

市民に期待すること

- ・ 市政に関心を持ち、積極的に意見を述べる。
- ・ 自分にあった広聴の手法を活用する。

(3) 施策の方向性

- ・ 市政世論調査や市長への手紙などにより多くの市民の意見を聴取します。
- ・ 市民との意見交換をする機会を充実します。
- ・ 市民の意見等を聴くための効果的な手法の検討をします。

(4) 主要な取組内容

主要な取組	取組の方向性（H26～H29）
○市長への手紙の実施	・ いつでもだれでも郵便や電子メールで市長へ意見等を出すことができる「市長への手紙」制度を継続します。
○市長と語る会を通じた対話の機会の拡充	・ 市長と市民とが直接対話をし、市政に反映するとともに、市民との協働の推進を図ります。
○市民ニーズを捉える市政世論調査の実施	・ 市民ニーズなどを統計的に調査分析し、その結果を市政に反映します。
○パブリック・コメント制度の推進	・ パブリック・コメント制度の着実な運用に努めます。 ・ パブリック・コメントの実施状況や結果報告について、わかりやすい情報公開を進めます。

2 経営的な視点に立った市政運営

施策80 計画の着実な推進に向けたPDCAサイクルの充実

(1) 現状と課題

PDCAサイクルの中心となる行政評価制度を行政運営に活用できるよう、効果的かつ精度の高い運用に努め、第6次府中市総合計画の目標達成状況を明らかにすることにより、市民の市政への関心を高める必要があります。また、事務事業点検の経験等を生かして、市民が総合計画の進行管理に参加できる機会を創出する必要があります。

(2) めざす姿

行政評価制度を中心としたPDCAサイクルの充実を図ることで効率的・効果的な行政運営が行われるとともに、計画の進捗状況が積極的に情報発信され、総合計画の進行管理に市民が関わっています。これらのことから、市民ニーズを捉えたうえで総合計画で掲げた各施策が着実に実施され、その成果が広く市民に行き渡っています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
基本計画で掲げた各施策の進捗状況(%)	基本計画で掲げた各施策の実施状況を測る指標として、全ての施策の中で当初の目標に向けて順調に展開されている施策の割合です。多くの施策を当初の計画に沿って展開させることを目指します。	—	95.0%
基本計画で掲げた“主要な事務事業”の実施率(%)	基本計画において各施策毎に掲げた“主要な事務事業”の実施割合です。多くの“主要な事務事業”を、当初の計画どおりに実施することを目指します。	—	95.0%

市民に期待すること

- ・ 総合計画の進ちよく状況や行政運営について関心を持つ。
- ・ 市の事業に対する正しい認識と評価の目を持ち、市政へ積極的に参加する。

(3) 施策の方向性

- ・ 総合計画を着実に推進するための進行管理の方策として、行政評価制度をより積極的に政策調整・決定過程と連動させ、予算編成に繋げるなど、PDCAサイクルの充実を図るとともに、総合計画の進捗状況を分かり易くかつ積極的に市民に発信することで市民の市政への関心を高め、進行管理への市民参加の機会を創出します。これらの取組に加え、市民意識調査や推進体制としての組織機構の整備などを実施することにより、市民ニーズを捉えた効率的・効果的な行政運営を推進します。

(4) 主要な取組内容

主要な取組	取組の方向性（H26～H29）
○PDCAサイクルの核となる行政評価制度の充実	<ul style="list-style-type: none">・ 行政運営の恒常的な見直しを行うため、総合計画の各施策及び事務事業の評価を実施し、その結果を市民に積極的に情報発信します。また、市民が市政に関心を示せるように、その評価結果の内容が市民にとって見やすく、分かりやすいものになるように取り組みます。・ 行政評価制度の一環として総合計画に掲げた各施策及び主要な事務事業の進行管理を行い、長期的な視点に立って計画的な施策展開を図ります。
○予算編成との連動を踏まえた政策決定会議の実施	<ul style="list-style-type: none">・ 予算編成に先立ち、総合的な見地から第6次総合計画における施策の方向性を明確にするとともに、各部課の提案する次年度における新規事業やレベルアップ事業等の優先順位付けを行うことで、事業・財源の重点化を図ります。
○適正な補助金の交付を裏付ける審査の実施	<ul style="list-style-type: none">・ 補助金の適正な交付に向けて、各種補助金の適否及び交付額を審査します。団体に対する補助金及び新規補助金については、毎年、補助金等審査委員会において慎重な審査を実施し、補助金の適正化を図ります。
○総合計画の進行状況の把握と市政運営への活用	<ul style="list-style-type: none">・ 総合計画に掲げた各施策の重要度や満足度、指標の現状値等を把握することにより、計画の進捗状況を確認する市民意識調査を実施します。さらに、基本計画の中で重点的に取り組むプロジェクトについては、より綿密な進行管理の仕組みを構築します。・ 行政評価制度との連動を踏まえ、各施策や主要な事務事業の進捗状況を把握し、その方向性を調整する毎年度の取組に加えて、適切な時点で総合計画全体の進行状況を総括し、新たな計画を策定する際の知見として活用していきます。
○市民ニーズを捉えた機能的な組織の構築	<ul style="list-style-type: none">・ 第6次総合計画の着実な推進体制として、時代の変化や市民ニーズを的確に捉えるとともに、これらに柔軟に対応できる機能的な組織・機構の整備に努めます。

2 経営的な視点に立った市政運営

施策81 長期的視点に立った公共資産の維持・活用

(1) 現状と課題

人口の増加に伴い増設してきた公共施設の老朽化の進行が著しく、それらの改修・更新にかかる費用が増大することが見込まれる一方、少子高齢化の進行に伴い、歳出に占める経常的経費、特に扶助費の割合が大きくなってきていることから、保有する資産をすべて維持・更新していくことは困難なことは明らかとなっています。

今後、土地も含めた公共資産を積極的に活用して歳入の確保に努めるとともに、総量抑制や計画的な保全を進めて歳出の削減を図ることが求められています。また、必要な施設については限られた予算を効率的に活用するため、計画的に更新を進める必要があります。

(2) めざす姿

市が保有する公共資産を維持・管理するだけでなく、経営資源として捉えて積極的に活用するとともに、費用と公共サービスの最適化に向けた見直しが図られることにより、限られた経費の中で、最大限の市民サービスを提供できる仕組みが整っています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
公共施設の市民1人当たりの延床面積(m ² ・人)	施設総量の抑制・圧縮に努め、市民1人当たりの延床面積を多摩地域26市の平均値並みまで減らします。	2.25m ² ・人 (H21年度)	2.13m ² ・人

市民に期待すること

- ・限られた財源の中でより良いサービスを提供するため、民間活力の導入も含めた最適な行政サービスのあり方に関心を持つ。
- ・各施設のあり方を検討する際には、利用者に限らず、幅広い市民が公共施設に関心を持ち、議論に参加する。

(3) 施策の方向性

- ・施設の総量抑制のため、施設の利用状況や老朽化の状況を考慮し、廃止や統合を進めます。
- ・限られた予算を効果的かつ効率的に活用するために、各施設の優先順位付けを行い、客観的に判断できる仕組みを構築します。
- ・公共施設の維持管理については、指定管理者やPFI等の民間活力を積極的に導入し、効率的な施設運営をするとともに、市民サービスの向上に繋がります。
- ・市民に親しまれ、まちづくりの拠点となると共に、災害時には防災拠点としても機能する新庁舎の建設を進めます。
- ・維持管理及び更新に多くの費用がかかる公共施設については、適切な受益者負担のあり方の検討、見直しを進めます。

(4) 主要な取組内容

主要な取組	取組の方向性（H26～H29）
○公共施設マネジメントの推進	・ 現在保有する施設をすべて今後も維持・更新していくことは困難なため、施設総量の抑制、圧縮に努めます。 ・ 計画的な保全を実施するための仕組みを整え、健全財政の維持に努めます。
○現庁舎の効率的な維持管理の遂行	・ 建物、設備共に老朽化が著しく維持管理経費の増大が懸念されますが、庁舎建設事業の計画を視野に入れ、緊急性の高い内容の整備を優先して実施し、効率的な現庁舎維持管理を遂行します。
○市庁舎建設事業の着実な遂行	・ 耐震性能が十分ではなく、老朽化の進行が著しい庁舎の建て替えに当たり、市民に親しまれ、府中らしさを受け継ぐまちづくりの拠点となる庁舎を目指し、事業の着実な遂行に努めます。
○計画的な公共用地の取得	・ 事業計画に沿った計画的な用地買収を実施します。 ・ 土地開発基金の安定的かつ効率的な運用を確保します。
○未利用地の売却、貸付け	・ 未利用地の売却、貸付け等有効活用により税外収入の確保を検討します。
○民間活力の積極的な活用	・ 指定管理者制度や民間委託などを積極的に活用し、効果的かつ効率的な行政運営に努めると共に、市民サービスの向上につなげます。

2 経営的な視点に立った市政運営

施策82 市民ニーズや行政課題に的確に対応できる人材の育成

(1) 現状と課題

これまで、職員数の適正化、適正な人員配置、集合研修・職場研修などを実施し、職員の育成と組織の活性化に努めてきました。しかしながら、市政を取り巻く環境は更に変化し、財政状況は厳しさを増す一方で、豊富な知識と経験を持つ団塊世代職員が大量に退職したことから、職員一人ひとりに求められる役割の質と量は一層増大しています。

そこで、今後、市民との協働によるまちづくりを推進するとともに、限られた財源と人員の中で、市民サービスの質を高めながら、より一層効果的・効率的な行政運営に繋げるため、更に柔軟で計画的な職員の採用と配置に努めるとともに、個々の職員の資質や能力、意識の向上を図るための制度を確立する必要があります。

(2) めざす姿

市民との協働によるまちづくりを進める行政活動に的確に対応できる、優れた人材を採用し、適材適所に配置するとともに、人材を育成するための諸制度が充実しています。このため、職員が、市職員としての誇りと働きがいを持ち、更なる組織の活性化が図られています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
職員の対応に満足している市民の割合(%)	CI推進運動によるアンケート調査結果(窓口・電話対応、あいさつ、身だしなみ)で、90%以上の市民が満足している状態を目指します。	83.2% (H23年度)	90.0%
採用された職員提案数(件)	計画期間内における職員提案のうち、既实施了業務改善で職員提案として認められたもの及び実施に向けて具体的に検討することを決定した提案の合計数です。	—	20件

市民に期待すること

- ・市民との協働に係る職員意識の高揚を図り、市民との協働によるまちづくりを推進していくに当たって、市の様々な分野の事業において、市民・事業者・NPO等により行政との協働を図る。

(3) 施策の方向性

- ・厳しい財政状況の中において、多様化する市民ニーズや新たな行政課題に迅速かつ的確に対応できる職員を育成するため、職員の資質や知識を更に高め、職員が持つ能力を最大限に発揮するための研修制度の充実に努めるとともに、市民との協働に向けたまちづくりを担う職員の育成を推進します。
- ・職員が培ってきた知識や経験等を発揮できるように、職員による業務改善を組織的に支援する職員提案制度の充実を図ります。
- ・市民サービスの維持・向上を図りつつ、柔軟で計画的な職員の採用と配置に取り組むとともに、職員の意欲や専門性に配慮した人事配置やジョブローテーション、人事評価制度の構築を図ります。

(4) 主要な取組内容

主要な取組	取組の方向性（H26～H29）
○職員の人材育成	<ul style="list-style-type: none">・市民との協働によるまちづくりを推進するための職員意識の高揚を図ります。・職員が、市民ニーズを的確に把握し、新たな行政課題の解決に繋げることができるよう、研修制度の充実を図ります。・職員の能力や実績を適正に評価して、人事や給与等の処遇に反映させる制度の充実を図ります。
○職員提案制度の充実	<ul style="list-style-type: none">・職員の提案意欲や提案内容の精度を向上させるため、提案内容を業務に積極的に反映させられるように職員提案制度の充実を図ります。

3 継続的かつ安定的な市政運営

施策83 安定的な行政サービスの提供

(1) 現状と課題

窓口サービスについては、繁忙期（2月～5月）における混雑の解消と待ち時間の短縮を図るとともに、混雑状況を市民に情報提供する仕組みづくりを構築する必要があります。また、市民が夜間・休日に証明発行サービスを受けられるよう、自動交付機等の利用促進も求められています。

法務部門については、地方自治体への権限移譲が進められている中で、施策における政策法務の充実を図るため、法務部門の機能を強化するとともに職員の能力の向上に努める必要があります。

行政手続については、円滑な運用となるよう、行政内部での情報共有を一層進めていくことが課題です。

(2) めざす姿

市民が利用する窓口サービスが迅速に、かつ市民にとって分かりやすい形で提供されることで、市民の利便性が向上しています。また、行政内部の手続が法令に則って公正かつ円滑に進められ、行政サービスが安定的に提供されています。これらのことから、市民が市政に信頼を寄せ、行政サービスに満足しています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
窓口での対応に満足している市民の割合(%)	CI推進運動におけるアンケート調査で把握している数値です。市民の窓口サービス満足度を高められるよう、混雑の解消や利便性の向上に努めます。	85.2% (H23年度)	90.0%
自動交付機利用率(%)	各種証明書発行における自動交付機の利用割合です。市民が夜間・休日においても証明発行サービスを受けられるよう、利用率の向上に努めます。	19.4% (H23年度)	25.0%

市民に期待すること

- ・窓口のサービスや行政内部の手續に対して、市民の視点での意見や提案を伝える。

(3) 施策の方向性

- ・窓口での待ち時間の短縮と混雑解消に向けて、定型的な窓口業務等について、民間活力を導入し、窓口事務の効率化を図ります。また、窓口等の混雑情報を携帯電話等で確認できる仕組みを研究します。
- ・職員の法務能力の向上のため、法務相談員による研修を実施します。
- ・行政内部の業務について、文書管理及び情報公開の効率化を目的として、システムの導入を研究します。
- ・市長をはじめとする理事者の顔が見える行政運営に対する市民の期待の高まりに応えられるよう、今後も市長・副市長の秘書業務を的確に進めます。
- ・選挙に関する業務として、開票作業に読取分類機を導入し、事務の効率化と迅速化を図ります。
- ・市民が安心して日々の暮らしを送ることができるように、日常生活の中で生じる様々な疑問や悩みごとの解決を手助けする相談事業を行います。
- ・窓口業務の適正化及び効率的なコンピュータシステムの導入等によりワンストップサービスの推進を図ります。

(4) 主要な取組内容

主要な取組	取組の方向性 (H26～H29)
○利便性の高い窓口サービスの提供	<ul style="list-style-type: none">・窓口業務の効率化と利便性の向上及び安全性などの適正な管理を図るため、住民記録システムの構築を推進します。・窓口の混雑状況を携帯電話等から確認できるような仕組みを導入し、混雑解消に努めます。・夜間・休日における窓口サービスの向上を図るため、テレホンサービスの充実や自動交付機等の機能拡充に努めます。
○行政運営における法的支援	<ul style="list-style-type: none">・適切な行政サービスが提供されるよう、行政運営における法的な指導、助言等の支援を行います。
○行政運営を支える業務の遂行	<ul style="list-style-type: none">・行政運営を支える文書管理事務、議会との窓口となる事務、庁内内部管理事務等を効率的かつ効果的に行います。・社会の情報基盤である統計調査を円滑に実施できるよう努めます。また、統計情報を行政運営に活用するため、整理提供に努めます。
○的確な秘書業務の遂行	<ul style="list-style-type: none">・円滑な市政運営のため、引き続き市長・副市長の秘書業務を的確かつ迅速に進めます。
○適正な選挙の執行管理	<ul style="list-style-type: none">・適正な選挙の執行管理に努めます。・正確かつ迅速な開票へ向け、開票作業の効率化に努めます。・有権者の政治・選挙に対する意識向上に向け、効果的な啓発に努めます。
○日常生活における悩み等への相談	<ul style="list-style-type: none">・市民からの要望を踏まえ、法律相談、税務相談、登記相談などの専門相談を行います。

3 継続的かつ安定的な市政運営

施策84 情報通信技術の活用

(1) 現状と課題

電子申請や電子調達などの手続きがインターネット経由で行うことができるように整備してきましたが、電子自治体を構築することにより利便性は高まる反面、運用コストが増加することがあるため、費用対効果を考慮した計画的な導入が求められています。

情報セキュリティに関しては細心の注意を払いながら情報資産の管理を行っていますが、新たな脅威や情報漏えいに対処する環境整備を行うとともに、職員一人ひとりの意識啓発など情報セキュリティ対策を徹底させ浸透させる必要があります。

(2) めざす姿

市の電子自治体化が進むとともに、住民情報などのシステムの刷新により、市の事務作業が効率化、迅速化され、市民はいつでも、どこでも、誰でも行政サービス等を快適に利用しています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29 年度目標値
インターネットなどで申請や届出ができる手続きの種類(種類)	東京電子自治体共同運営の電子申請・調達サービスや市のホームページから申請や届出ができる手続きの指標とし、順次拡大を図ります。	19種類 (H23年度)	24種類
基幹システムの整備事業の進捗率(%)	現行の基幹システムの見直し、再構築の進捗状況を指標とし、見直し、再構築の完了を目指します。	30.0% (H23年度)	100.0%
情報セキュリティ監査実施率(%)	庁内を対象とする情報セキュリティ内部、外部監査の実施率です。全ての課において実施している現状を維持します。	100.0% (H23年度)	100.0%

市民に期待すること

- ・電子申請の種類を拡充を受け、電子申請・電子調達を積極的に利用する。

(3) 施策の方向性

- ・電子申請の種類を拡充します。
- ・情報システムの最適化を行い、事務の効率化に努め、市民サービスの向上に努めます。
- ・様々な脅威に対応できるように機器の整備や職員への意識啓発に努めます。

(4) 主要な取組内容

主要な取組	取組の方向性（H26～H29）
○電子自治体サービスの提供	・ICT 技術を活用し、電子申請等の拡充など、安全で質の高い市民サービスの提供に努めます。
○情報セキュリティ対策の徹底	・情報セキュリティ研修や情報セキュリティ内部監査・外部監査などの実施により、情報の慎重かつ適切な管理の徹底に努めます。 ・外部からの攻撃などの脅威に対し環境整備を行います。
○情報システムの安全で効率的な運用	・庁内情報システムの安定的かつ安全な運用に努めます。 ・情報システムの効率的な運用、コストの削減を図るため、情報システムの最適化に努めます。

4 健全財政による持続可能な市政運営

施策85 持続可能な財政運営

(1) 現状と課題

世界経済は欧州債務危機の長期化に加え、中国をはじめとする新興国も成長が減速してきており、また、国内経済も長引くデフレや輸出の鈍化等の影響など厳しい状況にある中、市財政においても市税などの歳入が減少し、多額の財源不足が生じ、基金と市債で財源を補填している状況にあります。また、平成22年度決算値で90.5%となり、目標としていた80%台を超えた経常収支比率は、平成23年度決算値では89.8%となりましたが、財政の硬直化は依然として改善していません。今後も歳入の減少が見込まれる中、社会保障経費の増加や公共施設の老朽化に伴う大規模修繕や改築等に対応する必要があります。

このため、行財政改革を推進し、歳入の確保や事務事業の見直しによる歳出削減により歳入に見合った歳出となる財政構造を確立する必要があります。

(2) めざす姿

行政サービスを安定して提供できるよう、将来に負担を先送りすることなく、歳出の適正化を図るとともに、事業実施のための財源を安定的に確保し、健全な財政運営に努めています。

施策指標

指標名(単位)	指標の説明	現状値	H29年度目標値
経常収支比率(%)	経常一般財源の総額に対する経常経費に充当された一般財源の割合です。この数値が高いと財政が硬直化していることを示します。一般に70%~80%台が適正とされています。	89.8% (H23年度決算)	80%台を維持
実質公債費比率(%)	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合です。18%以上で地方債発行に許可が必要になり、25%以上で独自事業の起債が制限されます。	7.1% (H23年度決算)	10%以下
市税収納率(%)	市税(現年課税分)調定額に対する収入額の割合です。	98.5% (H23年度)	99.1%

市民に期待すること

- ・市民一人ひとりが税金の使われ方や市の財政状況について関心と正しい理解を持ち、常にチェックする。
- ・税の適正な申告・届出と期限内の納税に努める。

(3) 施策の方向性

- ・将来にわたり安定して行政サービスを提供するため、財政の健全化に着実かつ積極的に取り組みます。
- ・事務事業の見直しや民間活力の積極的な活用などにより行財政改革を推進します。
- ・市税など適正な課税と収納率の向上、受益者負担の適正化、新たな自主財源の確保などを図り、歳入の安定確保に努めます。

(4) 主要な取組内容

主要な取組	取組の方向性 (H26~H29)
○健全な財政運営	<ul style="list-style-type: none">・適正な予算執行に努めます。・財政状況のよりわかりやすい説明、情報公開に努めます。・限られた財源を効率的・効果的に配分した予算編成に努めます。・基金の計画的な運用に努めます。・計画的な地方債の借入と償還に努めます。
○競走事業の持続的な収益の確保	<ul style="list-style-type: none">・魅力的なボートレースやイベントを開催するなどサービスを充実し、集客の向上に努めます。・宣伝広告やホームページを充実するとともに場間場外発売を推進するなど、売上の向上に努めます。
○公平かつ適正な課税事務	<ul style="list-style-type: none">・市税の公平かつ適正な課税に努めます。
○市民の状況に応じた適切で公平な収納	<ul style="list-style-type: none">・口座振替等により期限内納付を推進し、収納率の向上に努めます。・積極的な滞納整理を実施し、滞納額を減らすように努めます。
○出納業務の遂行	<ul style="list-style-type: none">・公金の安全な管理と効率的な運用に努めます。・効率的かつ適正な支払事務の徹底に努めます。・わかりやすい決算書の調製に努めます。
○効率的で公正な入札・契約事務の執行	<ul style="list-style-type: none">・電子による入札会と発注図書等の電子媒体による提供をすすめ、コスト縮減や事務の迅速化等効率的な事務執行に努めます。・入札・契約に係る情報を適切に公表することにより、公平な競争機会の提供と不正行為の排除を徹底し、契約事務の公正性・透明性の確保に努めます。
○監査事務の充実	<ul style="list-style-type: none">・監査に関する知識の習得により、監査技術の向上に努めます。・監査基準の見直しや組織体制の充実を図り、監査サイクルの短縮化に努めます。・監査結果等の情報を市民にわかりやすく提供することに努めます。
○行財政改革の推進	<ul style="list-style-type: none">・事務事業の見直しや民間活力の積極的な活用を図るなど、行財政改革を推進します。・行財政改革推進プランの進捗状況を毎年度把握し、取組の成果について検証し改善するよう努めます。
○積極的な歳入の確保	<ul style="list-style-type: none">・自主財源の確保に向けてさらなる検討を進め、広告媒体への有料広告の掲載を拡大するなど、積極的な歳入確保に努めます。・各種サービスを利用する際の手数料や施設使用料などについて、コスト計算に基づいて設定している基準の見直しなども視野に入れ、受益者負担の適正化に努めます。